

自己点検・評価報告書

令和2年11月
小樽商科大学

目 次

はじめに	1
I 大学の現況、目的及び特徴	2
II 領域ごとの自己評価	5
領域1 教育研究上の基本組織	5
領域2 内部質保証	17
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表	37
領域4 施設及び設備並びに学生支援	55
領域5 学生の受入	73
領域6 教育課程と学習成果	84

はじめに

本学は、明治44年（1911年）に我が国5番目の官立高等商業学校として創立され、戦後の学制改革に伴い、昭和24年（1949年）に小樽商科大学として単独昇格した。本学は国立大学では唯一の商学部のみからなる単科大学で、北海道の高等教育機関としては北海道大学に次ぐ歴史と伝統を誇り、また国立大学の中では2つしかない商学部のうちの1つを有する（他は一橋大学）。令和3年7月に創立110周年を迎える本学の歴史の中で築いてきた自由な学風と実学重視の精神は脈々と受け継がれている。本学は、平成16年度（2004年度）に国立大学法人に移行して以来17年目を迎え、平成28年度から始まった第3期中期目標・中期計画期間の終了を見据えて、この度、学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条に従い、令和3年度に認証評価機関により評価を受けることとした。そのため、学校教育法第109条第1項の規定に従い、令和2年度までに「教育」を中心に自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書にまとめ、第三者評価によって自己点検・評価の妥当性と信頼性を検証することとした。

本学では、大学に関する種々の評価に対応するため、大学評価担当の副学長を配置するとともに大学評価委員会を設置し、自己点検・評価はこの大学評価委員会を中心に実施し報告書をまとめた。自己点検・評価は、次の6項目の評価項目に対して商学部と大学院商学研究科について実施した。

- (1) 教育研究上の基本組織
- (2) 内部質保証
- (3) 財務運営、管理運営及び情報の公表
- (4) 施設及び設備並びに学生支援
- (5) 学生の受入
- (6) 教育課程と学習成果

なお、自己点検・評価の第三者評価を行うために4名の学外有識者からなる外部評価委員会を設置した。

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 小樽商科大学
- (2) 所在地 北海道小樽市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	商学部
大学院課程	商学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和2年5月1日現在）

学生数	学部 2242 人、大学院 101 人
教員数	専任教員：114 人、助手：2 人

2 大学等の目的及び特徴

本学は、明治44年、我が国5番目の官立高等商業学校である「小樽高等商業学校」として創立され、昭和24年、戦後の学制改革に伴い、小樽商科大学として単独昇格した歴史をもつ、国立大学唯一の商科系単科大学である。

商学部は「経済学科」「商学科」「企業法学科」「社会情報学科」の4学科から構成され、創立以来「実学・語学・品格」を教育理念とし、大学憲章には「多様かつ調和のとれた教育体系のもと、専門的知識のみならず、広い視野と高い倫理観を身につけた、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図る」ことを掲げている。

こうした実学の基礎となるのが教養教育であるとの認識から、伝統的に教養教育を重視するとともに、合わせて「ビジネスに国境なし」との認識から、創立以来「北の外国語学校」と称せられるほどに語学教育を重視し、その取り組みは小規模大学の国際交流のあり方を示すものとして高く評価されている。

ディプロマ・ポリシーにおいては「豊かな教養と外国語能力を基礎とした深い専門知識を有し、グローバルな視点から地域経済の発展に寄与し、広く社会に貢献できる人材の育成」を教育目的と定めている。

このような能力「幅広い知識を使いこなす能力（Tの横軸）」及び「特定分野に関する深い知識・能力（Tの縦軸）」を身につけた人材を「T型人材」と呼び、自学科だけでなく学科を超えた科目の履修を推奨してきた。

平成25年8月、本学は「教育」「研究」「社会貢献」の全てにおいて、北海道経済の発展を担うために、『No.1 グローカル大学宣言』を行った。同年「地（知）の拠点整備事業」（COC事業）に採択され、地域志向の教育・研究を全学的に推進し、地域と世界をつなぐ大学へと改革を進めてきた。

第3期中期目標期間においては、本学のビジョンとして「北海道経済の発展に寄与する『グローバル人材』を育成する」と定めた。このビジョンの達成に向けて、中期目標における大学の基本的な目標では、「グローバル時代における地域（北海道）マネジメント拠点としての社会的役割を果たすため、教育面では、本学が目指すグローバル人材の育成を行うために、アクティブラーニングの深化・充実を図るとともに、グローバル・マネジメントプログラムを発展させた新たな教育課程の構築を行う。」ことを掲げ、平成27年度に設置した全学的教育研究支援組織「グローバル戦略推進センター（CGS:Center for Global Strategy）」を司令塔として推進してきた。

大学院商学研究科は、昭和46年、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、研究者としての基礎的教育を行うのみならず、現代社会の諸分野において貢献し得る高度な専門的知識を有する職業人の育成を目的として設置された。社会に生起する諸問題を多様な側面から分析し解決策を引き出す能力（研究能力）を育成することによって、知識基盤社会で活躍できる高度専門職業人・研究者を養成する。

第3期中期目標期間では、「現代社会の諸分野において貢献し得る、高度な専門的知識・研究能力を有する人材の育成を行う」ことを掲げた。

現代商学専攻博士前期課程は、学部の基礎の上に立って、現代の多様で豊富な内容をもつに至った商学分野において、広い視野と深遠な学術研究に基づいた教育を行うことを目的としている。具体的には、研究者養成の基礎としての役割を担い、また社会の各方面で、専門的知識に裏打ちされた深い見識と指導力を発揮できる人材の育成を目指している。近年の社会のニーズに対応して提供する教育内容を拡充し、社会の多様な方面で活躍し得る高度な専門的知識・能力を有する人材の育成を目的として、経済理論研究や日本及び国際経済の分析等を扱う「経済学コース」、グローバル市場とビジネスを対象にした分析と体系化等を扱う「国際商学コース」、専門的・体系的な企業法務等を扱う「企業法学コース」及び企業や社会の情報・プロジェクト管理等を扱う「社会情報コース」の4コースを設けている。

現代商学専攻博士後期課程は、特定のテーマについて研究を深め、研究成果を博士論文に結実させる「テーマ研究」型大学院である。流通、金融、経営及び会計という中核的な「商学」の領域を研究対象とし、ビジネスの環境や諸制度に関する理解と研究を深める科目群、最新のビジネス・ツールに関する科目群を配置し、ビジネスの複合性、多様性を理解し、研究を進める。

アントレプレナーシップ専攻（通称OBS（Otaru Business School））は専門職学位課程として平成16年度に設置された。ディプロマ・ポリシーにおいては「経済活性化を最優

先課題とする北海道において、「ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの育成」を目的としており、トレーニングや実践性を重視した積み上げ式の教育課程を編成している。経営管理に関する最新の知識に基づき、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの果たすべき役割を理解し、企業・非営利組織の問題を発見し、解決策を立案する能力を身につけた者に対して、MBA（Master of Business Administration：経営管理修士（専門職））の学位を授与する。

Ⅱ 領域ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

(学部)

本学は創立以来「実学・語学・品格」を教育理念とし、大学憲章には「多様かつ調和のとれた教育体系のもと、専門的知識のみならず、広い視野と高い倫理観を身につけた、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図る」ことを掲げている。この目的に基づき、学士課程として商学部を設置し、「経済学科」「商学科」「企業法学科」及び「社会情報学科」の専門4学科を置いている。さらに、この4つの学科には、教育上の区分として、昼間に授業を行うコース（昼間コース）及び主として夜間に授業を行うコース（夜間主コース）を置いており、それぞれ収容定員を設けている。

(大学院)

本学の大学院商学研究科には、社会に生起する諸問題を多様な側面から分析し解決策を引き出す能力（研究能力）を育成することによって、知識基盤社会で活躍できる高度専門職業人・研究者を養成することを目的に、現代商学専攻とアントレプレナーシップ専攻（経営系専攻専門職大学院）を設置している。

現代商学専攻は、特定のテーマについて関連する分野の知識・理論を修得し、その成果を学位論文にまとめる「テーマ研究型」大学院である。多様なテーマの選択と幅広い視野の修得を可能とするため学部組織を基礎とした教育体制が取られており、博士前期課程と博士後期課程が設置されている。

現代商学専攻博士前期課程は、研究者養成の基礎としての役割を担い、また社会の各方面で、専門的知識に裏打ちされた深い見識と指導力を発揮できる人材を養うことを目指している。経済理論研究や日本及び国際経済の分析等を扱う「経済学コース」、グローバルなビジネスを対象にした分析と体系化等を扱う「国際商学コース」、専門的・体系的な企業法務等を扱う「企業法学コース」及び企業や社会の情報・プロジェクト管理等を扱う「社会情報コース」の4コースを設けている。

現代商学専攻博士後期課程は、流通、金融、経営及び会計という中核的な「商学」の領域を研究対象とし、ビジネスの環境や諸制度に関する理解と研究を深める科目群、最新のビジネス・ツールに関する科目群を配置し、ビジネスの複合性、多様性を理解し、研究を進める。幅広い視野に裏打ちされたより高度な研究能力を育成するために、研究分野を「現代商学教育研究分野」「組織マネジメント教育研究分野」「企業情報戦略教育研究分野」「現代ビジネ

スの理論と制度教育研究分野」の4つに分け、研究指導を行う体制が取られている。

アントレプレナーシップ専攻（通称 OBS（Otaru Business School））は専門職学位課程として「経済活性化を最優先課題とする北海道において、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの育成」を目的としており、トレーニングや実践性を重視した積み上げ式の教育課程を編成し、専任の教員組織を設置している。

以上のとおり、商学部及び大学院商学研究科における2つの専攻は、それぞれの目的に合致した教育体制が整備され、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていることから、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

本学が目指すグローバル人材育成のため、平成27年度から専門4学科を主専攻としながら副専攻を取る新たな教育プログラム「グローバル・マネジメント副専攻プログラム（略称：GMP）」（所属者数毎年度30名程度）を導入した。

また、平成30年度から地域社会の諸課題をグローバルな視点から分析し、実際に解決できることを目的に、所属学科以外でも一定の専門領域を体系的に学ぶことができる4つの副専攻プログラム（経済学副専攻、経営情報副専攻、ビジネス法務副専攻、アカウンティング副専攻）を開始した。

このような副専攻での実績・検証を踏まえ、新たな教育課程として、令和3年度に主専攻プログラム「グローバルコース」（定員20名）の導入を決定している。このコースは、新たに開始する本学独自の入試制度「グローバル総合入試」によって入学者を選抜し、英語によるビジネス・経済の科目や初年次までの留学の必修化（ギャップイヤープログラム等）など、グローバル人材育成を更に強力に推進するプログラムである。

地域や海外において多様な経験を積むことができる長期学外学修プログラムの充実を図り、より多くの学生に体系的な長期学外学修の機会を提供すべく改革を進め、全国的にも前例のない1年間の入学猶予制度を伴うギャップイヤープログラム（本学部入学試験に合格した者が4月からの入学を1年間猶予され、海外で学外学修を行う制度）を構築した。

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- | |
|----------------|
| 1-1-A 大学憲章 |
| 1-1-B 小樽商科大学学則 |

- 1-1-C 副専攻プログラムについて
- 1-1-D 小樽商科大学グローバルコース（主専攻プログラム）の骨子
- 1-1-E ギャップイヤープログラムの概要

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

○大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること

学士課程の専任教員数（令和2年5月1日現在）は、以下の通りである。

経済学科 17 人（うち教授 11 人）、商学科 15 人（うち教授 8 人）、企業法学科 16 人（うち教授 7 人）、社会情報学科 15 人（うち教授 6 人・助教 2 人）、一般教育系 14 人（うち教授 7 人）及び言語センター 16 人（うち教授 9 人、定年退職後引き続き特任教授に採用したもの 1 人を含む。）の合計 93 人（うち教授 48 人、定年退職後引き続き特任教授に採用したもの 1 人を含む。）である。

大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）に定める経済学科 10 人（うち半数以上は教授。以下同じ。）、商学科 11 人、企業法学科 10 人、社会情報学科 8 人及び大学全体の収容定員（2,060 人）に応じて定める数 22 人を合計した数 61 人（うち教授 31 人以上）以上の必要な専任教員数を配置している。

大学院商学研究科現代商学専攻における教員は、博士前期課程（入学定員 10 人、収容定員 20 人）の研究指導教員が 10 人（うち教授 6 人）、博士後期課程（入学定員 3 人、収容定員 9 人）の研究指導教員が教授 6 人、研究指導補助教員が教授 7 人である。また、それぞれの課程には、教育上必要に応じて非常勤講師を配置しており、令和 2 年度は博士前期課程に 3 名を配置している。

博士前期課程及び博士後期課程の専任教員は、いずれも平成 11 年文部省告示第 175 号上必要とされている研究指導教員 5 人（研究指導教員の 3 分の 2 以上は原則教授）、及び研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて 9 人以上とする数をそれぞれ満たし、併せて平成 11 年文部省告示第 176 号に定める一専攻あたりの入学定員に関しても適正な教員数を確保している。

商学研究科アントレプレナーシップ専攻における教員については、14 人（教授 13 人（うち 5 年以上の実務経験を有する教員 6 人））を配置しており、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）等で必要とされている専任教員 11 人（うち実務の経験を有する教員 4 人）及び専任教員の半数以上は、教授でなければならないとする要件のいずれも満たしている。

○教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと

教員の年齢及び性別等の構成（令和 2 年 5 月 1 日現在）は、25～34 歳が 10 人（8.5%）、35～44 歳が 31 人（26.3%）、45～54 歳が 44 人（38.1%）、55～64 歳が 31 人（27.1%）、65 歳以上が 0 人（0%）となっている。また、全教員のうち 13 人（11.0%）が外国人教員であり、その比率は高く、語学科目及び専門教育科目等に適切に配置している。アントレプレ

ナーシップ専攻には企業等において5年以上実務経験のある教員6名を配置している。なお、女性教員比率は14.4%、管理職に占める女性の割合は14.3%である。

男女共同参画への取り組みについては、平成25年度に「国立大学法人小樽商科大学男女共同参画基本方針」を策定し、平成26年度には「国立大学法人小樽商科大学男女共同参画推進委員会規程」を制定した。平成30年度からは学長特別補佐（男女共同参画担当）を新たに任命し、教職員・学生に向けた講演会や意見交換会、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえて新たな育児休暇制度の創設や子の看護休暇の取得要件の拡大を行うなど男女共同参画を推進した。

以上のことから、教員の配置については、大学設置基準等各設置基準に照らして必要な人数の教員を配置するとともに、教員の年齢及び性別の構成もバランスがとれており、本基準を満たしていると判断する。

資料1-2-1 教員数(本務者：令和2年5月1日現在)

所属\職名	教授		准教授		講師		助教		助手		再雇用職員(特任教員)		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
商学部	34	5	32	3	0	0	2	0	0	1	0	0	68	9	77
言語センター	7	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	1	10	6	16
商学研究科	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	15	0	15
保健管理センター	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
グローバル戦略推進センター	2	0	4	0	1	0	0	0	0	1	0	0	7	1	8
合計	57	7	40	7	1	0	2	0	0	2	1	1	101	17	118
うち外国籍の者	7	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	10	3	13

資料1-2-2 教員の年齢構成(本務者：令和2年5月1日現在)

年齢区分(歳)	職名					合計
	教授	准教授	講師	助教	助手	
~24						0
25~34		9	1			10
35~44	8	23				31
45~54	31	11		2		44
55~64	25	4			2	31
65~						0
計	64	47	1	2	2	116

資料 1-2-3 教員組織の現況（令和 2 年 5 月 1 日現在）

学科等	教授	准教授	講師	助教	助手	教諭	計
商学部							
経済学科	① 11	5			1		① 17
商学科	⑨ 8	7					⑨ 15
企業法学科	7	9					16
社会情報学科	② 6	7		2			② 15
一般教育系	7	7					14
商学部計	⑫ 39	35		2	1		⑫ 77
商学研究科							
現代商学専攻博士前期課程	④⑧	④⑩					⑧⑧
現代商学専攻博士後期課程	⑮	②					⑰
アントレプレナーシップ専攻	⑥ 13	② 1					⑧ 14
商学研究科計	⑥⑨ 13	④④ 1					⑪③ 14
(その他の施設)							
言語センター	① 9	7					① 16
保健管理センター	2						2
アドミッションセンター							0
グローバル戦略推進センター	1	4	1		1		7
計	① 12	11	1		1		① 25
大学総計	⑧② 64	④④ 47	1	2	2		⑫⑥ 116

※うち実務家教員6名

注) 教員組織欄中○で囲んだものは、兼任教員数で外数である。

資料 1-2-4 大学設置基準・大学院設置基準・専門職大学院設置基準上必要となる専任教員数

学部		学科		収容定員		設置基準上必要な専任教員数	
						別表 1	別表
経済学科	昼間コース	548	596	10 (5)	22		
	夜間主コース	48					
商学科	昼間コース	592	632	11 (6)			
	夜間主コース	40					
企業法学科	昼間コース	424	472	10 (5)			
	夜間主コース	48					
社会情報学科	昼間コース	296	360	8 (4)			

	夜間主コース	64		
計	昼間コース	1,860	2,060	61
	夜間主コース	200		

() 内は、うち教授数

大学院商学研究科

専攻・過程		収容定員	設置基準上必要な専任教員数	
			研究指導教員数	研究指導補助教員数
現代商学専攻	博士前期課程	20	5 (4)	4
	博士後期課程	9	5 (4)	4
専攻		収容定員	設置基準上必要な専任教員数	
アントレプレナーシップ専攻			70	専任教員数
アントレプレナーシップ専攻		70		11 (8)

() 内は、うち教授数

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- | | |
|-------|---------------------------|
| 1-2-A | 国立大学法人小樽商科大学男女共同参画基本方針 |
| 1-2-B | 国立大学法人小樽商科大学男女共同参画推進委員会規程 |

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【基準にかかる状況と分析結果】

○教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること

本学では、「商学」を応用的・実践的総合社会科学として捉えるという方針のもとに、商学部には商学部長、大学院商学研究科には商学研究科長を置くとともに、大学院商学研究科の下には、現代商学専攻長及びアントレプレナーシップ専攻長を置いている。また、教員は下記のいずれかの教員組織に属しており、経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科、一般教育系及び言語センターなど各学科等には、それぞれ学科長・一般教育系学科主任・センター長・所長を配置している。

- ・商学部：経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科、一般教育系
- ・商学研究科：現代商学専攻（すべて兼担教員）、アントレプレナーシップ専攻
- ・その他の施設：言語センター、保健管理センター、アドミッションセンター、グローバル戦略推進センター

○教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

教授会は、学部教授会、現代商学専攻教授会、アントレプレナーシップ専攻教授会、学部・大学院合同教授会の4つを置いている。教授会の構成員は、副学長と教授、准教授及び講師で構成し、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育課程の編成、教員の採用人事に関する教育研究業績の審査、教育研究組織の再編に関する事項について審議する。令和元年度の会議の開催回数は、学部教授会が15回、現代商学専攻教授会が14回、アントレプレナーシップ専攻教授会が18回、学部・大学院合同教授会が15回である。

また、本学では、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会を、学部及び現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻にそれぞれ設置している。学部教務委員会及び現代商学専攻教務委員会は、教育担当副学長（学部教務委員会）、専攻長（現代商学専攻教務委員会）のほか各学科（専門4学科、一般教育系、言語センター）から選出された教員により構成され、全学的に運営される体制となっている。

学部教育については、学科会議（及びセンター会議等）において、当該学科等の教育、研究及び運営に関する検討が行われている。検討結果は学部教務委員会に提案され、組織的な連携体制の下で、教育が実施されている。

また、現代商学専攻は、商学部、言語センター及びアントレプレナーシップ専攻の兼担によって構成され、現代商学専攻教授会の下に、経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科を基礎とする各コース会議を置き、その責任の下で現代商学専攻における4コースの教育について検討が行われている。その検討結果は現代商学専攻教務委員会に提案され、組織的な連携体制の下で、教育が実施されている。

アントレプレナーシップ専攻では、専任教員によるアントレプレナーシップ専攻教授会の下、人事委員会、教務委員会、入学試験委員会及び入試広報委員会を置き、学部及び現代商学専攻から独立した運営体制としている。

○全学的見地から、学長もしくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること

教育研究評議会は、学長、理事、副学長、各センター長、学科長、一般教育系学科主任、専攻長、学長が指名した教員の25人により構成し、将来構想に関する事項、中期計画及び年度計画に関する事項、学則、組織及び運営に関する重要な規則の制定又は改廃に関する事項、教員人事に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項等を審議する。令和元年度は14回開催された。

また、本学の将来構想の企画立案等について審議するため、将来構想委員会を設置している。その組織は、委員長を学長とし、理事、副学長、専門4学科長、一般教育系学科主任、言語センター長、現代商学専攻長、アントレプレナーシップ専攻長、事務局長、学長特別補佐1名により構成され、令和元年度は5回開催された。

さらに、平成27年4月に新たに学長をセンター長とするグローバル戦略推進センターを設立した。本学がこれまで蓄積してきた実践的な教育方法、国際交流、産学官連携ネットワーク、研究マネジメント体制を相互に連携・融合させた全学的教育研究支援組織として、本学が掲げる北海道経済の発展に寄与する「グローバル人材」の育成というビジョンの司令塔の役割を果たしている。本センターを運営するため、グローバル戦略推進会議を設置しており、令和元年度は10回開催された。

資料1-3-1 教育研究評議会の開催実績（令和元年度）

	開催日	議題
第1回	H31.4.10	<p>【議題】 名誉教授の称号授与について 特認教授の称号付与について 国立大学法人小樽商科大学学長選考会議委員の選出について クロスアポイントメント制度に係る協定締結に向けた協議開始について 学内教員定員管理の方針の一部改正（案）及び定年退職後の不補充に関する方針の一部改正（案）について</p> <p>【報告事項】 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻に対する認証評価結果について</p>
第2回	R1.5.8	<p>【議題】 国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正（案）について 小樽商科大学学位規程の一部改正（案）について</p> <p>【報告事項】 令和元年6月期勤労手当における評価基軸について</p>
第3回	R1.6.5	<p>【議題】 教員の採用について 令和元年度昇任人事に係る日程等について クロスアポイントメント制度に係る協定書（案）について グローバル戦略推進センターグローバル教育部門規程の一部改正（案）について 国立大学法人小樽商科大学における教員の再任審査に関する細則（案）について 平成30事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について</p>

		<p>【報告事項】 平成29年度・平成30年度 個人情報の開示実施状況について 平成30年度法人文書の開示実施状況について</p>
第4回	R1.6.19	<p>【議題】 教員の定員・現員及び教授昇任に係る基準該当者の確認について 小樽商科大学国際交流科目規程の一部改正（案）について</p> <p>【報告事項】 教員の再雇用について</p>
第5回	R1.7.10	<p>【議題】 名誉教授の称号授与について 小樽商科大学大学院学則の一部改正（案）について 国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正（案）について 令和元年度相互理解覚書及び学生交換協定の更新について</p> <p>【報告事項】 平成30年度相互理解覚書及び学生交換協定の更新について</p>
第6回	R1.9.4	<p>【議題】 教員の昇任人事について 小樽商科大学履修証明プログラム規程の制定（案）について 国立大学法人小樽商科大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程の一部改正（案）について 令和元年度相互理解覚書及び学生交換協定の更新について 台北商業大学との相互理解覚書及び学生交換協定の締結に向けた協議開始及び協定締結について</p>
第7回	R1.10.9	<p>【議題】 教員の採用について 国立大学法人小樽商科大学安全保障輸出管理規程の制定（案）について 国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正（案）について</p> <p>【報告事項】 令和元年12月期勤勉手当における評価基軸について 令和2年1月1日付け昇給における教員の昇給基軸について</p>
第8回	R1.11.6	<p>【報告事項】 相互理解覚書及び学生交換協定等の締結（更新）に向けた協議開始・協定文案に関する手続きの簡略化について</p>
臨時	R1.11.19	<p>【議題】 国立大学法人小樽商科大学学長選考会議委員の選出について</p>
第9回	R1.12.4	<p>【議題】 教員の採用について 教員の割愛について 任期付き教員の再任審査について 国立大学法人小樽商科大学学長選考会議委員の選出について 小樽商科大学大学院学則の一部改正（案）について エクス=マルセイユ大学との国際協力協定及び学生交換協定の更新について 教員人事制度検討ワーキング・グループの設置について</p> <p>【報告事項】 平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果について</p>
第10回	R2.1.8	<p>【議題】 小樽商科大学学則の一部改正（案）について</p> <p>【報告事項】 教員採用予定者の採用辞退について</p>
第11回	R2.2.7	<p>【議題】 教員の割愛について 保健管理センター所長の選出について グローバル戦略推進センター教育支援部門長の選出について グローバル戦略推進センターグローバル教育部門長の選出について グローバル戦略推進センター産学官連携推進部門長の選出について 言語センター長の選出について 情報総合センター長の選出について 国際連携本部長の選出について 小樽商科大学グローバル戦略推進センター教学IR室規程の制定（案）について 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程の一部改正（案）について 3大学文理融合プログラムにおける単位互換に関する協定書（案）等について</p> <p>【報告事項】 理事の任命について</p>

第12回	R2.3.5	教育人事制度検討WGからの報告について 【議題】 学科長及び学科主任の選出について 経営協議会委員の選出について 令和2年度国立大学法人小樽商科大学年度計画（案）について 国立大学法人小樽商科大学におけるリサーチ・アドミニストレーター名称使用規程の制定（案）について 国立大学法人小樽商科大学不正行為防止規程一部改正（案）について ICHECブリュッセルマネジメントスクールとの相互理解覚書及び学生交換協定の締結について
第13回	R2.3.5	【議題】 教員の割愛について 小樽商科大学アセスメント・ポリシーの制定（案）について 小樽商科大学アドミッション・ポリシーの一部改正（案）について 小樽商科大学学則の一部改正（案）について 小樽商科大学履修方法等に関する規則の一部改正（案）について マラヤ大学との相互理解覚書及び学生交換協定の更新について

資料1-3-2 将来構想委員会の開催実績（令和元年度）

	開催日	議題
第1回	H31.4.3	【議題】 学内教員定員管理の方針の改正について
第2回	R1.5.6	【議題】 国立大学法人小樽商科大学における教員の再任審査に関する細則案について
第3回	R1.10.10	【議題】 「教育の内部質保証」システムの構築について
第4回	R2.1.8	【議題】 「教学IR室規程」の制定について
第5回	R2.3.2-9 (持ち回り)	【議題】 小樽商科大学アセスメント・ポリシーの制定について

資料1-3-3 グローカル戦略推進会議の開催実績（令和元年度）

	開催日	議題
第1回	H31.4.17	【議題】 教員選考委員会の発足について グローバル戦略推進センターの関係予算（案）について 【報告事項】 平成30年度CGS各部門の活動状況について（第4四半期報告） 平成31年度CGS各部門の業務スケジュールについて 平成30年度CGSアドバイザリーボード会議について
第2回	R1.5.22-27 (持ち回り)	【議題】 教員選考委員会の発足について グローバル戦略推進センターグローバル教育部門規程の一部改正について
第3回	R1.6.20	【議題】 2020（令和2）年度小樽商科大学概算要求事項について グローバル戦略推進センターの管理・運営に関する基本方針の一部改正について 【報告事項】 令和元年度第1四半期のCGS各部門の活動状況等について 令和元年度第2四半期CGS各部門の業務スケジュールについて グローバル戦略推進センター年報について
第4回	R1.8.19-23 (持ち回り)	【議題】 教員選考委員会の発足について
第5回	R1.8.23-29 (持ち回り)	【議題】 小樽商科大学履修証明プログラム規程の制定について
第6回	R1.10.1	【報告事項】 「教育の内部質保証システム」の構築について 令和2年度概算要求（財務省要求）について 令和元年度第2四半期のCGS各部門の活動状況等について 令和元年度第3四半期CGS各部門の業務スケジュールについて

第7回	R1.12.1	【報告事項】 教員人事制度検討ワーキング・グループメンバーの推薦について
第8回	R2.1.10-16 (持ち回り)	【議題】 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程の一部改正について
第9回	R2.2.13	【議題】 令和2年度年度計画について
第10回	R2.2.20	【報告事項】 令和2年度運営費交付金等内示額について CGS各部門の活動状況等について 令和元年度CGSアドバイザリーボード会議について

以上のとおり、教育活動を展開する上で必要な教授会等の組織が整備され機能していることから、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

1-3-A	組織機構図（大学概要）
1-1-B	小樽商科大学学則（再掲）
1-3-B	小樽商科大学大学院学則
1-3-C	国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程
1-3-D	役職員名簿
1-3-E	各教授会の開催実績
1-3-F	小樽商科大学教務委員会規程
1-3-G	小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻教務委員会規程
1-3-H	小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教務委員会規程
1-3-I	国立大学法人小樽商科大学将来構想委員会規程
1-3-J	小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程

領域 2 内部質保証

基準 2-1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

<全学的な内部質保証体制について>

本学の内部質保証については、「国立大学法人小樽商科大学大学評価実施規程」に基づき、自己点検・評価及び改善への取組を実施してきたところである。

加えて本学の戦略的な目標・計画については、学長のトップマネジメントの下、大学改革推進室と各組織が有機的な連携を図り、大学運営の改善に努めている。また、平成 27 年度に設置された全学的教育研究支援組織であるグローバル戦略推進センターの教育支援部門において、本学の戦略に基づく教育成果の可視化・検証、教育手法の開発を行っており、本センターの下に令和 2 年 2 月に新たに設置した教学 IR 室において学内データ収集及び整理・分析を行っている。これらの取組結果は大学改革推進室に報告され、将来構想委員会等適切な組織において具体的な改革・改善を遂行していくという内部質保証体制となっている。

今回の自己点検・評価において、このような体制を点検した結果、特に明文化がされることなく慣行的に行っている側面や従来のルールが形骸化している側面等が確認されたことから、全学的な体制として令和 2 年 11 月に「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」を策定し、自己点検・評価や学内外からの意見聴取により得られた改善が必要な事項について、自己評価の実施組織が改善の方策を講じ、大学評価委員会に報告する手順を明確に定めた。

本方針においては、内部質保証の責任体制として、中核となる組織を「大学改革推進室」とし、統括責任者は学長（大学改革推進室長）、自己点検・評価の責任者は副学長（大学評価委員長）、改善・向上の責任者は商学部長、商学研究科長、各組織の長とすることにより、実態に則した体制を明確に整備している（別添資料 2-1-A~C）。

資料 2-1-1 内部質保証に係る責任体制一覧

	体制	根拠規定
(1) 中核となる組織	大学改革推進室	国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程
(2) 統括責任者	学長（大学改革推進室長）	小樽商科大学における内部質保証に関する方針
(3) 自己点検・評価責任者	副学長（大学評価委員長）	小樽商科大学における内部質保証に関する方針
(4) 改善・向上活動責任者	商学部長、商学研究科長、各組織の長	小樽商科大学における内部質保証に関する方針
(5) 委員会等の構成員	学長、理事（総務・財務担当副学長兼務）、理事（教育担当副学長兼務）、	国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程第 3 条

	理事（非常勤）、副学長、事務局長、 企画戦略課長	
--	-----------------------------	--

<教育課程における質保証について>

教育研究上の基本組織として、本学は単科大学であり学部は商学部のみ、大学院も商学研究科のみで、その下に現代商学専攻博士前期課程及び後期課程とアントレプレナーシップ専攻（専門職大学院）を設置している。

それぞれの教育課程における質保証体制は、統括責任者は学長（大学改革推進室長）、自己点検・評価の責任者は副学長（大学評価担当）、改善・向上の責任者は商学部長、大学院商学研究科長としている。

資料2-1-2 教育研究上の基本組織一覧

組織番号	教育研究上の基本組織	組織等の長	教育課程	教育課程毎の質保証の責任者
01	商学部	商学部長	商学部	商学部長
02	商学研究科	商学研究科長	現代商学専攻博士前期課程	商学研究科長
02	商学研究科	〃	現代商学専攻博士後期課程	〃
02	商学研究科	〃	アントレプレナーシップ専攻	〃

<施設及び設備の質保証について>

全学的な施設及び設備の質保証については、理事（総務・財務担当副学長）の下、全学の施設委員会において検証・改善に取り組んでいる。施設のうち附属図書館や情報総合センターについては、運営委員会において、将来計画や整備方針の策定を行っている。

責任者と組織は以下のとおりである。

資料2-1-3 施設及び設備に関する質保証体制

組織	責任者	活動の内容	構成員
施設委員会	理事（総務・財務担当副学長兼務）	<ul style="list-style-type: none"> 施設等整備の将来計画に関する事項 現有施設等の有効活用及び評価に関する事項 土地及び建物の利用計画及び運用に関する事項 構内交通対策に関する事項 施設環境及びエネルギー管理に関する事項 	理事（総務・財務担当副学長兼務）、理事（教育担当副学長兼務）、事務局長、教務課長、会計課長、施設課長、学長指名委員（教員1名）
附属図書館運営委員会	附属図書館長（総務・財務担当副学長兼務）	<ul style="list-style-type: none"> 附属図書館の将来計画、収書方針等運営の基本方針に関すること 附属図書館の施設及び設備の整備方針に関すること 附属図書館の予算に関すること 	附属図書館長、学術情報課長、各学科及びアントレプレナーシップ専攻の教員7名

		<ul style="list-style-type: none"> ・附属図書館で購入する図書館資料の選定に関する事 ・附属図書館が行う図書館資料の展示、公開に関する事 	
情報総合センター運営委員会	情報総合センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・計算機システム及び学内ネットワークの管理、運用に関する事項 ・予算及び規程等に関する事項 ・将来計画に関する事項 ・施設及び設備の整備に関する事項 	情報総合センター長、情報総合センター副センター長、各学科及びアントレプレナーシップ専攻の教員7名、センター長が指名する者

<学生支援の質保証について>

学生支援の質保証については、理事（教育担当副学長）の下、学生委員会において行っているほか、グローバル戦略推進センターグローバル教育部門において学生の留学等に関する支援体制を整備している。

責任者と組織は以下のとおりである。

資料2-1-4 学生支援に関する質保証体制

組織	責任者	活動の内容	構成員
学生委員会	理事（教育担当副学長兼務）	学生の身分、学生の課外教育、奨学生、授業料等の免除及び徴収猶予、学生の就職指導、学生の賞罰、学生の保健管理、課外活動施設及び学生の福利厚生施設の運営、学生何でも相談室、その他学生の厚生補導	理事（教育担当副学長兼務）、保健管理センター所長、保健管理センター特別修学支援室長、各学科及びアントレプレナーシップ専攻の教員7名、学生支援課長
グローバル戦略推進センターグローバル教育部門運営会議	グローバル教育部門長	GMP 及び短期留学プログラム、学生国際交流の実施、国際交流会館の管理運営、国際交流における助成金の事務、長期学外学修プログラム、他機関と連携する留学プログラム、その他グローバル教育	部門長、副部門長、グローバル戦略推進センター副センター長、国際連携本部長 グローバル教育部門専任教員、短期留学プログラムコーディネーター、短期留学プログラム担当教員、日本語教育コーディネーター、教育支援部門長、各学科及びアントレプレナーシップ専攻の教員7名、学生支援課長、教務課長
キャリア支援室	室長	キャリア教育・意識の啓発、キャリア相談、キャリア支援	室長（事務職員）、室員（事務職員）
保健管理センター	所長	学生及び教職員の健康の増進、疾病の予防及び早期発見その他保健管理に関する専門業務並びに障がいのある者への支援	所長、専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）、専任教員（教授又は准教授）、医療技術職員（看護師等の資格を有する者）、カウンセラー、その他必要な職員
特別修学支援室	室長	障がいのある学生への支援	室長（専任教員から学長が選任）、専任教員（教授又は准教授）、事務職員
学生何でも	理事（教育担当副学長）	学生相談対応	室長（教育担当副学長）、学生相談

も相談室	当副学長兼務)		員、保健管理センター所長、相談受付員
ハラスメント相談室	室長	ハラスメントに関する相談及び苦情の申立てに対応	室長（互選により選出）、女性職員1名、男性職員1名、女性教員2名、男性教員2名、その他学長が必要と認める者

<学生の受入に関する質保証>

学生の受入に関する質保証については、アドミッションセンターにおいて包括的に行っている。アドミッションセンター長（教育担当副学長が兼務）の下、センター運営会議を設置しそのもとにアドミッションセンター企画委員会、入試広報・高大連携委員会、入学試験委員会を組織して、体制を整備している。

資料2-1-5 学生の受入に関する質保証体制

組織	責任者	活動の内容	構成員
アドミッションセンター	アドミッションセンター長（教育担当副学長が兼務）	入学者選抜の制度、方法等の設計、入学試験実施の総括、入試広報及び高大連携、入学者選抜等に係る調査研究、その他入学者選抜に関する事項	アドミッションセンター長、保健管理センター長、センター専任教員、学長指名委員（2名）

内部質保証体制に責任を持つ大学改革推進室と、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関する各推進責任者の情報共有体制として、推進責任者全員が構成員となっている教育研究評議会のほか、学長・理事・副学長・事務局長が出席する週に1度の定例会議「役員等懇談会」（非公式）において必要に応じて議論・検討を進めていくなど、小規模大学の特性を生かした柔軟な体制が構築されている。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

内部質保証に係る取組みにおいて、全学的な体制、手順が明確に定められていなかったため、新たに「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」を策定し明文化したが、その体制のもと実質的な質の改善・向上に結びつける取組を組織的に推進する必要がある。

【別添資料】

2-1-A 小樽商科大学における内部質保証に関する方針

- 1-3-C 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程（再掲）
- 2-1-B 国立大学法人小樽商科大学大学評価実施規程
- 2-1-C 国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程
- 1-1-B 小樽商科大学学則（再掲）
- 1-3-B 小樽商科大学大学院学則（再掲）
- 2-1-D 国立大学法人小樽商科大学施設委員会規程
- 2-1-E 小樽商科大学附属図書館規程
- 2-1-F 小樽商科大学情報総合センター規程
- 2-1-G 小樽商科大学学生委員会規程
- 2-1-H 小樽商科大学グローバル戦略推進センターグローバル教育部門規程
- 2-1-I 国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程
- 2-1-J 小樽商科大学保健管理センター規程
- 2-1-K 小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程
- 2-1-L 小樽商科大学学生何でも相談室規程
- 2-1-M 国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- 2-1-N 小樽商科大学アドミッションセンター規程

基準 2-2 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

＜それぞれの教育課程における3ポリシーの質保証について＞

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの3ポリシーについては、大学改革推進室が検証を行い、改善・見直しの必要がある場合は将来構想委員会に具体的な検討の依頼を行うこととしている。

また、学修成果の達成度合いを測るため、令和元年度にアセスメント・ポリシーを策定した(別添資料2-2-C)。この方針に則り学生の学修成果の評価を行うことで、授与する学位に相応しい成果となっているか学修成果の達成状況を測る仕組みを構築した。

それぞれの教育課程における学位授与方針、教育課程方針及び学修成果の達成水準の確認は、これまで上記体制のもとで取り組んできたが、検証事項が規程等において明確に定められていなかったことから、引き続きこうした質保証の取組を継続していくために、令和2年11月制定の「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」において明文化した。本方針では、それぞれの教育課程について、(1)学位授与方針が大学の目的に即して定められていること、(2)教育課程方針が大学の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、(3)学修成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを検証することを明示し、それらを本学の内部質保証体制において点検・評価するための方針を定めている。

＜教育課程ごとの点検・評価について＞

さらに、本学では、大学評価実施規程に定める評価項目に基づき、グローバル戦略推進センター教育支援部門、教務委員会(学部、大学院現代商学専攻・アントレプレナーシップ専攻)を中心に自己点検・評価を行ってきた。

資料 2-2-1 大学評価実施規程(抜粋)

(自己点検・評価の実施事項)

第11条 自己点検・評価の実施事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学の目的に関すること
- (2) 教育研究組織(実施体制)に関すること
- (3) 教育に関すること
- (4) 学生支援に関すること
- (5) 研究に関すること
- (6) 社会との連携、国際交流等の推進に関すること
- (7) 施設・設備に関すること
- (8) 財務に関すること

- | |
|----------------------|
| (9) 管理運営に関すること |
| (10) 情報公開等の推進に関すること |
| (11) 安全管理に関すること |
| (12) その他委員会が必要と認めた事項 |

たとえば、商学部においては、平成 29 年度にグローバル戦略推進センター教育支援部門及び教務委員会を中心にシラバス項目の見直しを行い、「事前学修・事後学修」を追加して単位取得に必要な自習内容を学生に明確に示すなど、単位の実質化に向けて取り組んできたほか、学外学修を伴う一部科目についてグローバル戦略推進センターグローバル教育部門を中心に実施要領を定め、科目の特徴に応じた適切な成績評価ができるよう整備した。

ただし、それぞれの評価事項の内容が規程等において明確には定められていなかったため、引き続きこうした質保証の取組を継続していくために、「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」において明確にした。本方針では、大学改革支援・学位授与機構の実施する大学機関別認証評価基準を参考に、同領域 6 で示されているそれぞれの検証事項を明示した上で、それらを本学の内部質保証体制において点検・評価するための方針を定めている（別添資料 2-1-A）。

<施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価について>

本学ではこれまで、大学評価実施規程に基づき各担当理事・センター長の責任の下、以下の組織において自己点検・評価を行ってきたところである。

- ・施設設備…施設委員会、附属図書館運営委員会、情報総合センター運営委員会
- ・学生支援…学生委員会、グローバル戦略推進センターグローバル教育部門運営会議、キャリア支援室、保健管理センター、特別修学支援室、学生何でも相談室、ハラスメント相談室
- ・学生受入…アドミッションセンター

特に学生受入については、令和元年度に設置した教学 IR 室において入試データの分析に着手しており、推薦入試で入学した学生のその後の学業成績が良好な傾向にあること、つまり推薦入試における面接試験等でアドミッション・ポリシーに適應する学生の選抜が適切に実施されていることを確認した。

ただし、大学評価実施規程には評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準について具体的に定められていないこと、また学生の受入に関する自己点検・評価について規程等に定められていないことから、大学評価実施規程の改正及び「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」の制定により体制を明確化した（別添資料 2-1-A）。

<関係者からの意見聴取の仕組みについて>

関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みとして、教育課程、施設設備、学生支援並びに学生の受入のそれぞれに関して、以下のとおりアンケート調査等を実施している。

資料 2-2-2 意見聴取の実施時期、内容等

取組	実施時期等
授業改善のためのアンケート（商学部）	毎年度
大学院 FD アンケート（商学研究科現代商学専攻）	毎年度
授業評価アンケート（商学研究科アントレプレナーシップ専攻）	毎年度
目安箱制度（商学研究科アントレプレナーシップ専攻）	毎年度
卒業年次生アンケート（商学部）	毎年度
グローバル・マネジメント副専攻プログラム所属者アンケート（商学部）	毎年度
卒業後3年・10年の卒業生に対する動向調査（商学部）	毎年度
本学卒業生が在籍する企業へのアンケート調査（商学部）	毎年度
学修状況についての調査（商学部）	毎年度
新入生アンケート（商学部）	毎年度
学生生活実態調査（全学生）	3年に1度
学生の声（全学生）	随時受付
学生団体代表と教育担当副学長の懇談会（学生団体）	年7回程度
寮生と教育担当副学長の懇談会（学生寮生）	年7回程度

また、同窓生組織である緑丘会の役員が経営協議会に学外委員として参画しているほか、定期的に学長、理事、副学長及び事務局長との懇談会を開催し、意見交換を実施している。

さらに、グローバル戦略推進センター及びアントレプレナーシップ専攻に設置しているアドバイザーボードにも修了生の代表が学外委員として参画しているため、このような会議を始めとして日常的に関係者の意見を聴取できる体制となっている。

各種調査や会議等で関係者から聴取した意見については、担当理事・担当部署に適切に伝達し、学長のトップマネジメントの下、理事、副学長や学部・研究科長、事務局長、各センター長等を責任者として対応しているが、新たに定めた大学全体の内部質保証体制において各種調査・意見聴取の結果を確認し、有効活用するための仕組みを構築する必要がある。

<自己点検・評価の結果や意見聴取の結果を踏まえた対応措置について>

自己点検・評価の結果や、それをもとに受審した第三者評価の結果については、大学評価実施規程に基づき取り扱ってきたが、新たに策定する「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」において、実態に即した形で改めて定めている。

経営協議会等外部者の意見への対応としては、学長、理事及び副学長並びに事務局長と関係組織が連携し対応する体制となっている。重要な事項については必要に応じて大学改革推進室会議において方針を協議し、将来構想委員会等関係組織において具体的な検討を行

っている。

また、監事監査においては、「監事は、監査の結果に基づき監査報告書を作成し、監査終了後、速やかに学長に提出する」ことが定められているほか（別添資料2-2-E）、監事監査の結果については役員会において報告を行っている。会計監査人からの意見については、年2回の監査連絡会（別添資料2-2-F）において学長等に直接伝えられ、改善を要する指摘があった際にはすぐに着手できる体制となっている。

現状として、学長のトップマネジメントの下、理事、副学長、事務局等の各組織が連携して改善のための取組を実施しているが、従来の規程では、評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順や、対応措置の計画を実施する手順、計画の進捗を確認する手順が明確ではなかったため、令和2年11月制定の「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」にて体制を改めて明確にし、各手順についても明示した。

特に教育課程の質保証については、教育研究上の基本組織がその対応の方針及び計画を策定することとした。

資料2-2-3 検討、立案、提案の責任主体一覧

根拠規程：小樽商科大学における内部質保証体制に関する方針

評価の対象	検討、立案、提案の責任主体
教育課程	教務委員会、現代商学専攻教務委員会、アントレプレナーシップ専攻教務委員会
施設設備	施設委員会、附属図書館運営委員会、情報総合センター運営委員会
学生支援	学生委員会、グローバル戦略推進センターグローバル教育部門
学生受入	アドミッションセンター

資料2-2-4 実施の責任主体一覧

根拠規程：小樽商科大学における内部質保証体制に関する方針

評価の対象	実施の責任主体
教育課程	教務委員会、現代商学専攻教務委員会、アントレプレナーシップ専攻教務委員会
施設設備	施設委員会、附属図書館運営委員会、情報総合センター運営委員会
学生支援	学生委員会、グローバル戦略推進センターグローバル教育部門
学生受入	アドミッションセンター

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

・内部質保証に係る取組において、中核組織である大学改革推進室による改善計画の進捗確認手順や第三者評価結果などにより判明した課題への対応手順について、明確に定められていなかったため、新たに「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」を策定し明文化したところであるが、その体制のもと実質的な質の改善・向上に結びつける取組を組織的に推進する必要がある。

・新たに制定した「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」で定めた内部質保証体制において、これまで実施してきた関係者への多様な調査・意見聴取の結果を把握し、有効活用するための仕組みを構築する必要がある。このため、学内外の意見聴取に関する取扱要項を定めることで整理を行い、内容や頻度等を具体的に定める予定である。

【別添資料】

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 2-1-A | 小樽商科大学における内部質保証に関する方針（再掲） |
| 1-3-C | 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程（再掲） |
| 2-1-B | 国立大学法人小樽商科大学大学評価実施規程（再掲） |
| 2-1-C | 国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程（再掲） |
| 1-3-J | 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程 |
| 2-2-A | 小樽商科大学グローバル戦略推進センター教育支援部門規程 |
| 2-2-B | 小樽商科大学グローバル戦略推進センター教育支援部門専門部会内規 |
| 2-2-C | 小樽商科大学アセスメント・ポリシー |
| 2-2-D | 各種アンケート等の実施要領 |
| 2-2-E | 国立大学法人小樽商科大学監事監査規程 |
| 2-2-F | 小樽商科大学監査連絡会実施要項 |

基準 2-3 内部質保証が有効に機能していること

【基準にかかる状況と分析結果】

＜自己点検・評価等の結果を踏まえた改善の取組みについて＞

前項で記載したとおり、学長のトップマネジメントの下、理事、副学長、事務局長及び各組織が連携して自己点検・評価やそれをもとに受審した第三者評価により把握した課題に対応してきた。監査における指摘や、外部者からの意見聴取の結果についても、担当理事・関係組織に伝達し、対応の計画・改善措置を実施してきた。

令和2年度からは、新たに制定した「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」に基づき、大学改革推進室を内部質保証体制の統括責任組織として、引き続き質保証の取組を行っていく。

本学がこれまで取り組んだ内部質保証の結果に対する対応措置の実施計画とその状況は別添資料 2-3-A のとおりである。

＜自己点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する組織的な取組＞

平成28年度に本格稼働した全学的な教育研究支援組織であるグローバル戦略推進センターでは、平成30年度から毎年『グローバル戦略推進センター年報』を発行している。本年報では、センターの1年間の活動を教育支援部門、グローバル教育部門、産学官連携推進部門、研究支援部門の4部門のトピックス、データ集、特集記事、予算収支等の項目でまとめしており、社会への成果発信のほか、センターの自己点検の役割も果たしている。

また、本学における教育に関する研究・開発、教育の成果に関するデータを収集、分析、可視化し、その結果を用いて本学の教育活動の更なる発展に資するため、令和元年度にグローバル戦略推進センターに「教学 IR 室」を設置した。教学 IR 室は室長及び副室長、専任教員1名、兼任教員1名の計4名で構成され、2月の設置以降専任教員を中心に学内のデータ収集・分析を開始し、すでに担当理事、担当部署に入試状況や TOEIC スコアの分析レポート等を提供している。

あわせて、これまで事務局各課等で独自の形式で保有してきたデータを有用性の高い形で継続的に収集し、教学 IR 室で一元的に管理することで業務の効率化を図るための仕組みづくりにも着手しており、本自己点検・評価においても、教学 IR 室と連携してデータの集計・分析を行った。

また、学生、卒業生（修了生）を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を、下表のとおり行っている。

資料 2-3-1 関係者からの意見収集に関する取組

取組	報告書等	意見を反映した取組等
授業改善のためのアンケート (商学部)	ヘルメスの翼 に(別添資料 2 -3-B)	アンケート結果を踏まえて学外学修のリスクにつ いて検討を行い、その結果はFD ワークショップに おいて「学外で実施する正課授業(研究指導を含 む)におけるリスク管理について」として報告を行 って情報共有を図った。
大学院 FD アンケート(商学研 究科現代商学専攻)	同上	アンケート結果を踏まえて大学院生研究室の PC 等 の機器更新を行い、研究環境の改善を行った。
授業評価アンケート(商学研究 科アントレプレナーシップ専 攻)	同上	アンケート結果を踏まえ FD ワークショップを開催 するとともに、質向上を目的として他の教員の manaba(学修管理システム)でのやり取りを見られ るように改善した。
目安箱制度(商学研究科アント レプレナーシップ専攻)	-	「ケーススタディ I・II」において実施しており意 見等は次回モジュールの授業方法等の改善に活用 した。
グローバル・マネジメント副専 攻プログラム所属者アンケー ト(商学部)	GMP アンケート (別添資料 2 -3-C)	「商学科の所属者が多いにもかかわらず商学系の 科目が少ない」との声を受け、令和 3 年度に開始す る主専攻プログラム「グローバルコース」では商学 系科目の充実を図った。
学生生活実態調査(全学生)	学生生活実態 調査報告書(別 添資料 2-3 -D)	調査結果を踏まえ、生活上の悩みを抱える学生に 対し、学生がサポートするピアサポート体制の構 築に役立っている他、キャリア支援の充実に生か していくなど、修学環境等の改善を図った。

<第三者による検証、助言について>

内部質保証に対する社会的信頼の向上に向け、本学の第 3 期中期目標においては「自己点
検・評価を計画的に行うとともに、学外者による外部評価を実施し、評価結果を大学運営の
改善に結び付ける」ことを掲げており、期間中は平成 27 年度に大学機関別認証評価、平成
30 年度に専門職大学院認証評価を受審したほか、文部科学省補助事業である「大学教育再
生加速プログラム(AP) 事業(平成 27 年度～令和元年度採択)」及び「地(知)の拠点整備
事業(COC)」(平成 25 年度～平成 29 年度採択)において外部評価委員会を設置し、学外関
係者の評価を受けた。COC 事業において事業の中核を担った学内公募型プロジェクトを「グ
ローカルプロジェクト」として継続して実施しており、地域の自治体及び経済団体の関係者
を含めて構成する「地域連携会議」において本プロジェクトについて意見を伺い、評価を実
施している。また、グローバル戦略推進センター及びアントレプレナーシップ専攻にアドバ
イザリーボードを設置し、学外の有識者の知見を取り入れる場とした。平成 29 年度のグロ
ーカル戦略推進センターアドバイザリーボード会議では、卒業後 3 年・10 年経過後の卒業
生を対象としたアンケート調査の結果を報告し、本学が目指すべき人材像が社会的要請に
対して十分に応えられていることを確認した。

以上の取組により把握した課題は内部質保証体制において検証・改善の取組を行い、その
成果は毎年度年度計画の実績報告として取りまとめ、国立大学法人評価の結果を公表する

ことで、内部質保証に対する社会的信頼の向上につなげている。

特に本学の専門職大学院であるアントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）において平成 30 年度に受審した経営系専門職大学院認証評価では、以下のような評価結果を得た。

資料 2-3-2 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻に対する認証評価結果（抜粋）

特に、北海道経済における地域人材育成の中核拠点となり、地域ネットワークの構築に寄与することが期待される環境のもと、それに応えるべく、正規科目やそれ以外のプログラムにおいて、地域貢献を意識した内容を積極的に導入するなど随所に工夫が見られる。また、5年周期で「ビジョン・戦略・アクションプラン」の進捗状況を確認するとともに、その内容を検証・改定し、実際にカリキュラム改定等を行っていることは、継続的な取組みとして評価できる。さらに、多岐に亘る学生の志向に対応するべく、一部の科目に修了生を講師として関与させる取組みは、より実践的な教育を学生に提供するという意味で有効であり、同時に、修了生との関係を継続して維持するという点でも有効であると評価できる。

また、企業環境のグローバル化への対応として、「特殊講義Ⅰ（ノースウェスタン大学集中講義）」を開講し、米国ノースウェスタン大学にて、同大学院の教授陣による講義、米国を代表する現地企業に出向いてのプレゼンテーションと質疑応答及び与えられた課題のケース分析を、他大学の参加者も交え1週間にわたって行うなど、特色ある教育を行っている。

その結果として、「ノースウェスタン大学集中講義」は、その内容が高く評価され、2016（平成 28）年度から関西学院大学大学院経営戦略研究科の正課（「企業経営戦略特論H」）としても開講されることとなり、他大学との連携も含めた今後の発展に向けて広がりを見せている点は大いに評価できる。

このような評価結果を受け、本専攻の長所・特色は大学基準協会広報誌「じゅあ JUA」において大学の特色ある活動として取り上げられるなど、社会からの信頼向上につながっている（別添資料 2-3-E~F）。

【優れた点】

本学の教育研究を全学的に支援する「グローバル戦略推進センター」において、アドバイザリーボード等における地域・産業界のニーズの汲み取りを通じてグローバル人材育成の方向性を不断に検証し、ディプロマ・ポリシーの点検と目指すべき人材像を踏まえた新たな入試制度や主専攻プログラムの構築を推進した。

また、継続的に体系的なデータを収集・管理・分析する教学 IR 室において、令和元年度

からの新型コロナウイルス拡大防止のための遠隔講義等における学生への教育効果等についてデータの分析を実施しており、今後の教育方法等の方針に役立てていく予定である。

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

2-1-A	小樽商科大学における内部質保証に関する方針（案）（再掲）
2-3-A	計画等の進捗状況一覧
2-3-B	ヘルメスの翼に-小樽商科大学 FD 活動報告書-第 11 集・第 12 集
2-3-C	GMP アンケート
2-3-D	学生生活実態調査報告書
2-3-E	小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻に対する認証評価結果
2-3-F	大学基準協会広報誌「じゅあ JUA」第 64 号抜粋

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【基準にかかる状況と分析結果】

教育研究組織等の新設や変更等の見直し（組織の再編成）を行う際の手順としては、大学改革推進室において決定した大学改革の方向性に基づき、大学改革推進室からの依頼に基づいて将来構想委員会で検討を行い、教育研究評議会及び役員会の議を経て決定している。

資料 2-4-1 関係規程抜粋

<p>・ 国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程（抜粋）</p> <p>第 6 条 推進室は、検討した改革の方向性に基づき、必要に応じて、国立大学法人小樽商科大学<u>将来構想委員会</u>に対して、<u>具体的な検討を依頼することができる。</u></p>
<p>・ 国立大学法人小樽商科大学将来構想委員会規程（抜粋）</p> <p>第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 将来計画の企画立案に関する事項</p> <p>(2) <u>研究及び教育体制に関する事項</u></p> <p>(3) <u>組織及び運営に関する事項</u></p> <p>(4) その他将来構想に関する事項</p>
<p>・ 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程（抜粋）</p> <p>第 13 条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。</p> <p>5 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(4) <u>学則、組織及び運営に関する重要な規則(経営に関する部分を除く。)</u>の制定又は改廃に関する事項</p>

なお、本自己点検・評価の対象年度（平成 27 年度～令和元年度）において、学部又は研究科の新設・改廃の実績はないが、当該期間においては上記体制の下、以下のような教育改革を推進した。

平成 28 年度	・「小樽商科大学副専攻プログラムの骨子」策定（平成 30 年度から開始）
平成 29 年度	・「ギャップイヤープログラム骨子」策定（平成 30 年度施行、令和元年度から実施） ・「グローバルコース骨子」策定（令和 3 年度から開始）

なお、教育研究上の組織の見直しに関する検証は学長のもと進めているが、仕組みとして、体系立てて明確に定められていなかったため、令和 2 年 11 月に制定した「小樽商科大学に

おける内部質保証に関する方針」において明文化している。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- | | | |
|-------|-----------------------------|------|
| 2-1-A | 小樽商科大学における内部質保証に関する方針（案） | （再掲） |
| 2-1-C | 国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程（改正案） | （再掲） |
| 1-3-I | 国立大学法人小樽商科大学将来構想委員会規程 | （再掲） |
| 1-3-C | 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程 | （再掲） |
| 2-4-A | 小樽商科大学副専攻プログラムの骨子 | |
| 2-4-B | 小樽商科大学ギャップイヤープログラム骨子 | |
| 1-1-D | 小樽商科大学グローバルコース（主専攻プログラム）の骨子 | （再掲） |

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【基準にかかる状況と分析結果】

本学教員（大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員を除く）の採用、昇任に当たっては、選考基準として「国立大学法人小樽商科大学教員選考基準」（以下、「教員選考基準」という。）を設けている。教員選考基準を基に具体的な基準を定めた「国立大学法人小樽商科大学教員選考基準細則」（以下、「教員選考基準細則」という。）を設けている。

また、専門職大学院においても「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程」（以下、「アントレプレナーシップ専攻教員選考規程」という。）及び「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考基準」（以下、「アントレプレナーシップ専攻教員選考基準」という。）を設けている。

採用については、アントレプレナーシップ専攻以外の教員については「教員選考基準」、「教員選考基準細則」、「国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程」に基づくとともに、アントレプレナーシップ専攻の教員については「アントレプレナーシップ専攻教員選考規程」、「アントレプレナーシップ専攻教員選考基準」に基づき、学部・大学院合同教授会、学部教授会及びアントレプレナーシップ専攻教授会（以下、「教授会」という。）に教員選考委員会を設置して審査を行い、採用候補者への面接や模擬授業により評価し、教授会及び教育研究評議会で審議を行った後、最終的に学長が採用者を決定している。

昇任については、「国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程」及び申合せに基づき、学部・大学院合同昇任教授会、学部教授昇任教授会及びアントレプレナーシップ専攻教授昇任教授会（以下、「教授昇任教授会」という。）において昇任候補者を決め、審査委員会において審査を行い、教授昇任教授会において審議の上、学長が教授昇任者を決定している。

大学院担当教員については、「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻担当教員の選考に関する内規」及び「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻担当教員の資格審査に関する内規」を定めて資格審査を行っている。

なお、学士課程における教育上の指導能力及び大学院課程における教育研究上の指導能力については、「教員の採用人事及び昇任人事に係る教育研究業績の審査における申合せ」の評価区分及び評価項目に基づき、採用時及び昇任時において評価を実施している。

教員の採用・承認の状況は別添資料 2-5-A のとおりである。

教員の個人評価については、「国立大学法人小樽商科大学教員業績評価規程」に基づき、教員の「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営への貢献」の4区分の活動状況を基に総合的な評価を実施している。

評価結果については、教員へのインセンティブとして研究費の配分、勤勉手当及び昇給等に反映している。

また、年俸制適用教員についても「国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員の業績評価に関する規程」に基づき、同様の評価を実施している。なお、評価結果については、年俸制の業績給に反映している。

教員業績の一つとして研究費の傾斜配分を実施している。傾斜配分の評価項目毎にポイントを設け、申請のあった教員毎にポイントを算出し、配分財源を全員の総ポイントで割って1ポイント当たりの配分額を算出し、各教員の獲得ポイントに応じて研究費を追加配分している。

なお、教員業績評価については、「新たな年俸制」及び「月給制」適用教員に対して、同一の評価基準の導入及び評価実施方法の見直しの検討を行っているところであり、「国立大学法人小樽商科大学教員業績評価規程」の改正を行う予定である。

教員業績評価の実施状況は別添資料2-5-R、評価結果に基づく取組は別添資料2-5-Sのとおりである。

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) を推進するため、グローバル戦略推進センター教育支援部門の下に、学部教育専門部会（商学部を担当）、大学院教育専門部会（大学院商学研究科現代商学専攻を担当）、専門職大学院専門部会（大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻を担当）を置き、FD 活動に取り組んでいる。

なお、これらの取組の成果は『ヘルメスの翼に - 小樽商科大学 FD 活動報告書』として刊行している。その他のFDについては、別添資料2-5-Tのとおりである。

資料2-5-1 関係規程抜粋

・小樽商科大学学則（抜粋）

第21条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

・小樽商科大学大学院学則（抜粋）

第14条 現代商学専攻においては、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第16条 アントレプレナーシップ専攻においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施し、実務家教員等の教育能力の向上を図るものとする。

教育活動を展開するため、教育支援者や教育補助者及び教育研究活動を支援する職員、及び図書館の業務に従事する職員を配置して適切に活用している。（別添資料2-5-X、Y）

また本学では教育支援者、教育補助者及び教育研究活動を支援する職員について担当する業務に応じた研修を実施して、各自の質の維持、向上を図っている。

研修の実施については、別添資料 2-5-Z のとおりである。

なお、TA 従事者向けの説明は、担当教員からの個別説明を行っていたため業務マニュアルを用意していなかったが、令和 2 年 10 月には担当部署によりマニュアルを整備した。(別添資料 2-5-AA)

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- | |
|--------------------------------------------------------|
| 2-5-A 教員の採用・昇任の状況（過去 5 年分） |
| 2-5-B 国立大学法人小樽商科大学教員選考基準 |
| 2-5-C 国立大学法人小樽商科大学教員選考基準細則 |
| 2-5-D 国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程 |
| 2-5-E 教員の採用人事及び昇任人事に係る教育研究業績の審査における申合せ（非公表） |
| 2-5-F 国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程 |
| 2-5-G 国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程に関する申合せ |
| 2-5-H 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻担当教員の選考に関する内規 |
| 2-5-I 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程 |
| 2-5-J 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考基準 |
| 2-5-K 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻担当教員の資格審査に関する内規 |
| 2-5-L 国立大学法人小樽商科大学教員業績評価規程 |
| 2-5-M 国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員の業績評価に関する規程 |
| 2-5-N 傾斜配分申し合わせ |
| 2-5-O 国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員業績評価実施要項 |
| 2-5-P 令和元年 12 月期勤勉手当における評価基軸 |
| 2-5-Q 勤務成績に基づく昇給の際の昇給基軸 |
| 2-5-R 教員業績評価の実施状況 |

- 2-5-S 評価結果に基づく取組
- 2-2-A 小樽商科大学グローバル戦略推進センター教育支援部門規程（再掲）
- 2-2-B 小樽商科大学グローバル戦略推進センター教育支援部門専門部会内規（再掲）
- 2-3-B ヘルメスの翼に - 小樽商科大学 FD 活動報告書 第12集（再掲）
- 2-5-T FD の内容・方法及び実施状況一覧
- 2-5-U 国立大学法人小樽商科大学事務組織規程
- 2-1-I 国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程（再掲）
- 2-5-V 国立大学法人小樽商科大学ティーチング・アシスタント実施要項
- 2-5-W 国立大学法人小樽商科大学におけるティーチング・アシスタント実施に関する申合せ
- 2-5-X 配置図（教務関係及び厚生補導、教育活動の支援等、図書館業務）
- 2-5-Y 教育支援者、教育補助者一覧
- 2-5-Z 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧
- 2-5-AA TA 業務ハンドブック

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【基準にかかる状況と分析結果】

○毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること

国立大学法人は、国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人法通則法第38条（以下「準用通則法」）に基づき、毎事業年度に係る財務諸表等を作成し、当該事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けることとされている。また、国立大学法人の会計監査人は、準用通則法第38条に基づき、各事業年度において財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施することとされている。

これらを踏まえ、本学では、毎事業年度に係る財務諸表等の作成について、監事及び会計監査人の監査の後、経営協議会及び役員会の議を経て、文部科学大臣に提出し、承認を得ている。

また、財務に関する会計監査については、準用通則法第40条に基づき文部科学大臣に選任された会計監査人による監査のほか、定期的に監事による会計監査及び経営監査室による内部監査を実施している。

なお、監事、会計監査人、経営監査室が相互に連携して監査を実施することを目的とした「監査連絡会」を設置しており、毎年2回程度開催し、学長・理事との意見交換や、それぞれの監査計画や監査結果についての情報共有を図っている。

○教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること

過去5年間の予算・決算の状況は以下のとおりである。

資料3-1-1 予算・決算の状況（過去5年分）

予算の部	(単位：千円)				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
経常費用	2,867,264	2,754,380	2,951,126	2,809,956	2,952,447
教育研究経費	673,594	710,689	768,768	719,762	763,116
診療経費	0	0	0	0	0
人件費	1,934,095	1,870,866	2,010,132	1,886,795	1,925,286
一般管理費	144,150	115,288	109,812	105,950	132,802
その他	115,425	57,537	62,414	97,449	131,243
経常収益	2,867,264	2,754,380	2,951,126	2,809,956	2,952,447
運営費交付金収益	1,320,125	1,231,973	1,408,144	1,271,391	1,355,194
学納金収益（入学、授業、検定料）	1,358,157	1,353,131	1,356,561	1,337,094	1,336,622
附属病院収益	0	0	0	0	0
補助金・寄附金収益	86,316	80,042	78,713	47,300	73,731
その他	102,666	89,234	107,708	154,171	186,900

決算の部

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
経常費用	3,200,073	2,880,823	3,057,769	2,943,235	3,150,391
教育研究経費	716,883	623,218	674,608	660,374	656,540
診療経費	0	0	0	0	0
人件費	2,142,068	1,940,561	2,015,019	1,922,447	2,103,627
一般管理費	194,934	151,564	150,914	140,140	184,729
その他	146,188	165,480	217,228	220,274	205,495
経常収益	3,192,484	2,882,924	3,065,327	2,925,132	3,174,217
運営費交付金収益	1,571,160	1,243,967	1,355,182	1,230,832	1,454,317
学納金収益(入学、授業、検定料)	1,335,632	1,335,704	1,334,121	1,348,023	1,327,501
附属病院収益	0	0	0	0	0
補助金・寄附金収益	110,068	100,178	111,923	103,519	133,432
その他	175,624	203,075	264,101	242,758	258,967

以下のうち、±30%以上乖離している場合は、その理由を示す。

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
経常費用					
教育研究経費	6%	-12%	-12%	-8%	-14%
診療経費	0	0	0	0	0
人件費	11%	4%	0%	2%	9%
一般管理費	35%	31%	37%	32%	39%
その他	27%	188%	248%	126%	57%
経常収益					
運営費交付金収益	19%	1%	-4%	-3%	7%
学納金収益(入学、授業、検定料)	-2%	-1%	-2%	1%	-1%
附属病院収益	0	0	0	0	0
補助金・寄附金収益	28%	25%	42%	119%	81%
その他	71%	128%	145%	57%	39%

・上記項目のうち、±30%以上乖離している場合の理由

【経常収益】

○補助金・寄附金収益

予算段階では予定していなかった補助金・寄附金の獲得に努めたため、例年、予算額に比して決算額が多額となっている。

○その他

主に予算段階では予定していなかった受託研究・共同研究・受託事業等の獲得に努めたため、例年、予算額に比して決算額が多額となっている。

【経常費用】

○一般管理費

H27：主に PCB 廃棄物処理に伴う増加及び施設費の受入増に伴う増加

H28～30：主に施設費の受入増に伴う増加

R1：主に学長政策経費の執行計画見直しに伴う増加

○その他

経常収益の増加理由に記載したとおり、例年、予算段階では予定していなかった受託研究・共同研究・受託事業等の獲得に努めたことによる決算額の増加

・経常損失の理由

平成 30 年度決算における当期総損失は、主に下記のとおり、平成 30 年度限りの特殊要因によるものであった。

- ・平成 30 年度から 31 年度にわたる施設整備事業「図書館改修」にかかる移転費の立替執行分 (6,811,560 円)
- ・労働基準監督署による是正勧告への対応による人件費増額分 (11,113,650 円)
- ・新光町宿舍の売却による損失 (12,000,000 円)

以上のことから、財務運営は大学の目的に照らして適切であり、基準を満たしていると言える。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

深夜休日労働については事前に許可を得ることになっていたが、届出を行わず深夜休日労働を行っていた分について割増賃金が未払いと判断されたことにより、平成 30 年度労働基準監督署による是正勧告を受けた。

是正勧告後、深夜休日労働に関する手続きマニュアルを作成し、教授会において周知して深夜休日労働の届出の徹底を図るとともに、教員の労働時間を把握するための勤務状況報告書の管理の徹底に努めた。さらに、令和元年度からは効率的な勤務時間管理が可能となるシステムを導入することにより、出張や講義などで休日に勤務する際の振替休日の申請や深夜休日勤務の許可申請をより厳格に管理して改善を図っているが、引き続き、手続きの周知・徹底に努めていく。

【別添資料】

3-1-A	国立大学法人小樽商科大学 2018 (平成 30) 事業年度財務諸表
3-1-B	2018 (平成 30) 年度における監事の監査報告書
3-1-C	2018 (平成 30) 年度における監査法人の監査報告書

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【基準にかかる状況と分析結果】

○大学の管理運営のための組織が、適正な規模と機能を有していること

本学において管理運営にあたる主要な構成員は、学長、理事・副学長（総務・財務担当）、理事・副学長（教育担当）、非常勤理事（社会連携担当）及び事務局長であり、必要に応じて学長特別補佐を配置している。

管理運営のための組織として、国立大学法人法に基づき、学長の下に、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」を置き、法人の経営及び教育研究に関する重要事項、その他大学運営にあたっている。

なお、本学では、学長、理事 3 人（非常勤を含む）、副学長及び事務局長による役員等懇談会を毎週開催して、管理運営全般について意見交換を行っている。

また、大学改革を推進するための政策提言等の内容を踏まえ、全学的かつ多角的な視点から、本学における改革の方向性を検討するため、大学改革推進室を設置している。大学改革推進室は、学長、理事 3 人（非常勤を含む）、副学長、事務局長、企画戦略課長により構成し、改革の方向性に基づき、将来構想委員会に対して、具体的な検討依頼を行っている。

監事は、書面監査、実地監査等により業務及び会計経理の適正性を監査している。経営監査室は、本学の業務執行に関して検討・評価し、業務の改善への助言及び監督を行っている。

学長特別補佐は、学長が行う企画・立案の重要な事項を補佐するために必要に応じて置いており令和 2 年度には本学が重点的に推進している事業において 6 名を配置している。（別添資料 1-3-A）

資料 3-2-1 小樽商科大学運営組織の規模と機能（令和 2 年度 5 月 1 日現在）

組織	構成（非常勤職員を含む）
役員会	学長、理事（非常勤を含む） 3 名
経営協議会	(1) 学長 (2) 理事(総務・財務担当副学長兼務) (3) 理事(教育担当副学長兼務) (4) 学長が指名する職員 2 名 (5) 本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、次条第 1 項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 6 名
教育研究評議会	(1) 学長 (2) 理事(総務・財務担当副学長兼務) (3) 理事(教育担当副学長兼務) (4) 副学長 (5) 保健管理センター所長 (6) 言語センター長 (7) 情報総合センター長 (8) グローカル戦略推進センター教育支援部門長 (9) グローカル戦略推進センターグローカル教育部門長 (10) グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門長 (11) 国際連携本部長 (12) 学科長及び学科主任 (13) 現代商学専攻長 (14) アントレプレナーシップ専攻長 (15) アントレプレナーシップ専攻教授会の議を経て学長が選任したアントレプレ

	ナーシップ専攻に所属する教員 1名 (16) 学部教授会の議を経て学長が選任した各学科等及び言語センターに所属する教員 6名
監事	非常勤監事 2名
大学改革推進室	(1) 学長 (2) 理事(総務・財務担当副学長兼務) (3) 理事(教育担当副学長兼務) (4) 理事(非常勤) (5) 副学長 (6) 事務局長 (7) 企画戦略課長 (8) その他学長が必要と認めた者
経営監査室	(1) 室長 学長が指名する教員 (2) 室員 事務職員 若干名(現在3名)
学長特別補佐	・研究者の国際交流担当 1名 ・男女共同参画担当 1名 ・教育方法の開発、AL 担当 1名 ・情報化戦略及び情報セキュリティ担当 1名 ・特別修学支援室担当 1名 ・文理融合型大学間連携担当 1名

○法令遵守に係る取組み及び危機管理に係る取組みのための体制が整備されていること

- ・法令遵守のための体制について

事業者としての大学に課される法令遵守事項への対応体制の整備状況は以下のとおりである。

資料3-2-2 法令遵守事項一覧

遵守すべき義務	関連規程	責任部署
情報公開	国立大学法人小樽商科大学における法人文書の公開に関する規程 国立大学法人小樽商科大学情報開示検討委員会内規 国立大学法人小樽商科大学情報公開取扱要項 国立大学法人小樽商科大学における法人文書の開示の実施方法及び開示請求に係る手数料等に関する細目	・総務課
個人情報保護	国立大学法人小樽商科大学個人情報管理規程 国立大学法人小樽商科大学における個人情報の開示等に関する規程 国立大学法人小樽商科大学個人情報開示等取扱要項 国立大学法人小樽商科大学個人情報開示に関する実施細目 国立大学法人小樽商科大学個人情報開示等検討委員会内規	・総務課
公益通報者保護	国立大学法人小樽商科大学公益通報者保護規程	・総務課
ハラスメント防止	国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 国立大学法人小樽商科大学ハラスメント相談室運用細則	・ハラスメント相談室
安全保障輸出管理	国立大学法人小樽商科大学安全保障輸出管理規程	
生命倫理	国立大学法人小樽商科大学遺伝子組換え実験等安全管理規程	・遺伝子組換え実験等安全管理委員会 ・安全管理委員会
動物実験	国立大学法人小樽商科大学動物実験に関する規程	・動物実験委員会

- ・危機管理体制について

本学では、想定される様々なリスクに的確に対処するため、リスクマネジメントポリシーを定め、リスクマネジメント規程とリスクマネジメントガイドラインを整備している。リスクマネジメント委員会の委員長は学長とし、リスクマネジメントの企画・立案、評価、研修

等の業務を行っている。危機管理マニュアルについては、リスクマネジメント規程に基づき、実際に危機事象が発生した場合の対応について、具体的でわかりやすいマニュアルを整備し、本学ホームページに掲載するとともに、学生及び教職員に周知している。

また、防災訓練等については、リスクマネジメント委員会が毎年、教職員、学生を含めた訓練を実施している。

情報セキュリティに関しては、平成 28 年度に CSIRT を設置して、セキュリティを強化し、毎年度、情報セキュリティ研修や標的型攻撃訓練メール配信を実施し、職員の情報セキュリティ意識・リテラシーの向上を図っている。また、情報セキュリティ監査を毎年度実施し、学内の事務系基幹システムについて担当者とのヒアリング、システム環境の確認等を実施した。

さらに、平成 30 年度に既存の「情報処理センター」を「情報総合センター」として拡充し、大学全体の情報基盤及び情報システムの運用を統括して管理する体制を整備し、情報セキュリティ対策を強化した。

科学研究費助成事業等外部資金の不正使用防止体制については、「小樽商科大学における研究活動に係る行動規範」を制定し、外部資金の執行における遵守事項を定めるとともに、「国立大学法人小樽商科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」により管理責任体制を明確化させ、全教職員に「コンプライアンス研修」の受講と誓約書の提出を義務付けるなど、外部資金の適正な執行に努めている。さらに、学生時から研究倫理の意識を高め、不正防止に努めるため、大学院生対象の研究倫理研修等を実施している。また、内部監査による事後的なチェックを定期的に行っている。

資料 3-2-3 危機管理体制等一覧

	規程等整備状況	責任部署
防火・防災	国立大学法人小樽商科大学防災管理規程 国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント規程 国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程	防災対策委員会 リスクマネジメント委員会 衛生委員会
情報セキュリティ	国立大学法人小樽商科大学情報セキュリティ規程	情報セキュリティ委員会
研究費等不正使用、研究活動に係る不正防止	国立大学法人小樽商科大学研究費不正使用防止行動計画推進委員会規程 国立大学法人小樽商科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程	研究費不正使用防止行動計画推進委員会
学生危機対応	国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント規程	リスクマネジメント委員会

以上のことから、管理運営のための体制が明確に規定され機能しており、基準を満たしていると言える。

【優れた点】

- 平成 30 年度に大学全体の情報化戦略の推進と情報セキュリティ対策の強化のため、新

たに「学長特別補佐（情報化戦略及び情報セキュリティ担当）」を配置した。また、情報化戦略等を審議する「情報化戦略委員会」を新設して、大学全体の情報化と情報セキュリティ対策を推進する体制を強化した。

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、令和2年3月に学長をトップとして執行部やグローバル戦略推進センター各部門長、保健管理センター所長等によって構成される「危機対策本部」を設置するとともに、4月には令和2年度前期授業の実施に向けて「遠隔授業プロジェクトチーム」を発足させて、全教員（非常勤講師含む）向けのきめ細やかなFD研修や学生の通信環境に関する調査を実施するなど、迅速な対応を行った。

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

1-3-A	組織機構図（再掲）
1-3-C	小樽商科大学組織・運営規程（再掲）
1-3-D	役職員名簿（再掲）
3-2-A	国立大学法人小樽商科大学役員会規程
3-2-B	国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程
3-2-C	国立大学法人小樽商科大学における法人文書の公開に関する規程
3-2-D	国立大学法人小樽商科大学情報開示検討委員会内規
3-2-E	国立大学法人小樽商科大学情報公開取扱要項
3-2-F	国立大学法人小樽商科大学における法人文書の開示の実施方法及び開示請求に係る手数料等に関する細目
3-2-G	国立大学法人小樽商科大学個人情報管理規程
3-2-H	国立大学法人小樽商科大学における個人情報の開示等に関する規程
3-2-I	国立大学法人小樽商科大学個人情報開示等取扱要項
3-2-J	国立大学法人小樽商科大学個人情報開示に関する実施細目
3-2-K	国立大学法人小樽商科大学個人情報開示等検討委員会内規
3-2-L	国立大学法人小樽商科大学公益通報者保護規程
2-1-M	国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
3-2-M	国立大学法人小樽商科大学ハラスメント相談室運用細則
3-2-N	国立大学法人小樽商科大学安全保障輸出管理規程
3-2-O	国立大学法人小樽商科大学動物実験に関する規程
3-2-P	国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント規程
3-2-Q	国立大学法人小樽商科大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程
3-2-R	国立大学法人小樽商科大学情報セキュリティ規程

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 3-2-S | 国立大学法人小樽商科大学研究費不正使用防止行動計画推進委員会規程 |
| 3-2-T | 国立大学法人小樽商科大学防災管理規程 |
| 3-2-U | 国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程 |
| 3-2-V | 国立大学法人小樽商科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程 |

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【基準にかかる状況と分析結果】

事務組織については、事務局長の下に、教務課、教務課入試室、学生支援課、学生支援課キャリア支援室、学生支援課国際交流室、学術情報課、総務課、企画戦略課、企画戦略課経営改革推進室、会計課、施設課の7課4室から構成されており、事務局として一元化されている。また、事務局長と各課長による課長会を毎週開催し、課題の共有等を行っている。

資料 3-3-1 事務組織一覧（令和2年5月1日現在）

部署	主な役割	常勤	非常勤	計
教務課	教育課程、授業及び試験に関すること 等	12	7	19
教務課入試室	入学試験に関すること 等	4	0	4
学生支援課	学生の賞罰、課外活動、学生団体、経済支援、各種相談等に関すること 等	7	7	14
学生支援課キャリア支援室	キャリア教育・意識の啓発、キャリア相談に関すること 等	1	0	1
学生支援課国際交流室	外国の大学・研究機関との学術交流協定及び学生交換協定の締結、学生の留学に関すること 等	3	1	4
学術情報課	図書館、情報総合センター、産学官連携、研究における不正行為防止に関すること 等	9	9	18
総務課	諸行事、広報、情報公開及び個人情報保護、人事、職員の福利厚生に関すること 等	11	5	16
企画戦略課	大学の将来構想、中期目標・計画、年度計画、教育研究活動等の自己点検・評価に関すること 等	7	1	8
企画戦略課経営改革推進室	経営改革の企画・立案、他大学や他機関との連携に関すること 等	1	1	2
会計課	決算、資金運用及び監査(会計監査人)、旅費、寄付金、契約に関すること 等	10	0	10
施設課	施設整備、維持管理等の予算編成、設計、施工、検査及び工事資材の検収、有効活用に関すること 等	5	0	5
計		70	31	101

以上のことから、事務組織は管理運営を円滑に行うため適切な規模と機能を有しており、基準を満たしていると言える。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

2-5-U 国立大学法人小樽商科大学事務組織規程（再掲）

2-1-I 国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程（再掲）

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

○教員と事務職員とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること

本学では教員と職員が両輪となってさまざまな事業を行っており、このような風土は本学の文化とも言えるものである。特に、平成 28 年度に本格稼働した全学的な教育研究支援組織「グローバル戦略推進センター（CGS）」については、第 3 期中期目標・中期計画期間において掲げている 3 つの戦略の推進に当たって、CGS の各部門において、事務局各課・室・係が企画・構想からプロジェクトの実施・検証まで組織横断的に参画しており、事務所掌・規程に基づく縦割りの定例的業務のみならず、組織横断的なプロジェクト型業務を担っている。

資料 3-4-1 第 3 期中期目標・中期計画期間における 3 つの戦略と教職連携体制

戦略 1. 新たな教育課程を構築し、グローバル人材を育成します

【教員組織】 CGS グローバル教育部門（※主）、アドミッションセンター（※主）、CGS 教育支援部門
【事務組織】 国際交流室（※主）、教務課、入試室、キャリア支援室、企画戦略課

戦略 2. ビジネス開発プラットフォームの構築により、北海道経済の活性化に取り組みます

【教員組織】 CGS 産学官連携推進部門（※主）、CGS 研究支援部門（※主）、ビジネススクール(大学院)
【事務組織】 学術情報課（※主）、企画戦略課、教務課

戦略 3. アクティブラーニングの拠点として、新たな教育方法を普及・展開します

【教員組織】 CGS 教育支援部門（※主）、CGS 教学 IR 室、言語センター
【事務組織】 教務課（※主）、学生支援課、企画戦略課、学術情報課（附属図書館）

資料 3-4-2 CGS と教育研究組織及び事務組織の関係図



その他、本学では、幅広く教育・研究活動、管理運営活動等において、教職連携の組織を設置し、組織的かつ効果的な運営を行っている。

資料 3-4-1 教職協働の状況

組織名称	構成員	根拠規定
目標計画委員会	(1) 理事(教育担当副学長) (2) 副学長 (3) 事務局長 (4) 学長が指名する者 若干名 (5) 企画戦略課長	国立大学法人小樽商科大学目標計画委員会規程
財務委員会	(1) 理事(総務担当副学長兼務) (2) 事務局長 (3) 経営協議会の委員から学長が指名する教員 2名 (4) 学部教授会から選出された教員 2名 (5) アントレプレナーシップ専攻から選出された教員 1名	国立大学法人小樽商科大学財務委員会規程
将来構想委員会	(1) 学長 (2) 理事(総務・財務担当副学長兼務) (3) 理事(教育担当副学長兼務) (4) 副学長 (5) 学科長及び学科主任 (6) 言語センター長 (7) 現代商学専攻長 (8) アントレプレナーシップ専攻長 (9) 事務局長 (10) 学長が指名する者 1名	国立大学法人小樽商科大学将来構想委員会規程
学生委員会	(1) 教育担当副学長 (2) 保健管理センター所長	小樽商科大学学生委員会規程

	(3) 保健管理センター特別修学支援室長 (4) 各学科及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教員 7名 (5) 学生支援課長	
男女共同参画推進委員会	(1) 総務・財務担当副学長 (2) 事務局長 (3) 学長が指名する者	国立大学法人小樽商科大学男女共同参画推進委員会規程

○管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

学長、副学長、事務局長ら幹部職員の能力向上に資するため、国立大学協会等が主催する国立大学法人等理事研修会（理事）、国立大学法人トップセミナー（学長）、マネジメントセミナー（学長、理事、副学長）、大学改革シンポジウム（学長、理事、副学長）等の研修等に計画的に派遣している。

事務職員については、北海道地区または全国で実施される各種研修に積極的に参加させるとともに、平成 28 年度に「国立大学法人小樽商科大学人材育成プログラム」を策定し、全職員に対して明示した。本プログラムに基づき、職員の要望も踏まえた学内 SD 研修や、私立大学も含めた他大学等への調査研修や資格（衛生管理者資格、IT パスポート）取得支援、他機関との人事交流及び職員の海外派遣研修といった多様な人材育成プログラムを実施している。

資料 3-4-2 令和元年度の SD 実施状況

取組	実施内容	参加者数
バリアフリー講演会～モノもココロもバリアフリー～	障がいのある方との共生に必要な多面的支援について有識者による講演会を実施した。	7名
経営統合に関する職員間の情報格差の解消と変化と向き合える組織づくりを目的とした研修	経営統合に関する職員間の情報格差を解消と変化と向き合える組織づくりのため、グループディスカッションやプレゼンテーションにより役職を越えて理解を深めた。	30名
三大学合同「法制執務知識研修」	3大学の経営統合に向け、新たな規程の制定や規程の統一化等の作業の増加が見込まれることから、職務遂行に必要な規程に関する共通の基礎的知識を習得させることを目的に3大学合同で対面及びWEBによる遠隔配信で実施した。 3大学の職員の交流機会の創出にもなった。	30名
講演「成年年齢引き下げを見据えた消費者教育について」	2022年4月から月から施行される、20歳から18歳への成年年齢引き下げに伴う法制度の変更に関する理解を深め、学生指導の資質を高めることを目的として、有識者による講演会を実施した。	19名
他大学、文部科学省等への出向中の職員からの報告会	出向者の知見を職員に還元するとともに、若手職員のキャリア形成の参考とすることを目的に、出向中の職員からの報告会を実施した。	40名
資格取得支援	衛生管理者資格取得支援	2名

	IT パスポート資格取得支援	6名
私立大学への事務交流 SD	私立大学における労務管理業務全般、教員の勤怠管理、同一労働同一賃金への知見を深めた。	1名
海外派遣研修	国際交流室の職員1名を3週間オーストラリアに派遣した。	1名

以上のことから、教員と事務職員との役割分担が適切であり、連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されており、基準を満たしていると言える。

【優れた点】

- 三大学合同「法制執務知識研修」は、本学と帯広畜産大学、北見工業大学の経営統合に向け、今後新たな規程の制定や三大学の規程を統一化する等の作業が見込まれることから、三大学の職員が合同で研修を行うことにより、職務遂行に必要な共通の基礎的知識を習得させることを目的とし、本学主導で初めて三大学合同で実施した。会場に集った三大学の職員約30名に加え、各大学からテレビ会議システムを活用して10名が参加して、三大学の職員間の交流促進とともに、統合を見据えた共通の基礎的知識の習得に努めた。

【改善を要する点】

特になし

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【基準にかかる状況と分析結果】

○監事が適切な役割を果たしていること

本学は、学外(非常勤)の監事を2人(会計監査担当、業務監査担当)置いている。

監事は、毎年度監事監査計画を策定し、本学の事業年度ごとの決算時に実施する会計監査、中期目標・計画の遂行状況に関する業務監査等を行うほか、役員会、経営協議会、学長選考会議、教育研究評議会、教授会等の会議にオブザーバーとして出席し、必要に応じて助言を行っている。

監事監査及び内部監査結果は報告書として全教職員に送付するとともに、学部・大学院合同教授会で意見の付された事項等について学長から報告を行った。会計監査人による監査結果はホームページに掲載している。

また、本学では、監事、会計監査人及び経営監査室による監査業務の連携を図るため監査連絡会を設置し、それぞれの監査内容について報告・確認を行い、効率的・効果的な監査体制を構築している。監査連絡会は、学長、財務担当理事、監事、経営監査室長、会計監査人により構成され、監事や会計監査人の監査計画及び監査結果に関することや経営監査室の内部監査及び内部監査結果に関すること等について、多角的な観点から検証し、重点監査項目の選定等を行っている。

○法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること

国立大学法人は、国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人法通則法第38条(以下「準用通則法」)に基づき、毎事業年度に係る財務諸表等を作成し、当該事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けることとされている。また、国立大学法人の会計監査人は、準用通則法第38条に基づき、各事業年度において財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施することとされている。

これらを踏まえ、本学では、毎事業年度に係る財務諸表等の作成について、監事及び会計監査人の監査の後、経営協議会及び役員会の議を経て、文部科学大臣に提出し、承認を得ている。

また、財務に関する会計監査については、準用通則法第40条に基づき文部科学大臣に選任された会計監査人による監査のほか、定期的に監事による会計監査及び経営監査室による内部監査を実施している。

○独立性が担保された主体により内部監査を実施していること

内部監査は、本学に置かれた経営監査室において実施している。経営監査室は、室長及び事務職員(令和2年度現在3名)で構成され、公正かつ客観的な立場で内部監査を実施している。

資料 3-5-1 小樽商科大学組織・運営規程（抜粋）

- 第 21 条 本学に経営監査室を置く。
- 2 経営監査室に経営監査室長を置く。
 - 3 経営監査室長は、学長が指名する教員をもって充てる。
 - 4 経営監査室長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
 - 5 経営監査室に関する必要な事項は、別に定める。

資料 3-5-2 国立大学法人小樽商科大学経営監査室規程（抜粋）

- (目的)
- 第 2 条 経営監査室は、本学における業務執行の合理性と合法性の観点から公正かつ客観的な立場で検討し、評価し、これに基づく改善への助言及び監督することを目的とする。
- (組織)
- 第 3 条 経営監査室に、室長及び室員を置き、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。
- (1) 室長 学長が指名する教員
 - (2) 室員 事務職員 若干名

以上のことから、財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能しており、基準を満たしていると言える。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- 2-2-E 国立大学法人小樽商科大学監事監査規程（再掲）
- 3-5-A 国立大学法人小樽商科大学経営監査室規程
- 3-5-B 国立大学法人小樽商科大学内部監査実施要項
- 3-1-B 2018（平成 30）年度における監事の監査報告書（再掲）
- 3-5-C 監事監査計画
- 3-1-C 2018（平成 30）年度における監査法人の監査報告書（再掲）
- 1-3-A 組織機構図（再掲）

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【基準にかかる状況と分析結果】

本学の教育研究上の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動についての情報は、本学ホームページのほか、シラバス、履修の手引き、OUC ガイドブック（学園生活の手引き）、大学・大学院案内等に掲載し、教職員、学生及び社会に情報提供を行っている。

資料 3-6-1 情報の公表状況一覧

公表を求める事項	公表状況
《学校教育法施行規則第 172 条の 2》	
教育情報 <input type="checkbox"/> 大学の目的 <input type="checkbox"/> 学位授与方針、教育課程方針 学生受入方針 <input type="checkbox"/> 教育研究上の基本組織 <input type="checkbox"/> 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 <input type="checkbox"/> 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 <input type="checkbox"/> 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 <input type="checkbox"/> 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 <input type="checkbox"/> 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 <input type="checkbox"/> 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること <input type="checkbox"/> 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	■ウェブサイト (URL : 大学教育情報 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/education_info/) <input type="checkbox"/> その他 (大学概要、大学案内)
《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条》 《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》	
財務諸表等	■ウェブサイト (URL : 組織・業務・財務に関する情報 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/organization_info/) ■その他 (財務レポート)
《学校教育法第 109 条第 1 項》	
自己点検・評価の結果	■ウェブサイト (URL : 自己点検・評価及び外部評価 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/inspection/outside_evaluation/) <input type="checkbox"/> その他

《H15 文科省告示第 53 号第 3 条第 2 項》	
法科大学院の未修者又は実務経験者の割合が 2 割に満たない場合には入学者選抜の実施状況	※該当なし <input type="checkbox"/> ウェブサイト (URL :) <input type="checkbox"/> その他
《教育職員免許法施行規則第 22 条の 6》	
認定課程を有する大学は、教員の養成の状況 <input type="checkbox"/> 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事 <input type="checkbox"/> 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事 <input type="checkbox"/> 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事 <input type="checkbox"/> 卒業生の教員免許状の取得の状況に関する事 <input type="checkbox"/> 卒業生の教員への就職の状況に関する事 <input type="checkbox"/> 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事	■ウェブサイト (URL : 教員養成の状況 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/teacher_course/) <input type="checkbox"/> その他

以上のことから、大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であり、基準を満たしていると言える。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

領域 4 施設及び設備並びに学生支援

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

○教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

本学のメインキャンパスは、東西に延びる市道が横断しており、大きく南北2つのゾーンに分かれている。またこのキャンパスから1km離れたところにサッカー・ラグビー用の多目的グラウンド(山上グラウンド)があり、職員宿舍敷地等を除く全体の校地面積は令和2年4月1日現在、179,394㎡で、校舎面積は40,250㎡となっている。

また、メインキャンパスを横断する市道から正門を入った南側ゾーンには、右側に管理共通ゾーンとして事務棟や設備室、学生センター、保健管理センターがあり、左側に福利厚生ゾーンとして、大学会館を配置している。さらにその南側に教育研究ゾーンとして附属図書館、講義棟、教員研究棟(教員研究室140室)、言語センター、グローバル戦略推進センター産学官連携推進部門、ALサポートセンター、情報総合センター、学生何でも相談室/特別修学支援室を配置している。講義室は大小合わせて23室(総収容人数1,180人)設置されているほか、情報処理実習室が4室、語学学習施設が9室、実験実習室が4室ある。ゼミ教育の充実のため、すべてのゼミに専用のゼミ室(86室)を配置している。教育研究ゾーンの施設は講義棟を中心に全て渡り廊下等につながっており、冬期間の建物間の移動が容易となっている。また一段高い西端には野球場、一段低い東端にはテニスコートを5面配置している。

北側ゾーンには居住ゾーンとして国際交流会館(収容人数44人)、学生寮(輝光寮・収容人数93人)、運動施設ゾーンとして第1体育館、第2体育館、弓道場があり、さらに課外活動施設としてサークル共用施設、合宿研修施設(逍遙荘)を配置している。また、石狩市に共同利用(ボート)艇庫、小樽市(祝津)に共同利用(ヨット)艇庫を有している。

さらに、札幌市に大学院における授業(現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻)及び産学官連携事業のために札幌サテライトを設置して講義室3室、会議室及び自習コーナーを開設している。札幌サテライトの利用可能時間は、平日9時30分~22時(休業期間中は9時30分~20時)(土曜日9時~18時)であり、夜間の18時30分~21時40分は、アントレプレナーシップ専攻の授業が行われ、現代商学専攻の授業は、昼間の時間帯を中心に行われている。大学院の授業が行われていない時間帯は、産学官連携事業や就職支援事業等の本学が実施する事業、大学院生の勉強会、教員が主催する研究会、同窓会組織である緑丘会の会合・事業、学外貸出等が行われている。札幌サテライトは専門職大学院における中心的な授業実施スペースの確保及び産学官連携事業の推進を図るという設置目的において十分活用されている。

資料4-1-1 土地建物の状況（令和2年4月1日現在）

区 分 Classification	土地 Land Area	建 物 Building		備 考 Note
		建面積 Building Area	延面積 Total Floor Area	
事 務 棟 Administration Buildings	121,672	1,068	2,059	合宿研修施設・サークル共用施設・弓道場・ボート艇庫等 Study Camp, Student Activity Building, Kyudo Gymnasium, Boat House
教員研究棟 Professors' Offices		1,101	3,647	
講義室棟 Lecture Rooms		5,086	16,185	
保健管理センター Health Services Center		104	211	
情報総合センター Information and Communications Technology Center		307	581	
附属図書館 University Library		1,242	4,176	
大学会館 University Hall		1,246	2,256	
体育館 Physical Training Facilities		2,974	3,326	
課外活動施設 Extra Curricular Activities Facilities		2,081	2,968	
学 生 寮 Dormitory		620	2,479	
国際交流会館 International House		490	1,145	
その他,附属施設 Other Facilities		797	996	
職 員 宿 舎 Faculty and Staff Residences		6,064	934	
屋 外 運 動 場 Athletic Grounds	57,722	221	221	
合 計 Total	185,458	18,271	42,940	

○施設・設備における安全性について、配慮していること

校舎等の耐震化は、平成27年度に実施した事務棟耐震補強工事ですべて終了している。さらに体育館の高所に設置された照明器具等の耐震化対策についても、平成27年度の第1体育館と第2体育館の対策工事で終了している。

資料4-1-2 校舎等の耐震対応

建 物		Is 値	対 応	備 考
1号館		0.73	耐震改修済み	増築部分：新耐震基準建物
2号館				新耐震基準建物
3号館	東側	0.71	耐震改修済み	
	西側	0.87		耐震性あり

4号館	0.79	耐震改修済み	
5号館			新耐震基準建物
附属図書館	0.71	耐震改修済み	増築部分：新耐震基準建物
大学会館			新耐震基準建物
保健管理センター	1.14		耐震性あり
事務棟	0.72	耐震改修済み	
体育館			新耐震基準建物
合宿研修所			新耐震基準建物
サークル共用施設			新耐震基準建物
国際交流会館			新耐震基準建物
学生寮			新耐震基準建物

構内の安全管理については、土砂災害、落雪危険箇所、台風等豪雨時の注意区域・危険箇所を示したハザードマップを作成し、ホームページにおいて公開している。

また、ハザードマップに基づき定期的に学内巡視を実施し、廊下の支障物撤去、倒木の恐れのある樹木の撤去、構内のアスファルト舗装のオーバーレイ補修など、廊下や屋外等の避難経路の安全確保や事故の防止を図っている。さらに、事故及び事件等の防止を目的として、野球グラウンドに防犯カメラを設置している。その他、情報処理実習室、図書館に防犯カメラを設置している。また、地震などの被災時にエレベーターの閉じ込めがないか確認出来るように5号館及び図書館にカメラ付きエレベーターを設置した。なお、平成31年4月から受動喫煙の防止を目的として、建物の内外部を問わず学内は全ての場所で禁煙となっている。

毎年度、「リスクマネジメント・アクションプラン」を更新し、実施状況の確認と検証結果を、次年度のプランに結び付けている。さらに自然災害による被害を教訓とし、毎年度、防災備蓄計画により防災備蓄品の管理・更新を実施している。

さらに、安全で安心な構内環境を目指し、段差部分は色を変える、階段の色を一段ごとに変わるなど、ユニバーサルデザイン対応を意識したバリアフリー対策を実施している。学生生活実態調査でも要望のあがっていた5号館のエレベーター棟増築をはじめ、スロープの設置、多目的トイレの増設、身障者用駐車場設置、ロードヒーティング増設等、多目的トイレ表示のユニバーサルデザイン対応等のバリアフリー対策を順次行った。構内の外灯については、夜間の防犯を考慮した位置に設置となるよう改修を行った。さらに、障がいのある学生の修学や学生生活を支援する「特別修学支援室」の設置により学生何でも相談室と合わせた修学支援の体制と場所を整えた。

また、平成31年2月より約8ヵ月かけて大規模な図書館改修を実施し、建物の老朽改善として内・外装の刷新並びに照明・暖房・トイレ等のライフライン設備更新を行うとともに、エレベーター設置や玄関増設を含めたバリアフリー対策を強化した。加えて、ラーニングコモンズとしての図書館機能の更なる強化のため、従来のアクティブラーニング機能を維持しつつ、開架閲覧室の拡張及び特殊資料室の改装を行い、閲覧座席増設及び旧式の書架を耐震型集密式に更新して利用者の利便性を高めたほか、貴重図書展示室を移設して防犯カメ

ラを設置した。

資料4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況

事項	キャンパス	整備状況	備考（整備不十分の場合の対応状況等）
耐震化	小樽本校	耐震化率 100%	
耐震化	札幌サテライト	—	（借用建物）
老朽化への対応	小樽本校	キャンパスマスタープラン等にて計画	
老朽化への対応	小樽本校	附属図書館	建物外壁と窓、ライフライン（冷暖房、水道、トイレ、照明等）の更新
老朽化への対応	札幌サテライト	—	（借用建物）
バリアフリー化	小樽本校	キャンパスマスタープラン等にて計画	
バリアフリー化	小樽本校	附属図書館	エレベーター新設、専用玄関・駐車場の増設
バリアフリー化	札幌サテライト	—	（借用建物）

資料4-1-4 安全・防犯面の配慮の状況

事項	キャンパス	配慮の状況
外灯の設置	小樽本校	夜間防犯を考慮した場所に設置。
防犯カメラの設置	小樽本校	事故防止、防犯のために野球場に設置。防犯のため情報処理実習室、図書館（貴重図書展示室）に設置。学生寮・国際交流会館に、非入居者による不正侵入防止のため設置。
危険箇所の周知	小樽本校	災害時警戒区域、落雪危険箇所等のハザードマップ表示。
ロードヒーティングの設置	小樽本校	冬季間の歩行者安全確保のため、バス待合所からキャンパスの主要な建物の3号館、図書館大学会館などへの歩行経路にロードヒーティングを増設。

○教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること

平成 30 年度に既存の情報処理センターを拡大改組した情報総合センターは、学内共同利用施設として、学内における研究、教育に資する計算機環境を提供している。現在のシステムは、平成 28 年 3 月に更新されたシステムである。センター内の設備は、パソコン（第 1 実習室 102 台、第 2 実習室 15 台、第 3 実習室 41 台、第 4 実習室 31 台、教員利用室 5 台）等が用意されている。

なお、本学には学内ネットワークが敷設されており、教員研究室をはじめ、ゼミ室、附属図書館その他学内のほぼ全域から、センターのサーバーマシンを利用することができる。

また、本学では、タブレット等 ICT 機器を活用してアクティブラーニングを実施するアクティブラーニング教室、動画収録・編集や双方向通信授業を可能とするブレンデッドラーニング教室を整備している。

資料4-1-5 小樽キャンパス AL・CL 教室設備一覧表（令和2年8月現在）

棟	階	教室	収容人数(最大)	教室管理用 iPad	学生用 iPad	プロジェクター	コラボステーション	ブルーレイ・DVD	マイク	ピンマイク	備え付け PC	HDMI	RGB	電子黒板	その他
3号館	2階	213AL	90	○	50	8※	○	○	6	2	有	○	○		※教室内7台・教室外1台。
5号館	1階	171AL	70	○	40	3	○	○	○	○	有	○	○		可動式ホワイトボード:ボード13枚
5号館	1階	172AL	60	○	28	3	○	○	○	○	有	○	○		
5号館	1階	174AL	42	○		3		○	○	○	有	○	○		
5号館	2階	272AL	26	○	28	4	○	○	○	○	有	○	○		ディスカッションテーブル
5号館	2階	274AL	30	○	12	3		○	○	○	有	○	○		可動式ホワイトボード:3面3台・中(タテ型)5台・ボード6枚。
4号館	2階	160CL	338	○		3		○	6	2	○		○	○	板書用 iPad3 台
5号館	3階	370CL	192	○		7※		○	4	2		○	○	○	※教室内5台・教室外2台。 可動式ホワイトボード:大3台・小(ロール式)5台。
5号館	4階	470CL	242	○		8※		○	4	2		○	○	○	※教室内5台・教室外3台。 可動式ホワイトボード:大4台・小(ロール式)4台。

* コラボステーション・・・iPad から手書き文字を投影したり、プロジェクターに投影することで、教室内の情報共有が瞬時に行うことができる。

語学教育を中心としたデジタルコンテンツ作成・双方向通信授業のノウハウを活かし、三大学経営統合における文理融合教育プログラムにおける連携授業、オンデマンド授業教材の開発に取り組んでいる。これらのノウハウは新型コロナウイルス対策においても活用され、令和2年度に遠隔授業を実施するための重要な基盤となった。

今後は、ICT 設備・機器の更新及び遠隔授業の更なる展開を見据えたネットワーク環境の充実が必要となる。

本学における情報システムのセキュリティ管理及びメンテナンスについては、「国立大学法人小樽商科大学情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティ対策を行っている。

現在、マルウェア対策や外部からの攻撃に対応するため専任の技術職員 1 名及び専門職員 1 名を配置し、非常勤職員 1 名が補助を行っている。本学は、社会科学系大学ながら情報工学研究者が充実しており、CISO は情報システム管理、副センター長はセキュリティの専門家であり、技術職員と協力して、安全で安定した ICT 環境の運営を担っている。

○大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること

ラーニングコモンズ構築のため第 2 期中の平成 26 年度にリニューアルした附属図書館は、従来のプライベート静寂利用型の図書館機能も強化しつつ、2 階部分を協働学習の場として改装したことで、学生の主体的な学びを支える長時間滞在型学習拠点として定着し、個人の自習・研究はもとより、ICT 機器を活用した公開授業、グループワーク、講習会といった多様な学修形態で活用されている。図書館総入館者数はリニューアル後の平成 26 年度は過去 5 年平均と比較し 101% 増となる 238,208 名と大幅に増加し、第 3 期中期目標期間を通じてその水準を維持している。さらに第 3 期中期目標期間は、学生の主体的な学びを促すこれらの施設・設備を活用し、大人数によるアクティブラーニング、起業支援、産業界・地域との交流の場を創出するなど利用促進を図るとともに、ユーザビリティを重視した管理・更新を行ってきた。

平成 30 年度から令和元年度にかけて大規模な図書館改修を行い、内・外装の刷新並びにライフライン設備の更新といった建物の老朽改善、多目的トイレやエレベーターの設置、車いす入館用玄関スロープの増設といったバリアフリー化を推進し、居住性・利便性を高めた。改修後の図書館は従来のアクティブラーニング機能を維持しつつ、プライベート学習スペース及び書架を増設したほか、特殊資料室にも集密式書架が導入されており、今後更なる利用が見込まれるところである。

学術資料の整備状況について、附属図書館の蔵書数は、令和 2 年 3 月 31 日現在 479,513 冊である。雑誌は、12,146 タイトル、視聴覚資料（マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、カセットテープ、ビデオテープ、CD・LD・DVD・BD、レコード等）は、約 700 タイトルを有している。また、電子ジャーナルは 5 種類のパッケージ（約 6,100 種のタイトル）、データベースは 8 種類を契約している。

これら学術資料は、附属図書館と学科等（専門 4 学科、一般教育系、言語センター）及びアントレプレナーシップ専攻の選書により整備される。全学共通の学術資料は、附属図書館運営委員会（学科等及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教員により構成、委員長：附属図書館長）が選定しており、平成 27 年 3 月に定めた選定方針に基づき、見直しを図っている。学生用図書は、学科選定、職員選定、学生リクエストの 3 つの選定方式により選定している。

また、平成 19 年度に、機関リポジトリ「小樽商科大学学術成果コレクション (Barrel)」を構築し、平成 20 年 3 月に正式公開した。コンテンツ数は令和 2 年 3 月 31 日現在で学術

雑誌論文、紀要論文、研究報告書等 5,365 件を越え、令和元年度の利用状況は、閲覧回数 99,629 件、ダウンロード数 388,251 件となっている。

さらに、附属図書館の蔵書検索（OPAC）はインターネットで公開しており、学外からも検索できる。また、各種データベースも所定の手続きを取れば学外からアクセスすることができる。附属図書館に所蔵していない図書や雑誌については、全国大学図書館との図書相互貸借や文献複写等のサービスで対応している。図書の貸借・検索は、札幌サテライトにおいても可能である。

資料 4-1-6 附属図書館の蔵書（令和 2 年 3 月 31 日現在）

区分	所蔵図書冊数	所蔵雑誌種類数	令和元年度受入	
			図書	雑誌
和書	308,104 冊	8,820 種	4,082 冊	1,533 種
洋書	171,409 冊	3,326 種	1,281 冊	217 種
合計	479,513 冊	12,146 種	5,363 冊	1,750 種

資料 4-1-7 附属図書館の入館者数等

年度	開催日数	入館者数	館外貸出							
			教職員		学生		学外者		合計	
			人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数
H29	352 日	247,597	1,448	3,884	5,100	10,315	399	867	6,947	15,066
H30	297 日	223,882	1,385	4,647	4,517	9,792	230	524	6,132	14,963
R 元	※257 日	85,225	1,099	2,801	2,027	4,582	115	274	3,241	7,657

※令和元年度は改修工事により長期休館。開催日のうち 141 日は部分会館

○自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

学生が自主的学習を行う環境として、本学には附属図書館、情報総合センター、言語センターや AL 教室等の講義室（講義のない時間帯に限る）がある。特にゼミ室は、全てのゼミに 1 室ずつ用意され、ゼミ履修生（3・4 年生）は、いつでも自由に利用することができる。

さらに、平成 28 年度に本格稼働したグローバル戦略推進センター関連の特色ある施設として、多様な国際的バックグラウンドを持つ学生が自由に集い、異文化理解を深めるための多様な学びの拠点となる「グローバルラウンジⅠ」、セミオープンスペースにおいて、少人数によるグループワークなどを行うスペースとして活用している「グローバルラウンジⅡ」、学部レベルでの起業家教育を行うため、起業を目指す学生の活動の場として「学生起業サポートルーム」といった環境を整備している。

資料4-1-8 自主的学修環境整備状況一覧

名称	キャンパス・棟	座席	主な設備	利用時間
附属図書館 (グループ学習室 A, B, Cの3室計39席 を含む)	小樽本校	401	情報検索・蔵書検索用パソコン、情報ソフトのほか、閲覧室及び各グループ学習室に投影用プロジェクタ、ホワイトボード等のICT機器を備える。	平日(通常)8:45-21:45 平日(休業期間)8:45-17:00 土曜日(通常)10:00-19:30 土曜日(休業期間)10:00-17:00 日曜日・祝日(通年)10:00-17:00
情報総合センター 第1実習室	小樽本校・情報総合センター	100	パソコン台数:101台・プリンター:1台・スキャナー:1台	平日(月～金)9:00-21:00
情報総合センター 第2実習室	小樽本校・情報総合センター	14	パソコン台数:15台・プリンター:1台・スキャナー:1台	平日(月～金)9:00-22:30
情報総合センター 第3実習室	小樽本校・情報総合センター	40	パソコン台数:41台・プリンター:1台・スキャナー:1台	平日(月～金)8:00-22:30 土9:00-17:00
情報総合センター 第4実習室	小樽本校・情報総合センター	30	パソコン台数:31台・プリンター:1台・スキャナー:1台	平日(月～金)9:00-21:00
大学院自習室	小樽本校・4号館	6	テーブル、椅子、プリンター1台	通常は施錠。 利用の要請に基づき 教員及び事務が開錠 する。
大学院自習室	札幌サテライト	14	閲覧テーブル3脚、椅子14脚、パソコン4台、プリンター2台	9時から22時まで(日 祝日及び年末年始を 除く)
グローバルラウンジ I	小樽本校・3号館	20	テーブル、椅子	8:00-22:00(月～土)
グローバルラウンジ II	小樽本校・3号館	16	テーブル、椅子	平日(通常)8:00-23:00 土曜日(通常)8:00-22:00

※利用時間は平常時のもの。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用時間は異なる場合がある。

以上のことから、教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されており、基準を満たしていると言える。

【優れた点】

実学主義を掲げる本学の特徴的な学外学修のひとつとして、研究指導(ゼミナール)等において授業で学んだ知識を実際の企業活動の中で実践する学生ベンチャーの起業が挙げられる。平成28年度に整備した「学生起業サポートルーム」により活動を支援し、会計コンサルティングやゲストハウス運営などの企業活動が推進され、学生発企業数は、平成27年度3件から令和元年度7件まで増加している。

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 4-1-A | バリアフリーマップ |
| 4-1-B | 土砂災害ハザードマップ |
| 4-1-C | 落雪危険箇所位置図 |
| 4-1-D | 台風等豪雨時注意区域図 |
| 4-1-E | ロードヒーティング設備配置図 |
| 3-2-R | 国立大学法人小樽商科大学情報セキュリティ規程（再掲） |
| 4-1-F | 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） |
| 2-1-E | 小樽商科大学附属図書館規程 |
| 4-1-G | 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） |

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【基準にかかる状況と分析結果】

○学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること。

本学では、以下のとおり学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・指導体制を整備している。

資料 4-2-1 相談・助言体制等一覧

機能	組織の名称	根拠規定	配置された人員	支援の内容	相談の実績
総合的相談	学生何でも相談室	小樽商科大学学生何でも相談室規程（別添資料 2-1-L）	5 人	学生相談対応 学生相談に係る学内外の関連組織と連携	108 件
障がいに係る支援・相談	保健管理センター特別修学支援室	小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程（別添資料 2-1-K）	3 人	障がいのある入学志願者との事前相談 障がいのある学生からの修学相談 障がいのある学生の支援方策の立案及び実施 障がいのある学生の教育方法の改善等の提言 障がいのある学生の施設・設備の改善等の提言に関すること	125 件
就職・進路に係る支援・相談	キャリア支援室	国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程（別添資料 2-1-I）	4 人	就職相談	301 件
各種ハラスメントに係る防止・相談	ハラスメント相談室	国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（別添資料 2-1-M） 国立大学法人小樽商科大学ハラスメント相談室運用細則（別添資料 3-2-N）	7 人	ハラスメントに関する相談及び苦情の申立てに対応	2 件

「学生何でも相談室」は、大学生活を送るうえでの困りごとや心の悩みはもちろん、悩みどこに相談すべきかわからないときなど、幅広く学生の相談窓口となっている。平成 28 年度～令和元年度では、以下のとおり多くの学生の多岐にわたる相談を受け付けた。

資料4-2-2 「学生何でも相談室」相談内容別利用者数（平成28年度～令和元年度）
（学部学生：延べ人数）

主な相談内容		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
学業	1 学校生活	3	1	4	12	17	29	13	19	32	11	9	20	1	4	5
	2 修業上	29	1	30	17	10	27	8	5	13	7	12	19	4	10	14
	3 その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	(小計)	32	2	34	29	27	56	22	24	46	18	21	39	5	14	19
適応	4 自分	3	28	31	11	28	39	26	13	39	38	16	54	16	4	20
	5 友人関係	5	1	6	1	6	7	2	4	6	0	0	0	3	0	3
	6 サークル活動	4	1	5	0	3	3	0	2	2	0	1	1	0	0	0
	7 その他	0	0	0	0	3	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0
(小計)	12	30	42	12	40	52	28	19	47	39	17	56	19	4	23	
進路	8 就職	1	5	6	13	3	16	9	3	12	1	8	9	0	2	2
	9 進路	0	1	1	5	0	5	1	1	2	4	8	12	4	2	6
	10 その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	(小計)	1	6	7	19	3	22	10	4	14	6	16	22	4	4	8
生活	11 家族関係	0	16	16	0	1	1	0	0	0	3	4	7	0	3	3
	12 経済上	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13 健康管理	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	14 その他	0	0	0	7	0	7	1	3	4	0	0	0	0	1	1
(小計)	1	16	17	8	2	10	1	3	4	3	4	7	0	5	5	
その他	15 その他	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2
	(小計)	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2
合 計		46	55	101	68	73	141	62	50	112	66	58	124	28	29	57

資料4-2-3 「学生何でも相談室」相談内容別利用者数（平成28年度～令和元年度）
（大学院学生：延べ人数）

主な相談内容		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
学業	1 学校生活に関して	0	0	0	0	12	12	0	31	31	0	21	21	0	0	0
	2 修業上に関して	0	0	0	0	3	3	0	2	2	0	3	3	0	0	0
	3 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(小計)	0	0	0	0	15	15	0	33	33	0	24	24	0	0	0
適応	4 自分に関して	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0

	5	友人関係に関して	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	サークル活動に関して	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(小計)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
進路	8	就職に関して	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	9	進路に関して	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	10	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(小計)	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
生活	11	家族関係に関して	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0
	12	経済上に関して	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	健康管理について	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0
	14	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(小計)	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2	2	0
その他	15	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(小計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		0	0	0	16	16	0	37	37	0	26	26	0	0

「学生何でも相談室」で受け付けた相談のうち、より具体的な支援が必要な悩み事に対しては、心身の健康面では「保健管理センター」（うち障がい等が理由で特別な支援を要する学生は「特別修学支援室」及び「ピアサポートルーム」）、就職・進路相談は「キャリア支援センター」、ハラスメントが疑われる場合は「ハラスメント相談室」など、多様な支援組織を整備している。（別添資料4-2-B、C）

また、こうした各種支援制度は、大学ホームページをはじめ、入学時に配布する「OUCガイドブック」に掲載し、オリエンテーションで案内しているほか、ポスターを作成して掲示板に掲示するなど、周知を図っている。（別添資料4-2-D）

○学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること

本学の課外活動団体数は、令和2年7月現在 69 団体である。サークル活動支援のため、ビデオカメラ、プロジェクター、簡易スピーカー（マイク付）、イベント用テント、小樽商科大学のぼり等の物品の貸し出しを行っている。

学生の活動が円滑に行われるように、毎月1回、学生自治会、体育会、音楽文化団体連合会、緑丘祭実行委員会、ゼミナール協議会、生協学生委員会の各代表者と、教育担当副学長、学生支援課が懇談を行っており、学生からの要望を聞き、大学からの要望を伝えるなど意思疎通を図ることで、課外活動におけるリスクの予防・管理を行っている。また、毎年、各サ

サークル団体に、サークル活動に関する物品購入及び施設整備等の要望を募り体育館の修理、グラウンドの整備、道具の買い換え、救助艇の更新等を行うことや、優れた成績を修めた団体及び個人に対し、遠征費の補助をするなど経済的支援を行うなどして活動を支援している。

入学時のオリエンテーションにおいて、サークルの紹介、勧誘を支援するために「サークル・オリエンテーション」を設けている。また、学生の社会貢献を目的とした自主的な活動を支援するために、「小樽商科大学グリーンヒルプロジェクト」の制度を設け、1件あたり10万円を限度に学生を支援している。(支援実績：H27 3件、H28 3件、H29 3件、H30 4件、R1 3件)

また、施設については、第1・2体育館、武道場、弓道場、グラウンド、テニスコート、大学会館、サークル共用施設、合宿研修施設を整備している。さらに北海道大学との共用施設として小樽市祝津に北海道大学小樽商科大学祝津ヨット艇庫と石狩市生振に北海道茨戸川漕艇研修センターを置いている。

なお、課外活動における飲酒リスクに対して、学生サークルのリーダーを集めた「リーダーズ・アッセンブリー」を開催し、飲酒事故の危険性とその防止についての専門家による講演会を実施し、学生への飲酒に関する指導強化・理解促進、救急・救命訓練を行っている。さらに、飲酒事故の防止のため学内全面禁酒にするとともに、OUCガイドブックへの注意事項の掲載、新入生オリエンテーションでの指導、授業「生活と健康」及び「予防の医学」における医師による講義の実施、学生団体連絡会での指導、全サークル加入者の未成年者を対象とした指導、教育担当副学長と学生団体代表との懇談会及び寮生との懇談会での指導、保護者連絡会で家庭での指導の依頼、新入生に対して誓約書の提出を求めるなどの取組を実施している。

また、入学式での新入生オリエンテーション(保護者の参加を含む)における保健管理センター所長による講演や、学修管理システムを活用して新入生向けの飲酒に関する健康安全教育に取り組み、飲酒事故防止に努めている。

資料4-2-4 課外活動に係る支援状況一覧

課外活動団体数	69 団体
---------	-------

支援の分類	内容
課外活動施設設備の整備	第1体育館
	第2体育館
	武道場(第1体育館)
	弓道場
	グラウンド 2面
	テニスコート
	大学会館
	サークル共用施設 18部屋

	合宿研修施設 5 部屋
	北海道大学小樽商科大学祝津ヨット艇庫 8 部屋（北大との共同艇庫）
	北海道茨戸川漕艇研修センター 13 部屋（北大との共同艇庫）
運営資金	大学としての運営資金の支給はなし
備品貸与	ビデオカメラ、カメラ用三脚、プロジェクタ、スクリーン、デジタルカメラ、ボイスレコーダー、拡声器、簡易スピーカー（マイク付）延長電気ドラム、長机、パイプ椅子、イベント用テント、スコップ、スノーダンプ、商大くん着ぐるみ、小樽商科大学のぼり

○留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

受入れ留学生の支援としてチューター制度を実施しており、本学の学生のうち、チューターとして登録した日本人学生が留学生の学修や日常生活の援助を行っているものである。毎年 30 名程度（登録学生数は 60 名程度）の日本人学生がチューターとして活動しており、空港への出迎えと日本で学生生活を開始するにあたっての諸手続きの補助に始まり、日常生活や日本語上達のサポートに至るまで、マンツーマンで手厚く支援する制度となっている。

また、北海道地区国立大学連携による「学部・大学院入学前留学生教育プログラム」を実施しており、平成 25 年度から受け入れ留学生に対して毎年度受講の案内を行っており、毎年 2 名程度の留学生が参加している。

資料 4-2-5 留学生への生活支援の内容及び実施体制

生活支援の内容		担当する組織名称	備考
チューター制度	生活全般の支援や日本語学習支援	国際交流室	
留学生ガイドブックの配布を含めた、新留学生オリエンテーションの実施	日本語能力の有無に関わらず、特に留学生としての生活に係る事項について集中的に説明し、スムーズに修学を開始できるよう支援している	国際交流室	

○障害のある学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

平成 28 年 4 月から、障がい（身体障がい、発達障がい、精神障がい、病弱・虚弱等）のある学生の「学ぶ権利」を保障することを目的として、保健管理センターに特別修学支援室を設置している。特別修学支援室には専従の教員及び職員を配置し、障がいの内容を踏まえて必要な配慮を調整し、教員や学内外の各部署と連携しながら学生生活をサポートしている。

授業及び定期試験に関する配慮の調整が主な支援内容であるが、就労移行支援、大学生生活支援、情報保障等、学生が必要とする支援を提供することが可能な体制となっている。

また、特別修学支援室専任教員の指導の下、学生同士の相互支援のための「ピアサポート

ルーム」を開設している。「ピアサポートルーム」では、相談対応やノートテイキングなどの障がいを持つ学生への支援の他、通常の学生の学生生活の相談に応じるなど活発に活動している。

資料 4-2-6 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制

生活支援の内容		担当する組織名称
バリアフリーマップの作成・HP 公表	本学構内のバリアフリー施設の設置状況を HP に公表	施設課
ピアサポートルームの設置	ピア・サーポーターによる相談対応やノートテイカーを設置	特別修学支援室
聴覚障害のある学生に対する支援策	ロジャーペンと UD トークを購入。 (ロジャーペン：補聴器に直接教員の音声を送信するもの。 UD トーク：タブレット PC と UD トークを使用し、音声の文字化を行う)	特別修学支援室

資料 4-2-7 小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程 (抜粋)

<p>(目的)</p> <p>第 2 条 支援室は、小樽商科大学（以下「本学」という。）において障がいのある学生（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する者をいう。）に学修及び研究を行う上で必要な支援を行うとともに、関係課室等と連携し、本学における障がいのある学生への支援の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第 3 条 支援室は、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障がいのある入学志願者との事前相談に関すること (2) 障がいのある学生からの修学等の相談に関すること (3) 障がいのある学生の支援方策の立案及び実施に関すること (4) 障がいのある学生の教育方法の改善等の提言に関すること (5) 障がいのある学生の施設・設備の改善等の提言に関すること (6) 教職員及び学生への意識啓発に関すること (7) 支援室にかかる広報等に関すること (8) その他障がいのある学生への合理的配慮及び支援に関し必要なこと

○学生に対する経済面での援助を行っていること

本学における奨学金制度の情報は、新入生オリエンテーションにおいて説明し、学内掲示板や本学ウェブサイト、OUC ガイドブックにより周知している。

奨学金制度については、日本学生支援機構の給付奨学金と本学の入学料免除、授業料免除が一体となった高等教育の修学支援新制度のほか、日本学生支援機構奨学金（貸与型）、民間・地方公共団体の奨学金がある。

本学においては寄付金からなる「小樽商科大学修学支援基金」を原資とした修学支援事業

として①給付型奨学金事業、②授業料免除事業、③学内スチューデント・アシスタント事業、④「輝光寮」寮費免除事業がある。また、同窓会の支援により、前年度の学業成績優秀者に奨励金（学部学生 10 万円、大学院学生 5 万円、全体で 18 人）を支給する「小樽商科大学緑丘奨励金」制度をはじめ、遣留学生への経済的補助、TOEIC 受験料の補助を行っている。（別添資料 4-2-F~J）

また、平成 27 年度より、本学 OB からの寄附による「佐野力海外留学奨励金」を創設し、初年次の海外研修プログラム参加学生（毎年 60 名程度）への経済的支援を行っている。さらに、私費外国人留学生に対しては、本学独自の奨学金として「後援会助成金」及び「佐藤幸子奨学金」制度を設け、経済的支援を行っている。

入学料免除・徴収猶予、授業料免除・徴収猶予においては、入学料・授業料免除者は、平成 27 年度～令和元年度 5 年間の平均で入学料免除者 6.2 人（うち全額免除者 1.6 人）、授業料免除者は 549.8 人（うち全額免除者 232.6 人）となっている。（別添資料 4-2-K）

平成 23 年に建設された学生寮「輝光寮」は 1 人部屋 81 室（月 20,500 円）、4 人部屋 3 室（月 15,500 円）があり、定員は 93 人（男子（1～3 階）57 人、女子（4～5 階）36 人）である。「輝光寮」は、1 人部屋 9 室（4 人部屋 3 室）とキッチン併設のオープンリビング、洗面・シャワー室・トイレを 1 ユニットとしており、プライバシーを尊重しつつユニット内で集団生活ができるため、寮での生活を通して人格形成や、社会性・同窓意識を身に付けることができる。入居率は、平成 27 年度～令和元年度の 5 年間平均で 90%を超えている。

また、協定を締結した大学等からの留学生及び外国人研究者のための寄宿舍（国際交流会館）を平成 11 年から設置している。平成 13 年に増築され単身室 38 室（月 6,400 円）、夫婦室 3 室（月 12,900 円）の計 41 室を提供している。国際交流会館には交換留学生のほか、国費及び私費留学生も入居することができる。（別添資料 4-2-L~N）

資料 4-2-8 経済的支援の整備状況、利用実績一覧

奨学金制度窓口の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス ・ウェブサイト ・OUC ガイドブック
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

支援の内容	担当する組織名称	根拠規定	配置された人員	支援の実績	財源
大学独自の奨学金制度 ※今年度限り	学生支援課	小樽商科大学新型コロナウイルス対策緊急給付型奨学金募集要項	4 人	30,000 円×299 人＝ 8,970,000 円	寄附金
大学独自の奨学金制度（留学生）	国際交流室	小樽商科大学留学生支援寄附金運用要項	4 人	25,000 円×12 か月× 7 人＝210 万円	寄附金
入学料の免除	学生支援課	小樽商科大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則	6 人		
授業料の徴収猶予	学生支援課	小樽商科大学授業料免除及び徴収猶予取扱規則	6 人		
寄宿舍の整備	学生支援課	小樽商科大学学生寮管理運営規程	9 人	1 人部屋 1 ユニット 9 室×9 ユニット 81 名 4 人部屋 1 ユニット	

				3室×1ユニット 12名 計93名
寄宿舎の整備 (留学生)	国際交流室	小樽商科大学国際交流会 館規程	4人	単身室38室 38名 夫婦室3室 6名 計44名

このほか、経済困難な学生に対する一層の支援のため、一定の基準を満たした学生を大学が雇用し、学内の業務に従事させる学内ワークスタディ事業を実施している。学外学修、アクティブラーニングやグローバル教育における教育補助及び情報発信補助業務等に従事させることにより、学生の主体性や異文化に対する外交性の向上に資するものとなっている。雇用にあたっては、申請時に学生から授業スケジュール（時間割）を提出させ、授業時間が業務日程と重複しないよう配慮するとともに、特定の業務については、過去に履修したことがある講義を中心に割り振るなど学生への負担軽減・効率化の配慮を行っている。（別添資料4-2-0）

資料4-2-9 令和元年度学内ワークスタディ事業実績

事業名	時間単価	対象人数	事業費
①学外学修、アクティブラーニングにおける教育補助及び情報発信補助業務	950円	6人	393千円
②グローバル教育の補助業務及び情報発信補助業務	950円	3人	332千円
③地域連携、産学官連携の業務補助及び情報発信補助業務	950円	6人	499千円
④学生の修学支援業務	950円	9人	327千円
合計		24人	1,551千円

以上のことから、学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する適切な相談・助言、支援が行われており、基準を満たしていると言える。

【優れた点】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活が困窮している学生に対し、令和2年度前期に「小樽商科大学新型コロナウイルス対策緊急給付型奨学金」として、同窓会組織からの寄附金1,500万円を活用した支援を行った。（別添資料4-2-P）

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 4-2-A | 履修指導教員制実施要項 |
| 2-1-L | 小樽商科大学学生何でも相談室規程 |
| 2-1-K | 小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程 |
| 2-1-M | 国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 |
| 3-2-M | 国立大学法人小樽商科大学ハラスメント相談室運用細則 |
| 4-2-B | 就職相談実績 |
| 4-2-C | 保健管理センター利用状況等の実績 |
| 4-2-D | 新入生オリエンテーションの配布資料（相談窓口等に係る部分） |
| 4-2-E | 小樽商科大学学生会館規程 |
| 4-2-F | 本学ウェブサイトにおける奨学金情報ページ |
| 4-2-G | 修学支援基金規程 |
| 4-2-H | 授業料免除特別卒業事業実施要項 |
| 4-2-I | 国立大学法人小樽商科大学スチューデント・アシスタント実施要項 |
| 4-2-J | 緑丘奨励金給付実施要項 |
| 4-2-K | 入学料・授業料免除規則等 |
| 4-2-L | 小樽商科大学学生寮管理運営規程 |
| 4-2-M | H31 輝光寮入居状況について |
| 4-2-N | 小樽商科大学国際交流会館規程 |
| 4-2-O | 学内WS支援対象者の選定基準 |
| 4-2-P | 小樽商科大学新型コロナウイルス対策緊急給付型奨学金 募集要項 |

領域5 学生の受入

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【基準にかかる状況と分析結果】

本学の教育目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針を定めたアドミッション・ポリシーを学部、大学院においてそれぞれ定めている。学部・大学院各研究科のアドミッション・ポリシーは、大学ホームページにて公表するとともに、毎年度発行する「大学案内」及び「大学院案内」「ビジネススクール案内」に掲載して、学生、教職員はもとより、入学希望者、保護者、高等学校関係者等社会全体への周知を図っている。

資料5-1-1 アドミッション・ポリシー

商学部

小樽商科大学は、「現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により、社会の指導的役割を果たす品格ある人材の育成を目的とする。」(小樽商科大学学則第1条第1項)という理念に基づき次のような人を求めています。

求める学生像

1. グローバルな視野のもと地域の社会・経済・文化の発展に貢献する意欲のある人
2. 異なる文化・考え方を理解しつつ、自己の能力を高める意欲を持ち、社会科学、人文科学、自然科学等を学ぶために必要な基本的知識を身に付けている人
3. 生涯を通じて学ぶことに意義を認め、新たな知識や世界に触れることに喜びを見出すことのできる人

本学では、様々な社会現象や経済社会問題を対象として、新しい知識、理論、方法などを学び、それを使いこなす能力を涵養します。そのためには、入学以前から、文化、思想、歴史、言語、社会科学、自然科学など、特定の科目にとらわれない幅広い学習をしていること、学ぶ意欲を身に付けていることが必要です。

われわれの社会は、文化、思想、歴史、言語、情報技術（IT）、法制度、経済活動など多様な要素で成り立っています。入学前に幅広い知識を修得することは、一見無関係のようにみえても大学で複雑な社会の仕組みを理解し、新しい知識・理論を学ぶ際に必ず役に立つのです。

入学者選抜方法

本学は、異なった学習歴を持った受験生がいることに配慮した入学者選抜を行っています。また、経済的な理由などで働きながら学ぶ必要がある人、生涯学習を目指す社会人のために夜間主コースを設け、それぞれのニーズに合わせた入学者選抜方法を設定しています。

本学では、「求める学生像」に合致する人を受け入れるため、また、複数の受験機会を確保するために、以下の入学試験を実施しています。

また、これらの入学試験では、大学入学共通テスト、学力検査、小論文、面接、調査書等の評価を適切に組み合わせることにより、本学で修学するための能力や適性を客観的に評価しています。

1. 昼間コース

(1) 一般選抜（前期日程）

前期日程では、高等学校での幅広い学習を促すため、大学入学共通テスト（5教科7科目）を課します。

また、表現力、論理的思考力等、本学で学ぶ上での基本的な能力をみるための国語、英語、数学の個別学力検査も課し、それらの成績及び調査書を総合して評価します。

(2) 一般選抜（後期日程）

後期日程では、多様な基礎学力を持ち社会への興味関心を有する人を受け入れるため、大学入学共通テスト（5教科7科目）の成績及び調査書を総合して評価します。

(3) 学校推薦型選抜

高等学校における多様なカリキュラム、学習歴に配慮し、大学入学共通テスト1教科（国語、外国語（英語）、数学の中から選択）の成績、本学で学ぶ目的、意欲をみるための自己推薦書、調査書、推薦書及び高等学校での様々な活動や成果（資格、検定、課外活動など）を総合して評価します。

なお、学校推薦型選抜に出願するためには、高等学校における学習成績の状況が4.0以上であること及び高等学校長の推薦が必要です。

(4) グローカル総合入試（総合型選抜）

様々な事象や知識への好奇心と批判的思考に基づく課題解決能力、英語を用いた学修意欲、様々な背景を持つ他者と敬意を持って意思疎通する態度をみるため、調査書等提出書類による第一次選抜、英語及び日本語での口頭試問による第二次選抜により評価します。

(5) 帰国子女入試

論理的思考力、表現力、社会問題に対する関心の程度などをみるための小論文、本学で学ぶ意欲や適性を審査する面接の合計点及び成績証明書の内容を総合して評価します。

(6) 私費外国人留学生入試

日本で学ぶための基礎学力を備え、かつ、本学で学ぶために必要な日本語の文章能力、論理的思考力を有しているかをみるための日本留学試験の成績、日本語の会話能力、本学で学ぶ意欲や適性を審査するための面接の合計点及び成績証明書の内容を総合して評価します。

2. 夜間主コース

(1) 一般選抜

昼間コースとは異なり、多様な学習歴を持った高校生が受験できるよう、受験科目を本学で学ぶために必要な表現力、論理的思考力を養う最も基本的な教科となる外国語、数学、国語に限定し、大学入学共通テスト3教科（外国語、数学、国語）の成績、個別学力検査1教科（英語）の成績の合計点及び調査書を総合して評価します。

(2) 学校推薦型選抜

昼間コースとは異なり、多様な学習歴を持った高校生が受験できるよう、高等学校で学んだ教科に関する学力試験は行わず、論理的思考力、表現力、社会問題に対する関心の程度などをみるための小論文、本学で学ぶ意欲や適性を審査する面接の外に、調査書、自己推薦書の合計点及び推薦書、高等学校での様々な活動や成果（資格、検定、課外活動など）の内容を総合して評価します。

なお、学校推薦型選抜に出願するためには、高等学校における学習成績の状況が4.0以上であること及び高等学校長の推薦が必要です。

(3) 社会人入試

既に仕事を持っている人、高等学校卒業後一定の期間社会人経験をもっている人で、大学で学びたい、学び直したい人のための特別選抜で、社会人の置かれている状況を考慮して、論理的思考力、表現力、社会問題に対する関心の程度などをみる小論文、本学で学ぶ意欲や適性を審査する面接、本学で学ぶ目的、意欲をみる志望理由書及び調査書を総合して評価します。

商学研究科現代商学専攻

小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与

する人材の育成を目的とする。」(小樽商科大学大学院学則第1条)という理念に基づき次のような人を求めています。

求める学生像

【博士前期課程】

1. 社会科学諸分野の研究を深く追求し、研究者を目指す人
2. 生涯教育の一環としてテーマ研究を行おうとする人
3. 高度な英語コミュニケーション能力を身につけ、社会科学の専門知識を国際的に活かそうとする人
4. 高等学校教諭等の専修免許状(英語・商業)を取得することで、専門分野における深い学識と高度な技能を教育現場で活かそうとする人

【博士後期課程】

1. 複合的で多様な現代ビジネスの諸問題を深く追求し、研究者を目指す人
2. 高度職業人として国際社会および地域に積極的に貢献しようとする意欲のある人

入学者選抜方法

本専攻では、求める学生像に合致した人材を幅広く見出すために、以下の入学試験を実施しています。

【博士前期課程】

受験者の学修歴等に応じて、「一般入試」、「特別入試」、「外国人留学生特別入試」、「社会人特別入試」の4種類の入学試験を実施しており、それぞれの入学試験に応じて、学力試験(専門科目及び外国語科目)、面接試験、成績証明書、志望理由及び研究計画書により、現代の多様で豊富な内容をもつ商学分野における広い視野と知識、語学力を総合的に判断します。

【博士後期課程】

受験者の学修歴・研究歴等に応じて、「一般入試」、「社会人入試」、「進学者選考」の3種類の入学試験を実施しており、それぞれの入学試験に応じて、口述試験、成績証明書、研究業績等及び研究計画書により、研究者としての素養及び専門的知識に裏打ちされた深い見識を総合的に判断します。

商学研究科アントレプレナーシップ専攻

小樽商科大学大学院商学研究科は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人材の育成を目的としています(小樽商科大学大学院学則第1条より)。

アントレプレナーシップ専攻では、地域の産業と経済の活性化に資するビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターを育成することを目的として、以下のような方を受け入れます。

求める学生像

1. 社会人で、新規事業開発や事業革新、あるいは既存組織の改革を目指している人
2. 医歯薬理工系大学出身者や研究者で、技術シーズで新規事業を開発したいと思っている人
3. 社会人、学生、留学生で、起業家への夢を抱いている人

入学者選抜方法

本専攻では、医歯薬理工系大学の出身者を含む多様な分野・経歴の人が受験できるよう、受験者の経歴に応じて、「一般入試」、「社会人入試」、「組織推薦入試」の3種類の入学試験を実施しています。また、入学試験は、以下の4点を重視し、それぞれの入学試験に応じて、筆記試験、小論文、口述試験、面接試験、志望理由書により総合的に判断します。

1. 地域の現状に対する問題意識を持ち、地域活性化に対する熱意・意欲があること
2. 組織経営に関わる知識・スキルを習得する努力を惜しまないこと
3. 質の高いディスカッションを行うための広範な社会常識及び地域・経済動向に対する洞察力を備えていること
4. 事業構想や問題解決に不可欠な、多面的な観点からの発想を向上させる努力を惜しまないこと

以上のとおり、学部、大学院とも、本学の教育目的に沿ってアドミッション・ポリシーが明確に定められており、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

平成 28 年度、新たな入試制度を見据えた実施体制を体系的に整備するための入試関連業務を包括的に意思決定するための組織としてアドミッションセンターを設置した。アドミッションセンターは入学者選抜の実施のみならず、入学者選抜についての調査・研究・分析・企画、並びに高大連携に関する広報活動を担当する。

アドミッションセンターにおいて、平成 28 年 3 月に公表された「3 ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づき、商学部のアドミッション・ポリシーを検証し、改善点等を把握した上で、「グローバル総合入試」を見据えた新たなアドミッション・ポリシーに改定し、平成 29 年 3 月に本学ホームページ上で公開した。

また、令和 3 年度入学者選抜試験実施を控え、アドミッション・ポリシー中の入学者選抜方法を令和 2 年 4 月に改正し、同年 7 月末に公表した令和 3 年度入学者選抜実施要項にて具体的な選抜方法を公表した。

【改善を要する点】

特になし

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

<入学者選抜の実施>

アドミッション・ポリシーに沿ってそれぞれ以下のとおり入学者選抜を実施している。

資料5-2-1 学部の選抜区分・方法（令和元年度実施・令和2年度入学）

		センター試験			二次試験			募集人数			
昼間コース	一般入試前期日程	外	数①②	国	英	数	国	280人			
		地歴 公民		理科	英語のリスニングは行いません。 国語、数学のうち得点の低い教科 を1/2に換算します。						
		地歴、公民、理科から3科目 ただし、「地歴・公民」において、同一 名称を含む科目は選択できません。									
	一般入試後期日程	外	数①②	国	二次試験は 行いません。			90人			
		地歴 公民		理科	地歴、公民、理科から3科目 ただし、「地歴・公民」において、同一 名称を含む科目は選択できません。						
	総合 専攻科	英	数①②	国	小論文			5人			
		上記のうち、最も得点の高い1教科 を採用します。(外国語は英語 のみ)									
	推薦入試	英	数①②	国	面接は行いません。 推薦書と志望理由書が 必要です。			90人			
		上記のうち、最も得点の高い1教科 を採用します。(外国語は英語 のみ)									
夜間主コース	一般入試前期日程	外	数①②	国	英	英語のリスニング は行いません。		20人			
	推薦入試	センター試験は 課していません。			面接	小論文		20人			
		推薦書と志望理由書が必要です。									
社会人入試	センター試験は 課していません。			面接	小論文		10人				
	志望理由書が必要です。										

は受験必須科目・項目を表します。

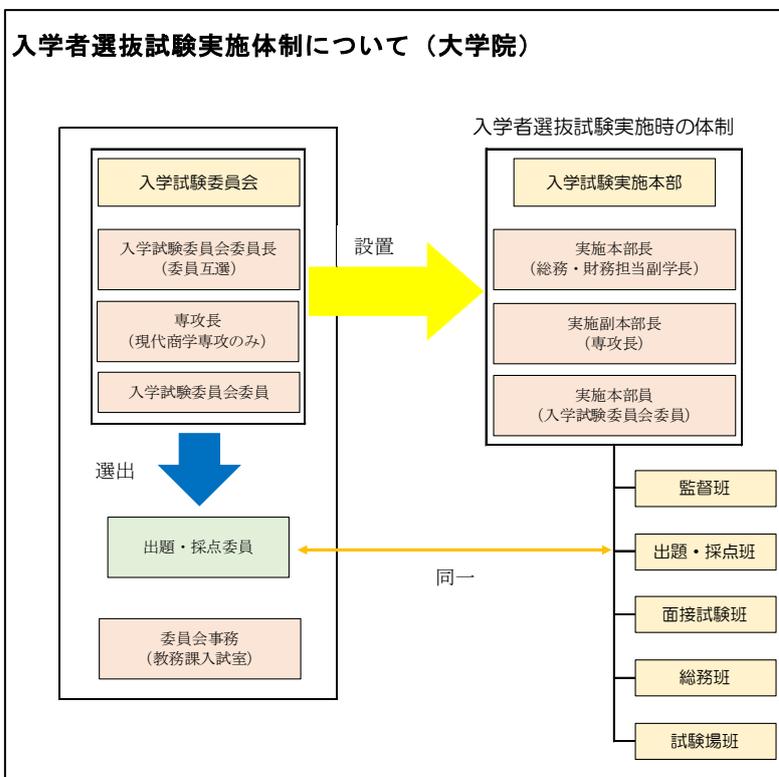
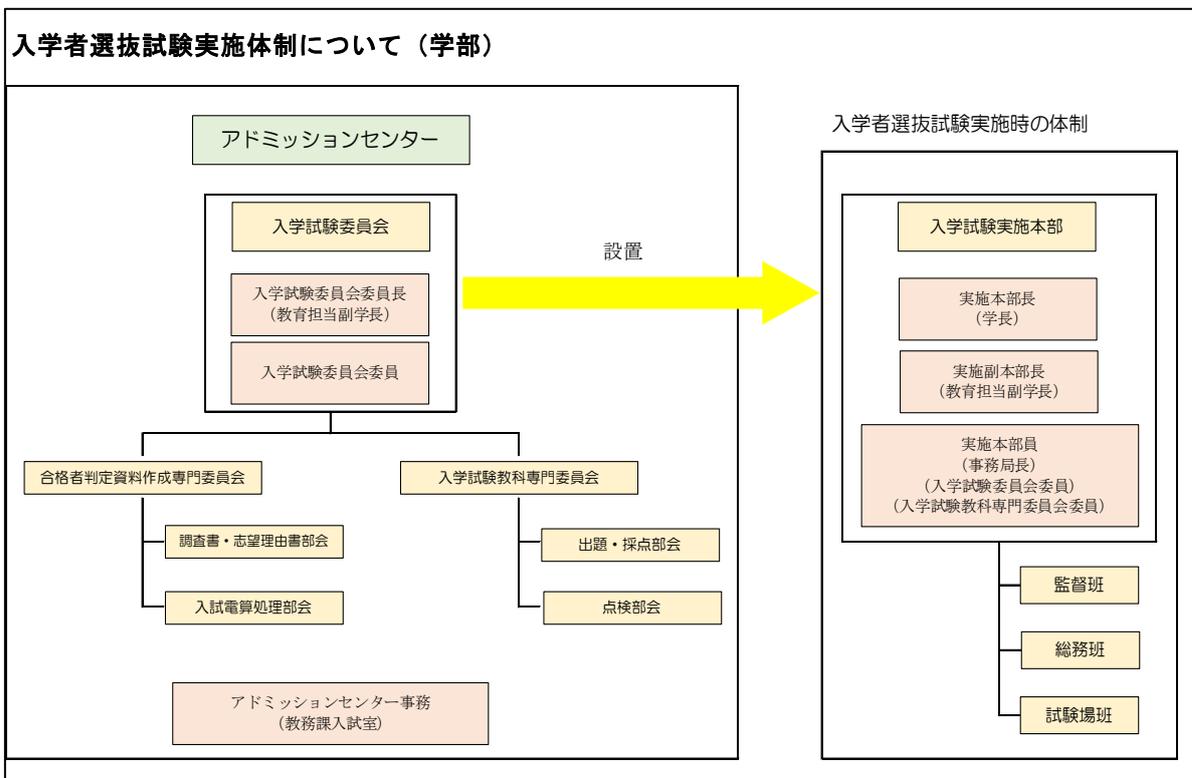
資料 5-2-2 大学院の入学選抜区分・方法（令和元年度実施・令和2年度入学）

商学研究科現代商学専攻 博士前期課程		
選抜区分、募集人員等	選抜方法	募集人数
一般入試	学力検査2科目・面接試験	前期・後期合計10名
特別入試	面接試験・書類審査	
社会人特別入試	学力検査2科目・面接試験・書類審査	
外国人留学生特別入試	学力検査1科目・面接試験	
商学研究科現代商学専攻 博士後期課程		
選抜区分、募集人員等	選抜方法	募集人数
一般入試	面接試験・書類審査	計3名※
社会人入試	面接試験・書類審査	
※募集人員は10月入学者を含みます。		

商学研究科アントレプレナーシップ専攻							
入試区分	出願資格	試験区分	出願期間	学力検査等実施日		合格発表日	入学定員 (募集人員)
				筆記試験又は 小論文	面接試験又は 口述試験		
一般入試	大学を卒業した者、又はそれに準ずる者	前期	2019年 8月16日(金)~ 8月29日(木)	2019年 9月29日(日) 10:00~	2019年 9月29日(日) 13:00~	2019年 10月10日(木) 10:00	計35名 うち、組織 推薦の募集 人員は最大 10名程度 とする
		後期	2019年 12月24日(火)~ 2020年 1月9日(木)	2020年 2月2日(日) 10:00~	2020年 2月2日(日) 13:00~	2020年 2月10日(月) 10:00	
社会人 入試	大学を卒業した者、又はそれに準ずる者で2年以上の実務経験者	前期	2019年 8月16日(金)~ 8月29日(木)	2019年 9月29日(日) 10:00~	2019年 9月29日(日) 13:00~	2019年 10月10日(木) 10:00	
		後期	2019年 12月24日(火)~ 2020年 1月9日(木)	2020年 2月2日(日) 10:00~	2020年 2月2日(日) 13:00~	2020年 2月10日(月) 10:00	
組織 推薦	随時 入試	随時	2019年 6月10日(月)~ 11月15日(金)	—	随時	随時	
	指定日 入試	指定日	2019年 12月24日(火)~ 2020年 1月9日(木)	—	2020年 2月2日(日) 13:00~	2020年 2月10日(月) 10:00	
<p>◆組織推薦：所属組織（企業、官庁等）から明確なミッションを与えられて推薦される社会人を対象として選抜を行います。</p> <p>◆入試に関わる詳細情報については「学生募集要項」をご覧ください。 受験生サイトからダウンロードでき、出願に利用できます。</p>							

平成28年度に、入学試験の実施から入試広報、入試制度検証といった入試関連業務を包括的に運営する組織として、既存の入試室、入試広報・高大連携委員会、入試企画委員会、入試教科専門委員会等を統合・発展させる形でアドミッションセンターを設立した。（別添資料2-1-N、5-2-A）

資料 5 - 2 - 3 入学試験の実施体制



また、学部・大学院とも面接の実施にあたっては公平性の担保を目的として様々な試験実施マニュアル及びチェック業務により、面接員による差異が極力発生しないようにしている。

同様の観点から、学部の入試では、提出書類の評価方法についても要領を作成している。
(別添資料5-2-C~N)

<学生の受入の検証と入学者選抜の改善>

本学アドミッションセンターには、北海道の国公立大学に先駆けて平成29年5月に専任教員が着任し、入学者選抜制度についてより精度の高い分析・検証や他大学等への調査が可能になった。さらに、平成30年度には、令和3年度より開始される「大学入学共通テスト」の動向を踏まえた本学における令和3年度入学者選抜制度の概要を発表した。今回の入試改革では、現行の個別学科試験(英・数・国)を伴う一般前期入試においては、従来の英語重視の採点方法に加え、理系的素養も備えたより多様な受験生を募るために「数学重視枠」を設けた。また、センター試験のみで合否判定を行っている一般後期入試においては、調査書や志願者本人が記載する資料の活用を導入するなど、入学定員の約4割において「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入試制度を構築した。さらに、令和3年度より導入する本学初の総合型選抜である「グローバル総合入試」では、英語及び日本語による口頭試験を行うなど、本学のグローバル人材育成の目的に合致する学生を多面的・総合的に評価して選抜することが決定した。(別添資料5-2-0)

また、令和元年度末にグローバル戦略推進センターに「教学IR室」を設置し、専任教員を配置して、詳細なデータ分析を用いた教育活動の更なる発展・改善に資する体制を整備した。入試データの分析では、入試区分ごとの卒業時の成績(GPA)を比較し、学力試験を課さない推薦入試の学生が後期日程の学生と並び、学内最高水準となっていることから、推薦入試において適切な学生選抜ができていることを確認できた。

以上のことから、学生の受入及び検証・改善が適切に行われており、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

○ 入試広報の充実による志願者数の伸び

アドミッションセンター専任教員を中心に入試広報用「大学案内」の抜本的改訂や受験生サイトの改修、より効果的なオープンキャンパスの運営改革、またマスコミと共同して本学の新たな教育プログラムの広報活動などを行った結果、新たな受験生サイトにおけるアクセス数等を前年同時期と比較すると、PV(ページビュー)は439,784(昨年対比182.6%)、ユ

一ザ一数は 63,511 (昨年対比 134.8%) となり大幅に増加した。それに伴い、1 訪問あたりの PV 及び滞在時間も順調に伸びており、多くの受験生やその家族、学校関係者に対して、以前よりも豊富な情報提供が実現した。このような取組等の結果、平成 31 年度 4 月入学者選抜の学部志願者数は 1,627 人となり、前年度から 175 名増 (12.1%増) となった。(5-2-P、Q)

○ 道外学生の獲得のために、平成 29~30 年は青森市に、令和元年以降は仙台市に試験場 (前期日程) を設置した。(受験生数) それに伴い、副学長が夏季に東北地域の高校訪問を行い、令和元年には仙台市において本学の専門分野を広報する「ソーシャルサイエンス・カフェ」を 3 回開催した。

○ アントレプレナーシップ専攻において、北海道大学大学院 (農学研究院、保健科学院、工学院、情報科学研究院、総合化学院、生命科学院) と「大学院連携による MBA 特別コース」の協定を締結し、異分野の大学院の課程に在籍中またはこれを修了した学生を毎年度最大 6 名まで受け入れて、アントレプレナーシップ教育を行っている。北海道大学大学院修士 (博士前期課程) 2 年次生、博士後期課程 2 年次生あるいは博士後期課程を修了した専門研究員を科目等履修生として受け入れ、本専攻の基本科目、基礎科目、実践科目を履修させることにより、北海道大学大学院修了後に本専攻に正規入学すると 1 年間で本専攻の課程を修了することができ、「経営管理修士 (専門職)」の学位が授与される制度である。毎年度学生を受け入れており、令和元年度末までに当該コースを通じて 19 名が修了し、令和 2 年度現在は 4 名 (科目等履修生を含む) が在籍しており、本専攻の特徴的な取組みとなっている。

○ グローカル総合入試とギャップイヤープログラム (入学猶予制度)

令和 3 年度から開始される新たな主専攻コース「グローバルコース」の入学者選抜のため、新たに本学初の総合型選抜である「グローバル総合入試」を構築した。「グローバル総合入試」では、英語及び日本語による口頭試験を行うなど、本学のグローバル人材育成の目的に合致する学生を多面的・総合的に評価して選抜することとしている。平成 30 年度から試行実施等を積み重ね構築してきた「ギャップイヤープログラム (入学猶予制度)」(本学部入学試験に合格した者が 4 月からの入学を 1 年間猶予されて学外学修を行う制度) は「グローバルコース」に組み込まれることとなり、グローバル総合入試合格者のうち選抜された者 (定員 5 名) は入学を 1 年猶予し、「ギャップイヤープログラム履修生」(非正規生) として海外留学プログラムを受講した後、本学に入学するという体制を整備した。ギャップイヤープログラム参加者には海外での長期学外学修を通じ、国際感覚の涵養や自律的な学修習慣を確立し、入学後の学修動機を高めることが期待されている。

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- | | |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 2-1-N | 小樽商科大学アドミッションセンター規程 |
| 5-2-A | 小樽商科大学アドミッションセンター設置図 |
| 5-2-B | 2020年度 小樽商科大学昼間・夜間主コース前期日程一般入試、専門学科・総合学科卒業生入試実施要領 |
| 5-2-C | 2020年度小樽商科大学（夜間主コース）推薦入試・社会人入試 実施要領 |
| 5-2-D | 2020年度小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻博士前期課程前期入学試験実施要領 |
| 5-2-E | 2020年度小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻博士後期課程入学試験実施要領 |
| 5-2-F | 2020年度小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻前期入学試験実施要領 |
| 5-2-G | 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻入学者選抜に係る面接実施要領（H29.5.10改正） |
| 5-2-H | 小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻博士前期課程入学者選抜に係る面接実施要領（H21一部改正） |
| 5-2-I | 小樽商科大学入学試験志望理由書評価要領（H21.11.11制定） |
| 5-2-J | 小樽商科大学入学試験調査書評価・調査要領（H21.11.11制定） |
| 5-2-K | 小樽商科大学入学試験面接実施要領 |
| 5-2-L | 前期日程試験問題・解答用紙チェックリスト |
| 5-2-M | 2021年度昼間コース入学試験（学校推薦型選抜）推薦事項認定要領 |
| 5-2-N | 昼間コース推薦事項認定例 |
| 5-2-O | 2021年度学生募集要項グローバル総合入試（総合型選抜） |
| 5-2-P | 大学案内 2021 |
| 5-2-Q | AERA2020（朝日新聞出版）本学掲載誌より抜粋 |

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【基準にかかる状況と分析結果】

過去5年間の平均入学定員充足率は、学部が1.07倍、大学院現代商学専攻が博士前期課程0.86倍、博士後期課程0.73倍、アントレプレナーシップ専攻が1.02倍であり、それぞれの実入学者数は、入学定員を大幅に超える又は大幅に下回る状況にはなっていない(別添資料5-3-A)。

実入学者数は入学定員に対して適正なものとなっているため、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

5-3-A 入学定員充足率

領域 6 教育課程と学習成果

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【基準にかかる状況と分析結果】

学位授与方針について、商学部、商学研究科現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻では、平成 26 年度にディプロマ・ポリシーを策定した。

教育目的については、平成 16 年度に制定した「国立大学法人小樽商科大学憲章」において、学部の教育目標を「多様かつ調和のとれた教育体系のもと、専門的知識のみならず、広い視野と高い倫理観を身につけた、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図る」、大学院の教育目標を「多様かつ調和のとれた教育体系のもと、研究者としての基礎的教育を行うのみならず、現代社会の諸分野において貢献し得る高度な専門的知識を有する職業人の育成を図る」と掲げている（別添資料 6-1-A）。

また、「小樽商科大学学則」及び「小樽商科大学大学院学則」においては、第 1 章第 1 条に「本学は、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により、社会の指導的役割を果たす品格ある人材の育成を目的とする」「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする」としている。

資料 6-1-1 商学部ディプロマ・ポリシー

本学は、豊かな教養と外国語能力を基礎とした深い専門知識を有し、グローバルな視点から地域経済の発展に寄与し、広く社会に貢献できる人材の育成を教育の目的と定めます。この目的のもと、本学は、設置された学科における所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者に対して、学位を授与します。

1. 社会科学、人文科学、自然科学等の幅広い学問分野の知識を修得することで、広い視野及び豊かな教養と倫理観にもとづいて行動できる。
2. 経済学、商学、法学、情報科学等の学問分野において深い専門知識を有し、それらを組み合わせて実践的に活用することにより、実社会の様々な問題を自発的に解決できる。
3. グローバル時代に対応する実践的な語学能力を身につけ、世界の様々な文化を学ぶことにより、異なる文化を持つ人々と協調し十分な意思疎通ができる。

資料 6-1-2 現代商学専攻ディプロマ・ポリシー

大学院現代商学専攻博士（前期・後期）課程は、専攻分野における研究者としての自立した研究活動、またはその他の高度に専門的な業務に従事することを想定し、そのいずれにも必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とします。そして、この目的に適合する組織的、体系的な教育課程を編成し、その下で特定のテーマについての研究を指導します。

現代商学専攻博士課程は、それぞれ以下の能力を身につけ、要件を満たした者に学位を授与します。

【博士前期課程】

特定のテーマについて研究を行い、研究者の基礎となる専門的知識・能力、及び知識基盤社会の様々な分野で活躍するうえで必要な幅広い知識・理論、これらを修得していることが求められます。

これらの知識と能力の養成のために編成されたカリキュラムに沿って、30 単位以上修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、「修士（商学）」の学位を授与します。

【博士後期課程】

特定のテーマについて学術性の高い研究を行い、理論、制度及びツール等に関するバランスのとれた知識を修得し、ビジネスの複合性・多様性についての理解に立ったより高度な研究能力を身につけていることが求められます。

この知識と能力の養成のために編成されたカリキュラムに沿って、20 単位以上修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、「博士（商学）」の学位を授与します。

資料 6－1－3 アン Entrepreneurship 専攻ディプロマ・ポリシー

1911 年に官立「小樽高等商業学校」として創立された小樽商科大学は、開学以来「実学・語学・品格」の理念の下、多様かつ調和のとれた教育体系により、高度な専門知識を有し、指導的な役割を担う、社会の諸分野において貢献しうる職業人を育成してきました。

小樽商科大学大学院商学研究科 Entrepreneurship 専攻は、2004 年、その伝統を受け継ぎ設置されました。経済活性化を最優先課題とする北海道において、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの育成を目的としています。本専攻名に冠する「Entrepreneurship」とは起業はもとより、既存組織における新規事業開発や企業・非営利組織の改革など、広く「革新」を実行しうる意識と能力をとらえています。

本専攻では、経営管理に関する最新の知識に基づき、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの果たすべき役割を理解し、企業・非営利組織の問題を発見し解決策を立案する能力を身につけた者に対して、MBA (Master of Business Administration) 「経営管理修士（専門職）」の学位を授与します。

以上から、商学部、商学研究科現代商学専攻及び Entrepreneurship 専攻のディプロマ・ポリシーは、大学の目的を踏まえて具体的かつ明確に定められており、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

全学的な教育・研究支援組織であるグローバル戦略推進センター（CGS）に設置しているアドバイザリーボード（委員 6 名、うち学外有識者 4 名）の平成 29 年度会議において行われた商学部の人材育成に関する意見交換を踏まえ、大学改革推進室において、本学が目指すべき人材像を明記しているディプロマ・ポリシーが、社会的要請に対して十分に答えられて

いることを確認した。

令和元年度には、アントレプレナーシップ専攻にアドバイザリーボードを設置し、産業界等との連携強化を図り、社会で貢献しうる職業人を育成する学位授与方針であることを確認した。

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

1 - 1 - A 小樽商科大学憲章（再掲）

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【基準にかかる状況と分析結果】

教育課程方針について、商学部、商学研究科現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻では、それぞれディプロマ・ポリシーと対応したカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程編成の方針及び教育・学修方法に関する方針を明確かつ具体的に定めている。なお、カリキュラム・ポリシーは大学ホームページや刊行物において周知・公表している。

また、学修成果の評価の方針については、「小樽商科大学学則」及び「小樽商科大学大学院学則」において「客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行なうものとする」と定め、各科目のシラバスにおいて具体的に明示することとしている。令和元年度にはディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに即して、学生の学修成果を評価するためのアセスメント・ポリシーを策定した（別添資料2-2-C）。

資料6-2-1 商学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
<p>本学は、豊かな教養と外国語能力を基礎とした深い専門知識を有し、グローバルな視点から地域経済の発展に寄与し、広く社会に貢献できる人材の育成を教育の目的と定めます。この目的のもと、本学は、設置された学科における所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者に対して、学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会科学、人文科学、自然科学等の幅広い学問分野の知識を修得することで、広い視野及び豊かな教養と倫理観にもとづいて行動できる。 2. 経済学、商学、法学、情報科学等の学問分野において深い専門知識を有し、それらを組み合わせ実践的に活用することにより、実社会の様々な問題を自発的に解決できる。 3. グローバル時代に対応する実践的な語学能力を身につけ、世界の様々な文化を学ぶことにより、異なる文化を持つ人々と協調し十分な意思疎通ができる。 	<p>本学は、「ディプロマ・ポリシー」に掲げた人材を育成するために、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教養教育と専門教育を有機的に連携させ、学科の枠組みを越えた学習及び基礎から応用への段階的学習を可能とするカリキュラムを編成することにより、深く、且つ幅広い知識を有する人材を育成します。加えて、副専攻プログラムを導入し、国際性・地域性を更に強化します。 2. 実学教育を推進するために、企業や地域・社会と連携して進める授業科目を配置し、実践やグループワーク・PBL（課題解決型学習）等を取り入れた自律的に学ぶ授業形態を積極的に導入します。 3. 本学伝統の語学教育を更に継承・発展させ、現代国際化社会に対応する多様な外国語科目を配置します。のみならず、専門教育においても、グローバル人材育成のための授業科目を配置します。

資料6-2-2 現代商学専攻のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
<p>大学院現代商学専攻博士（前期・後期）課程は、専攻分野における研究者としての自立した研究活動、またはその他の高度に専門的な業務に従事することを想定し、そのいずれにも必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とします。そして、この目的に適合する組織的、体系的な教育課程を編成し、その下で特定のテーマについての研究を指導します。現代商学専攻博士課程は、それぞれ以下の能力を身につけ、要件を満たした者に学位を授与します。</p> <p>【博士前期課程】 特定のテーマについて研究を行い、研究者の基礎となる専門的知識・能力、及び知識基盤社会の様々な分野で活躍するうえに必要な幅広い知識・理論、これらを修得していることが求められます。</p> <p>これらの知識と能力の養成のために編成されたカリキュラムに沿って、30単位以上修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、「修士（商学）」の学位を授与します。</p> <p>【博士後期課程】 特定のテーマについて学術性の高い研究を行い、理論、制度及びツール等に関するバランスのとれた知識を修得し、ビジネスの複合性・多様性についての理解に立ったより高度な研究能力を身につけていることが求められます。</p> <p>この知識と能力の養成のために編成されたカリキュラムに沿って、20単位以上修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、「博士（商学）」の学位を授与します。</p>	<p>大学院現代商学専攻博士（前期・後期）課程は、ディプロマ・ポリシーで掲げた教育目的を達成するため、以下のとおりカリキュラムを編成します。</p> <p>【博士前期課程】 博士前期課程では、幅広い知識・理論を修得させるとともに、多様で豊富な内容をもつに至った現代の商学分野全般を見据えて、「経済学コース」、「国際商学コース」、「企業法学コース」、「社会情報コース」の4コースを設け、教育研究の多元化を図ります。</p> <p>そのうえで、修士論文の完成に向けて、段階的・組織的な指導を行うためのカリキュラムを編成します。</p> <p>また、商学分野で専門的な研究者になることを目指す学生のために「博士後期進学類」を、専門的知識を身につけたうえで修了し、知識基盤社会の様々な分野で働くことを目指す学生のために「総合研究専修類」を設置し、それぞれの目的に沿ったカリキュラムを編成します。</p> <p>【博士後期課程】 博士後期課程では、「現代商学」、「組織マネジメント」、「企業情報戦略」、「現代ビジネスの理論と制度」という4つの教育研究分野を設け、バランスのとれた教育を行うとともに、博士論文の完成に向けて、段階的・組織的な指導を行うためのカリキュラムを編成します。</p>

資料6-2-3 アントレプレナーシップ専攻のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
<p>1911年に官立「小樽高等商業学校」と</p>	<p>本専攻では、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベー</p>

<p>して創立された小樽商科大学は、開学以来「実学・語学・品格」の理念の下、多様かつ調和のとれた教育体系により、高度な専門知識を有し、指導的な役割を担う、社会の諸分野において貢献しうる職業人を育成してきました。</p> <p>小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻は、2004年、その伝統を受け継ぎ設置されました。経済活性化を最優先課題とする北海道において、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの育成を目的としています。本専攻名に冠する「アントレプレナーシップ」とは起業はもとより、既存組織における新規事業開発や企業・非営利組織の改革など、広く「革新」を実行しうる意識と能力ととらえています。</p> <p>本専攻では、経営管理に関する最新の知識に基づき、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの果たすべき役割を理解し、企業・非営利組織の問題を発見し解決策を立案する能力を身につけた者に対して、MBA (Master of Business Administration) 「経営管理修士 (専門職)」の学位を授与します。</p>	<p>ターに必要とされる経営管理に関わる知識・スキルを積み上げ式に習得できるカリキュラムを以下のように設計します。</p> <p>また、いずれの科目においても、具体的な事例 (ケース) を取り入れている他、経営学の諸分野における分析枠組や手法を現場で活用できるようにトレーニングや実践性を重視した体系的なプログラムを提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本科目 (ベーシック) 世界に通用する MBA として不可欠な経営管理に関する基礎的知識を身につけるために、必修科目として提供します。 2. 基礎科目 (コア) 経営管理全般についての理解と応用力をさらに高め、MBA として期待される能力を発揮するために不可欠な知識やスキルを習得できるよう提供します。 3. 発展科目 (エレクトティブ) より専門的かつ体系的な知識とスキルを習得するために履修できる授業科目であり、受講者の目的に沿って体系的に選択することができるよう提供します。 4. 実践科目 実践的な能力を高めるために、それまでに学んだ知識やスキルを統合的にトレーニングする必修科目として提供します。 5. ビジネスワークショップ 複数の教員の助言・指導の下で、ビジネス・リーダーおよびビジネス・イノベーターとなるべく、リサーチ・ペーパーを作成し、プレゼンテーションを行う、MBA 課程の総仕上げの必修科目として提供します。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

資料6-2-4 学修成果の評価の方針例（商学部シラバスより）

成績評価の方法 /Grading	<p>以下の基準で評価する。内容により、加点・減点を行う。</p> <p>①ワークシート・課題：60点（10点×6回） 指示する課題について、ワークシートまたはレポートを作成する。 手書きおよびWord, Excelファイル等で作成する課題もある。</p> <p>②レジメ作成：20点 事前に指示された文献を読み、レジメを作成する。期日までにmana baへアップする。</p> <p>③文献紹介：10点 作成したレジメをもとに、文献紹介を行う。</p> <p>④発表（プレゼンテーション）：10点 事前に指示された課題について、PowerPointを作成し、全員の前で 発表する。</p>
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは、それぞれディプロマ・ポリシーに整合する形で編成しており、教育課程編成の方針及び教育・学修方法に関する方針を明示している。

学修成果の評価の方針は学則において定められ各科目のシラバスに記載して周知しているが、カリキュラム・ポリシーには明示されていない。そのため、教育課程の編成、教育方法に並び学修成果の評価についても一貫して示すことができるよう、学修成果の評価のあり方をカリキュラム・ポリシーに具体的に明示する必要がある。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

学部・研究科のカリキュラム・ポリシーにおいて、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）を参考に、教育課程の編成、教育方法に並び学修成果の評価の方針を明示する必要がある。

【別添資料】

2-2-C 小樽商科大学アセスメント・ポリシー（再掲）

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【基準にかかる状況と分析結果】

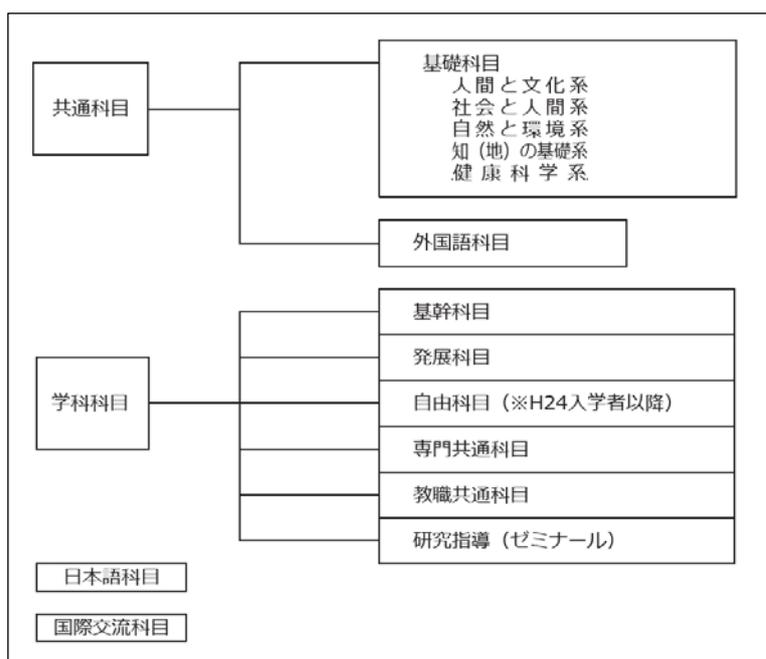
I 教育課程の編成について

商学部、現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻では、それぞれ以下のとおりディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を体系的に編成している。

<商学部>

学則で定める授業科目は別添資料 6-3-A のとおりである。商学部の卒業所要単位は 124 単位であり、うち共通科目（52 単位以上）と学科科目（72 単位以上）を修得することとしている（別添資料 6-3-B~C）。

資料 6-3-1 商学部のカリキュラム



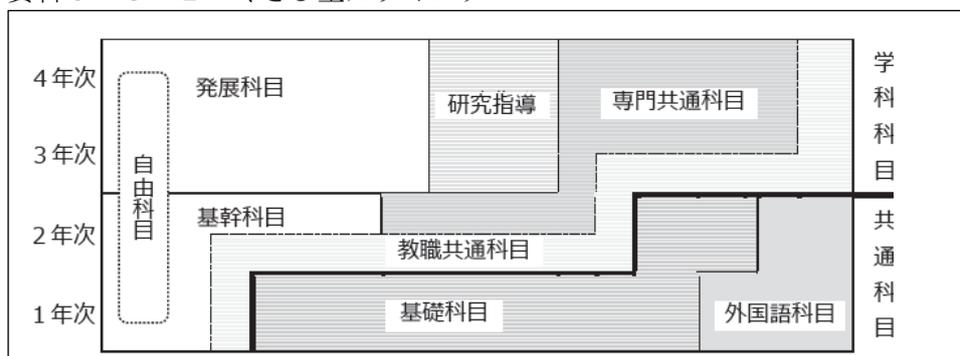
カリキュラム・ポリシー	カリキュラム
<p>教養教育と専門教育を有機的に連携させ、学科の枠組みを越えた学習及び基礎から応用への段階的学習を可能とするカリキュラムを編成することにより、深く、且つ幅広い知識を有する人材を育成します。加えて、副専攻プログラムを導入し、国際性・地域性</p>	<p>【教養教育】 共通科目のうち基礎科目は主に 1・2 年次に学習する科目群で、「人間と文化」、「社会と人間」、「自然と環境」、「知(地)の基礎」、「健康科学」の 5 つの系に分かれ、これらの科目系を学ぶことにより、人文・社会・自然科学全般にわたる幅広い教養を身に付けることができる。特に「知(地)の基礎」は、高大接続を担う科目群として、「基礎ゼミナール」を中心に、学問へ</p>

<p>を更に強化します。</p>	<p>の導入や、基本的な知識、大学で学ぶための技法などを修得することができる。この基礎科目の履修を通して、専門学科へ進む際に必要となる動機付けが行われるとともに、基礎的学術知識を身に付けることとなる。</p> <p>【専門教育】</p> <p>学科科目は、「専門4学科（経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科）の学問分野にかかわる科目（学科科目）」、「専門共通科目」、「教職共通科目」の3つの科目群に分かれる。学科科目は、さらに「基幹科目」、「発展科目」、「自由科目」、「研究指導・卒業論文」に分かれる。基幹科目は主に1・2年次で各分野の基礎的な知識・理論を学び、発展科目は2～4年次で応用的・発展的内容を学ぶ科目群である。自由科目は教員免許を取得するための科目であり、研究指導は3年次から2年間特定のテーマのもとで研究を行い、卒業論文をまとめる少人数制ゼミナールである。研究指導・卒業論文は原則必修となっており、学科の枠を超えて研究指導を受けることができる。</p> <p>専門共通科目は、共通科目で教養として学んだ分野を、さらに専門的に学修するための科目群である。この科目群の中にも研究指導が開講されており、所属学科に関わらず人文科学や自然科学系の研究指導・卒業論文を履修することができる。</p> <p>教職共通科目は、教員免許取得のための科目群で、各学科に共通して開設されている。</p> <p>【副専攻プログラム】</p> <p>地域に軸足を置いて世界で活躍するリーダーを育成する「グローバル・マネジメント副専攻プログラム」、所属する学科以外の専門分野の体系的な学修を可能とする4つの副専攻プログラム（経営学、ビジネス法務、経営情報、アカウンティング）を開設している。</p>
<p>実学教育を推進するために、企業や地域・社会と連携して進める授業科目を配置し、実践やグループワーク・PBL（課題解決型学習）等を取り入れた自律的に学ぶ授業形態を積極的に導入します。</p>	<p>インターンシップや地域での課題解決型プロジェクトを行う「社会連携実践Ⅰ～Ⅲ」、ICT機器を活用したグループディスカッションを取り入れた初年次キャリア教育科目「総合科目Ⅱ」など自律的に学ぶ授業形態を導入した科目を複数提供している。</p>
<p>本学伝統の<u>語学教育</u>を更に継承・発展させ、現代国際化社会に対応する多様</p>	<p>【語学教育】</p> <p>外国語科目は、7言語（英・独・仏・中・露・西・韓）のうち、</p>

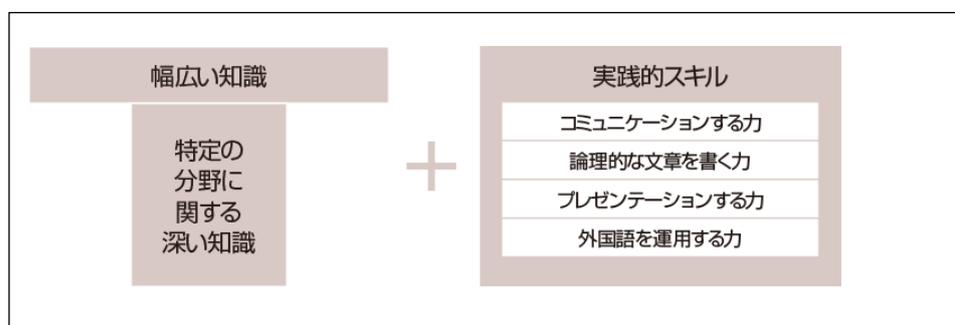
<p>な外国語科目を配置します。のみならず、専門教育においても、<u>グローバル人材育成のための授業科目</u>を配置します。</p>	<p>英語を含む2言語が必修であり、2年次まで続く。なお、全学生（夜間主コース除く）に2年間2言語の履修を課す大学は、東北以北においては非常に稀である。</p> <p>【国際交流科目】</p> <p>グローバル教育科目群（交換留学生のために英語で行われる科目群）は、本学学生も履修することができ、各副専攻プログラムにおいては修了要件に設定されている。また、一部の科目は学科科目として卒業所要単位に算入することができる。</p>
---------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

教養教育を担う「基礎科目」と「専門共通科目」、専門教育を担う「基幹科目」と「発展科目」はともに4年間を通じて開講され、その体系はくさび型のカリキュラムになっており、これらの教育を通じて本学の特徴であるT型人材を育成する。T型人材とは、「特定の分野に関する深い知識・能力（Tの縦軸）」と「幅広い知識を使いこなす能力（Tの横軸）」を併せ持つ人材を意味する。

資料6-3-2 くさび型カリキュラム



資料6-3-3 T型人材の育成



各授業科目についてはナンバリングを行い、学生に体系的な履修を促すためにカリキュラムマップや履修モデルを提示している。(別添資料6-3-D~F)

また、平成27年度にグローバル・マネジメント副専攻プログラム(GMP)、平成30年度に

4つの副専攻プログラム（経営学、ビジネス法務、経営情報、アカウンティング）を導入し、所属する学科以外の専門分野の体系的な学修を可能にした（別添資料6-3-G~H）。

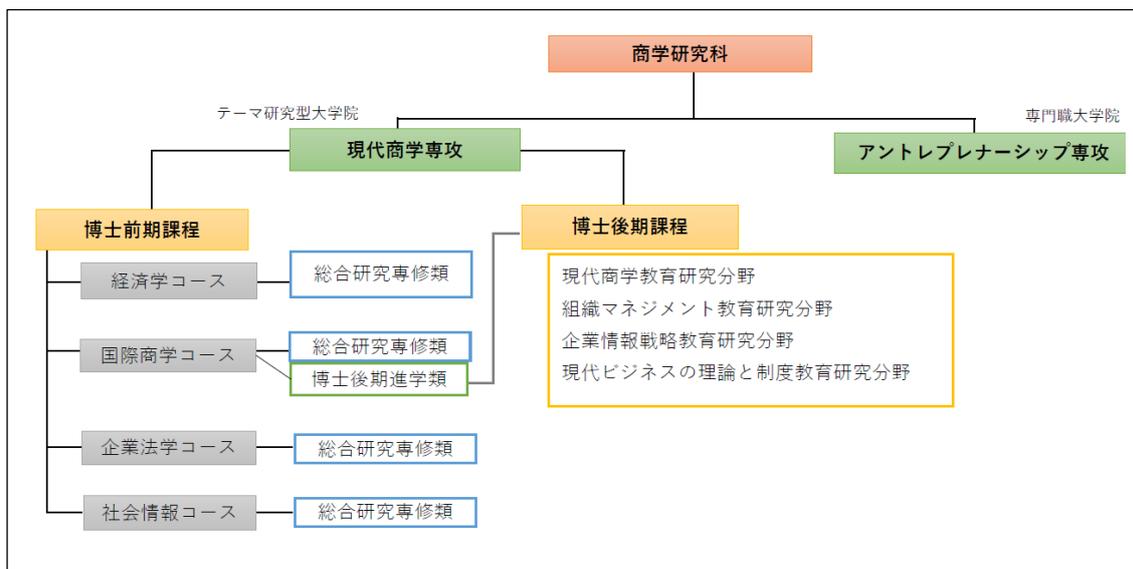
資料6-3-4 副専攻プログラム

1. 副専攻プログラムについて		
概要		
副専攻プログラムは、通常4学科の主専攻に加えて学ぶ、地域社会の諸課題をグローバルな視点から分析し、実際に解決できることを目的としたプログラムです。所属する学科以外の専門分野の体系的な学習を促すとともに、その学習成果を認証します。		
種類		
副専攻名	目的	卒業所要単位にプラスして必要な単位数
グローバルマネジメント副専攻プログラム (GMP)	実社会で役立つビジネス教育や語学教育の伝統と、豊富な産官学のネットワークを活かした、戦略的なカリキュラムで学ぶ、地域に軸足を置いて世界で活躍するリーダーを育成するプログラム	12単位以上
経済学	経済学に関する基礎的な知識を得ること	6単位以上
ビジネス法務	ビジネス法務に関する基礎的な知識を得ること	6単位以上
経営情報	経営情報学に関する基礎的な知識を得ること	6単位以上
アカウンティング	会計に関する幅広い視野と問題解決能力、会計の理論に関する専門知識を学び、会計関連分野をより体系的に学ぶこと	6単位以上
※グローバルマネジメント副専攻プログラム (GMP) は平成 25 年度以降入学生、経済学・ビジネス法務・経営情報・アカウンティングの副専攻は平成 30 年度以降入学生が対象になります。		

<商学研究科>

商学研究科の体系は以下のとおりであり、学則で定める授業科目は別添資料6-3-Iのとおりである。

資料6-3-5 商学研究科体系図



○現代商学専攻博士前期課程

大学や研究機関等において商学の分野で専門的な研究者となることを目的に、博士後期課程への進学を目指す学生を対象とした「博士後期課程進学類」と、前期課程で修了し、高度な専門的知識を身につけた上で、社会の様々な分野において活躍することを目指す学生を対象とした「総合研究専修類」を設けている。「博士後期課程進学類」は国際商学コースに所属し、「総合研究専修類」は経済学コース、国際商学コース、企業法学コース及び社会情報コースのいずれかに所属する。

博士前期課程では、研究者の養成も含めた、知識基盤社会を支える多様な人材の育成という目的に適合する教育課程を段階的に編成している。授業科目は「アカデミック・トレーニング(AT)」「基本科目」「発展科目」「コース共通科目」「研究指導」に区分し、それぞれ配当年次を設定している。博士後期進学類では、科目区分毎の所要単位を厳格に設定している。総合研究専修類では、幅広い知識・理論を修得できるよう、科目区分毎の所要単位は弾力的なものとしている（別添資料6-3-J）。

資料6-3-6 現代商学専攻博士前期課程カリキュラム

カリキュラム・ポリシー（現代商学専攻博士前期課程抜粋）	カリキュラム
<p>大学院現代商学専攻博士（前期・後期）課程は、ディプロマ・ポリシーで掲げた教育目的を達成するため、以下のとおりカリキュラムを編成します。</p> <p>【博士前期課程】</p> <p>博士前期課程では、幅広い知識・理論を修得させるとともに、多様で豊富な内容をもつに至った現代の商学分野全般を見据えて、「経済学コース」、「国際商学コース」、「企業法学コース」、「社会情報コース」の4コースを設け、教育研究の多元化を図ります。</p>	<p>「経済学コース」、「国際商学コース」、「企業法学コース」、「社会情報コース」を設置している。</p>
<p>そのうえで、修士論文の完成に向けて、段階的・組織的な指導を行うためのカリキュラムを編成します。</p>	<p>科目区分は「アカデミック・トレーニング」「基本科目」「コース共通科目」「発展科目」「研究指導Ⅰ～Ⅲ」から成る。</p>
<p>また、商学分野で専門的な研究者になることを目指す学生のために「博士後期進学類」を、専門的知識を身につけたうえで修了し、知識基盤社会の様々な分野で働くことを目指す学生のために「総合研究専修類」を設置し、それぞれの目的に沿ったカリキュラムを編成します。</p>	<p>「博士後期課程進学類」は国際商学コースに、「総合研究専修類」は経済学コース、国際商学コース、企業法学コース及び社会情報コースのいずれかに所属する。また、2年次に進級するためには、博士後期進学類ではアカデミック・トレーニング科目群から4単位（研究方法論2単位を含む）と研究指導Ⅰ（2単位）を含め16単位以上、総合研</p>

	究専修類では研究指導Ⅰを含め16単位以上を修得する必要がある。
--	---------------------------------

カリキュラム図

	博士後期進学類			総合研究専修類		
修了時	修士論文 最終試験			修士論文又は課題研究 ^{〔注1〕} 最終試験		
2年後期	A.T. コース 共通科目	基本科目	発展科目	研究指導Ⅲ	発展科目	研究指導Ⅲ
2年前期				研究指導Ⅱ ^{〔注2〕}	基本科目	研究指導Ⅱ ^{〔注2〕}
1年後期				研究指導Ⅰ	コース共通科目	研究指導Ⅰ
1年前期				AT 研究方法論	AT 科目	

〔注1〕総合研究専修類の学生については、学位(修士)論文に代えて、「特定の課題についての研究成果」(課題研究)の提出を認めます。
〔注2〕「研究指導Ⅱ」は、各コースの「修士論文審査会」における中間報告を含みます。

アカデミック・トレーニング科目(AT:1年次配当)は、テーマ研究における基本的な素養を涵養するための科目群である。その中の「研究方法論」は、テーマ研究を行うために必要なスキル(各分野における研究の進め方、学術論文の執筆方法、文献の読み方、プレゼンテーションの方法等)を教授する授業科目であり、1年前期に開講される。

「基本科目」(1年次配当)は、4コースの各分野から、現代の商学分野と関連する基礎理論、基本的な知識を修得するための科目群、「発展科目」(2年次配当)は、基本科目をさらに探求し、視野を広げるための科目群である。「コース共通科目」(1年次配当)は、社会科学の諸分野の研究を進める上で必要となる文化、社会、科学技術、環境、自然科学等の関連分野の知識を習得させるための科目群である。「研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」(1、2年次配当)は、修士論文(または課題研究)を完成させるための科目群であり、正・副指導教員による複数体制で指導を行っている(別添資料6-3-K)。さらに「コース共通科目」を設置して、大学院においても必要な教養を修得させテーマ研究の内容に幅を持たせる工夫がなされている。

○現代商学専攻博士後期課程

高度の研究能力の育成を目的とする博士後期課程においては、ビジネスの複合性・多様性を理解させるとともに、理論、制度、環境、ツール等の分野にわたるバランスのとれた研究を促進するための教育課程を編成している。

博士後期課程には、「現代商学教育研究分野」「組織マネジメント教育研究分野」「企業情報戦略教育研究分野」「現代ビジネスの理論と制度教育研究分野」「演習」の科目区分が設けられている。4研究分野には、それぞれに授業科目(1~2年次配当)が配置され、学生は、1年~2年後期の間に複数の研究分野から10単位以上を修得することが求められる。「演習」(1~3年次配当)は、「博士論文執筆計画」及び「博士論文指導Ⅰ~Ⅲ」により構成さ

れ、博士論文作成のための必修科目群である。高度な研究能力を身につけ、実学として社会に還元できる研究を段階的に進捗させるため、演習では、博士論文執筆計画審査会、中間報告会、事前審査会を義務付けている。

資料 6-3-7 現代商学専攻博士後期課程カリキュラム

カリキュラム・ポリシー（現代商学専攻博士後期課程抜粋）	カリキュラム
大学院現代商学専攻博士（前期・後期）課程は、ディプロマ・ポリシーで掲げた教育目的を達成するため、以下のとおりカリキュラムを編成します。 【博士後期課程】 博士後期課程では、「現代商学」、「組織マネジメント」、「企業情報戦略」、「現代ビジネスの理論と制度」という 4 つの教育研究分野を設け、バランスのとれた教育を行うとともに、博士論文の完成に向けて、段階的・組織的な指導を行うためのカリキュラムを編成します。	カリキュラムは講義と演習から成る。 講義は 4 つの研究分野ごとに科目が用意され、10 単位以上修得することが求められる。なお、分野ごとの所要単位数は定められておらず自由に履修することができる。 演習は、「博士論文執筆計画」及び「博士論文指導Ⅰ～Ⅲ」により構成され、博士論文作成のための必修科目群である。

学年	時期	講義（10 単位以上）	演習（10 単位）	
1 年	前期	複数の教育研究分野から 10 単位以上 [注]	博士論文執筆計画（4 単位） ・複数教員による指導（博士論文執筆計画審査会 [注]）	
	後期			
2 年	前期			博士論文指導Ⅰ（2 単位） ・複数教員による指導（中間報告会）
	後期			
3 年	前期	博士論文指導Ⅱ（2 単位） （博士論文事前審査会）		
	後期		博士論文指導Ⅲ（2 単位） （博士論文審査会）（最終試験）	

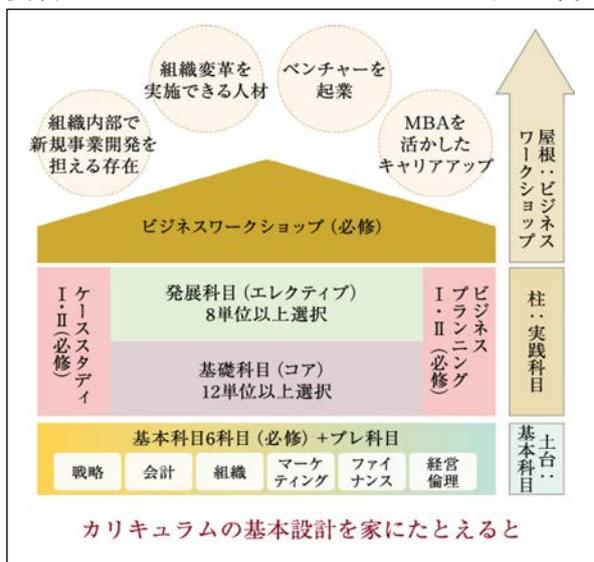
[注] 複数の教育研究分野から、講義科目 10 単位以上を修得し、博士論文執筆計画（4 単位）の最終審査である博士論文執筆計画審査会の審査に合格しなければ、博士論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修できません。

なお、両課程では、各授業科目のナンバリングを行い、学生に体系的な履修を促すため履修モデルを提示している。（別添資料 6-3-L~M）

○アントレプレナーシップ専攻

カリキュラム編成は下記のとおりとなっている。教育課程を「基本科目」「基礎科目」「発展科目」「実践科目」「ビジネスワークショップ」と段階的に編成するとともに 11 の分野（「マーケティング分野」「組織経営分野」ほか）に分類して体系的に配置することで、段階的・体系的な履修を可能にしている。なお、上記の科目履修を円滑にスタートさせることができるように、マネジメントや会計の基本的な考え方を学ぶ「プレ科目」を置いている。

資料6-3-8 アントレプレナーシップ専攻カリキュラム



カリキュラム・ポリシー	カリキュラム
<p>本専攻では、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターに必要な経営管理に関わる知識・スキルを積み上げ式に習得できるカリキュラムを以下のように設計します。</p> <p>また、いずれの科目においても、具体的な事例（ケース）を取り入れている他、経営学の諸分野における分析枠組や手法を現場で活用できるようにトレーニングや実践性を重視した体系的なプログラムを提供します。</p>	
<p>1. 基本科目（ベーシック）</p> <p>世界に通用する MBA として不可欠な経営管理に関する基礎的知識を身につけるために、必修科目として提供します。</p>	<p>12 単位必修</p> <p>経営管理に関する最低限の基礎的知識を身に付けるための必修科目。</p>
<p>2. 基礎科目（コア）</p> <p>経営管理全般についての理解と応用力をさらに高め、MBA として期待される能力を発揮するために不可欠な知識やスキルを習得できるよう提供します。</p>	<p>12 単位以上選択必修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年次前期開講科目：各分野を学ぶための基礎的な知識を修得するための科目。 ・ 1 年次後期開講科目：世界標準の MBA ホルダーとして不可欠な経営管理全般に関する知識や技術を修得するための科目。
<p>3. 発展科目（エレクトティブ）</p> <p>より専門的かつ体系的な知識とスキルを習得するために履修できる授業科目であり、受講者の目的に沿って体系的に選択することができるよう提供します。</p>	<p>8 単位以上選択必修</p> <p>2 年次に進級してから履修できるより専門的かつ体系的な知識とスキルを修得するための授業科目。</p>

<p>4. 実践科目</p> <p>実践的な能力を高めるために、それまでに学んだ知識やスキルを統合的にトレーニングする必修科目として提供します。</p>	<p>8単位必修</p> <p>1年次後期開講の「ビジネスプランニングⅠ」「ケーススタディⅠ」及び2年次前期開講の「ビジネスプランニングⅡ」「ケーススタディⅡ」で構成される授業科目。本専攻の中心となる科目群。</p>
<p>5. ビジネスワークショップ</p> <p>複数の教員の助言・指導の下で、ビジネス・リーダーおよびビジネス・イノベーターとなるべく、リサーチ・ペーパーを作成し、プレゼンテーションを行う、MBA課程の総仕上げの必修科目として提供します。</p>	<p>3単位必修</p> <p>複数の教員の助言・指導の下で、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターとなるべく、リサーチ・ペーパーを作成し、プレゼンテーションを行う、MBA課程の総仕上げの必修科目。</p>

アントレプレナーシップ専攻においては、各授業科目のナンバリングに加え、学生に体系的な履修を促すため分野・領域別科目選択ガイドを提供している。(別添資料6-3-N~0)

II 授業科目の内容について

1単位あたり、講義、研究指導は15時間、語学、実技等は30時間の授業を行い、45時間に満たない時間は学生が自主的に学修(予習、復習、調査、研究)する時間と定めており、この基準により各授業科目を構成している。授業科目の内容については、商学部、商学研究科現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻でそれぞれシラバスが作成されている(別添資料6-3-P)。シラバスには学生が自主的に学修すべき内容を記載し、履修者へ通知している。

別添資料6-3-9 商学部シラバス例(事前学修・事後学修)

<p>事前学修・事後学修 /Preparation and review lesson</p>	<p>〈事前学修〉 この講義では各回の講義テーマに関連する資料や動画を用いた予習が必須である。すべての回の講義で事前の課題(レポート)を課す。</p> <p>〈事後学修〉 講義内容の振り返りやグループ演習の成果の定着を図るため、毎回課題を課す。</p>
------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

授業科目の内容が授与する学位にふさわしい状況になっているかについては、それぞれ以下のとおり確認している。

＜商学部＞

CGS 教育支援部門において毎年度「授業改善のためのアンケート」を実施している。また、学科単位での授業改善の取組により検証している。(別添資料 2-3-B)

＜商学研究科現代商学専攻＞

CGS 教育支援部門において毎年度実施している「大学院 FD アンケート(教員・学生向け)」により検証している。(別添資料 2-3-B)

＜商学研究科アントレプレナーシップ専攻＞

平成 30 年度に受審した専門職大学院認証評価において、経営系専門職大学院基準に適合しているとの評価を得ている(別添資料 2-3-C)。

Ⅲ 他大学または大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定について

他大学や大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位について、商学部、商学研究科においてそれぞれ本学の単位として認定する制度を設けている。

＜商学部＞

資料 6-3-10 小樽商科大学学則(抜粋)

[第 36 条の 2]

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 27 条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 第 1 項の規定は、学生が、第 38 条に規定する外国の大学に留学する場合に準用する。

[第 38 条]

4 前 3 項に規定する単位は、合わせて 60 単位を限度として、第 25 条に規定する卒業所要単位に算入することができる。

[第 25 条]

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が、本学に入学する前に行った前条第 2 項に規定す

る学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項に規定する単位は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項、第2項及び第3項の単位数と合わせて60単位を限度として、第25条に規定する卒業所要単位に算入することができる。

<商学研究科>

資料6-3-11 小樽商科大学大学院学則（抜粋）

（他の大学院における授業科目の履修等）

第10条 現代商学専攻において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、別に定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（他の大学院等における研究指導）

第11条 現代商学専攻（博士前期課程に限る。）において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、別に定めるところにより、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第12条 現代商学専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が当該専攻に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専攻に入学した後の当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等を除き、当該専攻において修得した単位以外のものについては、第10条第1項及び第2項の規定により当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第21条 アントレプレナーシップ専攻において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、別に定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第22条 アントレプレナーシップ専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が当該専攻に入学す

る前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専攻に入学した後の当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専攻において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により当該専攻において修得したとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

IV 研究指導について（大学院）

＜現代商学専攻博士前期課程＞

学生の多様なニーズに応えるため、総合研究専修類では学位（修士）論文に代えて「特定の課題についての研究成果（課題研究）」の提出を認めている。

研究指導、学位論文の指導体制は、小樽商科大学大学院商学研究科履修細則で定められ、段階的・体系的となっている（別添資料6-3-J）。そのプロセスは、1年前期にアカデミック・トレーニング（AT）科目の「研究方法論」、1年後期に「研究指導Ⅰ」、2年前期に「研究指導Ⅱ」、2年後期に「研究指導Ⅲ」のように段階的に構成されている（資料6-3-6参照）。各コースに設置された修士論文審査会が開催する中間報告会での報告は、「研究指導Ⅱ」の単位認定の要件になっており、学生はこれらを段階的に履修することが求められる。また、必要に応じて副指導教員を置くことも可能としている。

学位論文の審査と最終試験は、修士論文審査会が行い、最終試験においては、修士に相応しい能力と学習成果を見極めている（別添資料6-3-Q）。

＜現代商学専攻博士後期課程＞

より高度な研究能力の修得を目指す研究指導として、博士前期課程より体系的かつ厳格に構成されている（資料6-3-7参照）。1年後期～2年前期に「博士論文執筆計画」、2年後期に「博士論文指導Ⅰ」、3年前期に「博士論文指導Ⅱ」、3年後期に「博士論文指導Ⅲ」のように段階的に構成され、複数の研究指導教員が指導を担当する体制となっている。

「博士論文執筆計画」では、学生より提出された博士論文執筆計画書を「博士論文執筆計画審査会」で執筆計画の妥当性及び執筆計画に必要な基礎知識を評価する。この審査会の審査に合格しなければ「博士論文指導Ⅰ」「博士論文指導Ⅱ」「博士論文指導Ⅲ」を履修することができない。「博士論文指導Ⅰ」では、オープン形式の中間報告会を開催し、教員及び他の学生からのアドバイスを受ける。中間報告会での報告が「博士論文指導Ⅰ」の単位認定要件である。「博士論文指導Ⅱ」では、「博士論文事前審査会」が、博士論文の完成可能性を審査する。審査に合格しなければ「博士論文指導Ⅱ」の単位取得ができない。「博士論文指導Ⅲ」では、「博士論文審査会」が、提出された博士論文を審査する。そして博士に相応しい能力、学習成果を見極めるため、最終試験を行う（別添資料6-3-Q）。

学生は、博士論文執筆計画審査（2年前期）、博士論文事前審査（3年前期）及び博士論文審査（3年後期）の3度の審査に合格しなければならない。

学位論文作成に関する指導方法はシラバス等において明記されておらず、確認できない状況になっているため、令和3年度からのシラバス作成時には研究指導計画等の指導方法を明記するよう教員に依頼し、改善を図る予定である。

なお、研究倫理については、初期の段階で指導教員から適切に指導されているほか、平成28年度から大学院生を対象とした研究倫理研修を実施している。学内研修システムを活用して研修と理解度テストを実施しており、平成28年度から令和元年度の受講率は平均90%である（別添資料6-3-R）。

また、大学院生を対象に、以下の制度により、国内外での学会発表に係る財政支援を行っている。

資料6-3-12 大学院生が利用できる研究支援制度

支援制度	実施状況
大学院生 学会等 発表支援 事業	現代商学専攻博士後期課程の学生を対象に、国内で開催される学会等において講演、研究発表、討論等を行う際の旅費及び学会登録料を最大10万円まで補助する制度を設けている。平成29年度に制度を創設し、令和元年度からは、海外で開催される学会等も本制度による支援の対象とした（指導教員を伴わず参加する場合）。 <採択状況> 平成29年度：3件、平成30年度：3件、令和元年度：3件
国際学会 等発表支 援事業	海外で開催される国際学会、シンポジウム、セミナー、研究集会への参加に際し、旅費や学会登録料といった諸経費を最大20万円まで補助する制度を設けており、本学教員のみならず現代商学専攻博士後期課程の学生も支援対象としている（指導教員が帯同する場合に限る）。 <大学院生の採択状況> 平成28年度：0件、平成29年度：0件、平成30年度：0件 令和元年度：2件

さらに、意欲のある優秀な大学院学生をTA及びRAとして採用し、活動を通して教育・研究能力の育成を図っている（別添資料6-3-S~U）。採用実績は以下のとおりである。

資料6-3-13 TA・RAの採用、活動状況

年度	採用人数	主な活動内容
H27	TA：13名 RA：1名	TA：教育補助業務 RA：研究プロジェクト参画
H28	TA：14名	TA：教育補助業務
H29	TA：11名	TA：教育補助業務
H30	TA：10名	TA：教育補助業務
R1	TA：7名	TA：教育補助業務
R2	TA：2名	TA：教育補助業務

以上Ⅰ～Ⅳより、商学部、現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻では、それぞれディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を体系的に編成しており、授業科目の内容及び水準は授与する学位に相応のものとなっていること、また現代商学専攻においては適切な指導体制のもと研究指導が行われていることから、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

第3期中期目標期間において推進している「グローバル人材の育成」は、本学が学部教育においてこれまで積み重ねてきた「T型人材の育成」に新たな要素を加えるものであり、以下のような成果を挙げている。

○ グローバル教育の体系構築

本学が目指すグローバル人材育成の第一段階として、地域に軸足を置いて世界で活躍するリーダーを育成するため、専門4学科を主専攻としながらグローバル科目及び地域志向科目からなる副専攻も履修する新たな教育プログラム「グローバル・マネジメント副専攻プログラム（略称：GMP）」を平成27年度から導入した。開始以来毎年20～25名が所属し、これまでに21名（内訳 H28：1名 H29：6名 H30：7名 R1：8名）の修了生を輩出しており、グローバル企業等への就職を果たしている。

また、地域社会の諸課題をグローバルな視点から分析し、実際に解決できることを目的に、平成30年度から所属する学科以外でも一定の専門領域を体系的に学ぶことができる4つの副専攻プログラム（経済学副専攻、経営情報副専攻、ビジネス法務副専攻、アカウンティング副専攻）を開始した。

このような副専攻での実績・検証を踏まえ、新たな教育課程として、令和3年度に主専攻プログラム「グローバルコース」（定員20名）の導入を決定している（別添資料6-3-V）。このコースは、新たに開始する本学独自の入試制度「グローバル総合入試」によって入学者を選抜し、英語によるビジネス・経済の科目や入学前の長期海外留学制度の導入（ギャップイヤープログラム（※後述））など、グローバル人材育成を更に強力に推進するプログ

ラムであり、本コースの修了者には、北海道、ひいては我が国の経済的発展に貢献するリーダー的役割が期待されている。

○ ギャップイヤープログラムの導入

本学部は、文部科学省補助事業「大学教育再生加速プログラム（AP）事業テーマⅣ長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）」（平成27年度～令和元年度採択）の支援の下、地域や海外において多様な経験を積むことができる長期学外学修プログラムの充実を図り、より多くの学生に体系的な長期学外学修の機会を提供すべく改革を進めてきた。特に、平成29年度からは全国的にも前例のない1年間の入学猶予制度を伴うギャップイヤープログラム（本学部入学試験に合格した者が4月からの入学を1年間猶予されて学外学修を行う制度）の構築に着手し、平成30年度は試行実施として学部1年次生1名を、令和元年度は入学猶予者1名をハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジに派遣した。令和2年度のプログラム参加希望者は11名と大幅に増加し、うち5名を派遣候補者として内定した（なお、新型コロナウイルス感染拡大によりプログラムの実施は中止とした）。

○ 地域志向科目の拡充と履修者の増加

本学は、平成25年度に「地（知）の拠点整備事業（COC）」に採択されて以来、地域志向科目の開発と体系的な配置を行うとともに、学長政策経費等（地域志向型教育プロジェクトやアクティブラーニング型教育の学内公募、平成30年度においてはグローバル教育プロジェクト支援）による財政支援を行うなど、地域志向科目・学外学修の拡充に組織的に取り組んできた。これらの取り組みを通じて、令和元年度の地域志向科目は60科目（履修者数：4,224人）となっており、平成27年度と比較して、科目数・履修者数が倍増している（平成27年度科目数：25科目、履修者数：2,049名）。

○ 現代商学専攻では平成29年度に、学部の4年次生が「学部学生による大学院科目履修制度」を活用して大学院科目を履修し、大学院入学後1年間で短期修了することができる形で以下の3つの履修モデルを策定した。平成30年度に学部4年次生1名がこの履修モデルにて大学院科目を履修し、令和元年度に短期修了した。

- ①「国際経済ビジネス」：主に経済学コースに所属を希望する学生のための履修モデル
- ②「グローバル市場とビジネス」：主に国際商学コースに所属を希望する学生のための履修モデル
- ③「異文化理解とコミュニケーション」：英語教員の専修免許状取得希望の学生のための履修モデル

○ 現代商学専攻博士前期課程では、カリキュラム・ポリシーで掲げている現代の商学分野の理解に必要な幅広い知識・理論を修得させるため、4つのコースから科目を修得するこ

とを可能とし、修士論文（または課題研究）の作成では、複数の指導教員による研究指導体制をとっている。また、博士後期課程においても、4つの教育研究分野から10単位以上の修得を義務付け、博士論文の指導では複数の指導教員による研究指導体制をとっている。このように、研究を進めるうえで必要な講義の履修を義務付け、複数の指導教員により研究指導をすることによって、学位の質保証を担保している。

○ アントレプレナーシップ専攻では、これまでのカリキュラムの自己点検・評価結果を踏まえ、企業倫理、医療経営、公共経営などの社会ニーズや社会構造の変化に的確に応えるため、科目の改廃を行い、平成28年度入学生から新たなカリキュラムを実施した。この新カリキュラムでは、必修科目である「基本科目」に「ビジネス倫理」を新たに設置し、「基礎科目」には「経営組織Ⅲ（戦略的人的資源管理）」を新たに設置して人的資源関連科目の充実と職業倫理の涵養を図っている。

○ アントレプレナーシップ専攻では、文部科学省「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXTプログラム）」の一環として、平成30年度から北海道大学との合併講義「特殊講義Ⅲ（Demola program）」を開講した。本講義では実際の企業が有するリアルな課題に対して学生と企業が共同して解決策を練り上げていくことにより、課題分析と強い説得力を有するプランの構築といった統合ビジネススキルを身につけた人材の育成が図られている。平成30年度は本専攻から13名の学生がこのDemolaプログラムに挑戦し、地元企業から全国企業まで7社と協働する機会を得た。令和元年度は本専攻学生8名及び商学部生2名が参加し、企業は平成30年度から継続して参加した企業も含め8社の参加があった。

○ アントレプレナーシップ専攻の目的を実現するため、「OBSのビジョン・戦略・アクションプラン」を策定している。本専攻の中長期ビジョンを定め、そのための戦略として、「1. MBA及びOBSの社会的認知度向上」「2. 教育プログラムの充実」「3. 修了生ネットワーク構築・強化」「4. 新規需要の開拓」を掲げている。さらに、戦略ごとに、「ターゲット」「提供する価値」「提供する仕組み」「アクションプラン」を定めている。

本プランは平成17年に策定された後、平成25年、平成30年に専攻教員によるワークショップでその内容を検証し、定期的な改定を行っている。平成30年には平成25年に策定した内容を検証し、中長期ビジョンの再構築と、4つの戦略をさらに推進させるためにアクションプランを具体化して、「ターゲット顧客の明確化」「新規需要の開拓」により一層注力することとするなど、単に戦略を定めるだけでなく、アクションプランとして具体化し、取組みを強化している。

また、令和元年度より本専攻にアドバイザーボードを設置し、産業界との連携による教育課程の編成・実施について学外有識者の意見を取り入れる体制を構築した。

【改善を要する点】

学位論文作成に関する指導方法はシラバス等において明記されておらず、確認できない状況になっているため、令和3年度からのシラバス作成時には研究指導計画等の指導方法を明記するよう教員に依頼し、改善を図る。

【別添資料】

- 6-3-A 小樽商科大学履修方法に関する規則
- 6-3-B 小樽商科大学の教育課程（履修の手引きより）
- 6-3-C 科目ナンバリング（商学部）
- 6-3-D カリキュラムマップ（商学部）
- 6-3-E 履修モデル（商学部）
- 6-3-F グローカル・マネジメント副専攻プログラム要項
- 6-3-G 小樽商科大学副専攻プログラム要項
- 6-3-H 小樽商科大学大学院商学研究科履修細則
- 6-3-I 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士前期課程の研究指導教員に関する申合せ
- 6-3-J 科目ナンバリング（現代商学専攻）
- 6-3-K 履修モデル（現代商学専攻）
- 6-3-L 科目ナンバリング（アントレプレナーシップ専攻）
- 6-3-M 分野・領域別科目選択ガイド（アントレプレナーシップ専攻）
- 6-3-N 授業科目の開設状況（商学部）（小樽商科大学学則別表）
- 6-3-O 授業科目の開設状況（商学研究科）（小樽商科大学大学院学則別表）
- 6-3-P シラバス（web）
（商学部） https://www.otaru-uc.ac.jp/hkyomu/kyomu_site/syllabus2020/01_.html
（現代商学専攻博士前期課程） https://www.otaru-uc.ac.jp/gs/zenki_syllabus/
（現代商学専攻博士前期課程） https://www.otaru-uc.ac.jp/gs/kouki_syllabus/
（アントレプレナーシップ専攻） <https://obs.otaru-uc.ac.jp/syllabus/>
- 2-3-B ヘルメスの翼に
- 2-3-E 2018年度経営系専門職大学院認証評価結果
- 6-3-Q -① 小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文審査会要項
- 6-3-Q -② 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文執筆計画審査会要項
- 6-3-Q -③ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文事前審査会要項
- 6-3-Q -④ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文審査会要項
- 6-3-Q -⑤ 小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文及び課題研究の審査基準
- 6-3-Q -⑥ 小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文・課題研究最終試験審査基準

- 6-3-Q-⑦ 小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文・課題研究コース別審査基準
- 6-3-Q-⑧ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文執筆計画書審査基準
- 6-3-Q-⑨ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文事前審査基準
- 6-3-Q-⑩ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文及び最終試験審査基準
- 6-3-R 大学院生に対する研究倫研修内容（令和元年度）
- 6-3-S ティーチング・アシスタント実施要綱
- 6-3-T ティーチング・アシスタント実施に関する申し合わせ
- 6-3-U リサーチ・アシスタント実施要項
- 1-1-D 小樽商科大学グローバルコース（主専攻プログラム）の骨子（平成29年度学長決定）

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

I 授業期間及び夜間における授業について

<授業期間>

商学部、商学研究科現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻においては、1年間の授業を行う期間について、行事予定表（学事暦）を作成し学生に周知している（別添資料6-4-A~C）。また、シラバスに15回の授業内容及び事前学修・事後学修について明示することとしている（別添資料6-4-D、6-3-P（再掲））。

資料 6-4-1 シラバス記載例（商学部）

	官、財務専門官、銀行業務検定、証券アナリスト、証券外務員、中小企業診断士など、広範な業務において必要不可欠となる知識の1つが習得可能です。さらに授業内では、実際行われている記帳業務の具体事例を紹介することで、簿記の実践力・即戦力の習得も目指します。
達成目標 /Course Goals	1. 会計学を学習するための基礎知識となる簿記の考え方や仕組みの理解 2. 企業経営者の立場から情報を作成するための基礎的な考え方や技術の習得 3. 企業の経済活動のプロセスや成果を、各種の情報媒体から読み取るための基礎的能力の習得
授業内容 /Course contents	01 簿記の基礎、会計の実務事例 02 簿記一巡の手続き(1) 財務諸表 03 簿記一巡の手続き(2) 仕訳、記帳 04 商品売買(1) 仕入れ、売上げ 05 商品売買(2) 諸掛り、返品、補助簿 06 現金、当座預金 07 当座借越、小口現金 08 約束手形、クレジット売掛金、電子記録債権・債務 09 その他の流動資産・負債項目 10 中間試験 11 固定資産、税金、株式会社の資本（純資産） 12 証ひょう、伝票式会計 13 試算表の作成 14 決算整理（1）精算表、売上原価の計算、収益・費用の見越・繰延 15 決算整理（2）固定資産の減価償却 * 上記の授業計画に沿って進める予定であるが、受講学生の習熟度により若干の変更もありうる。
事前学修・事後学修 /Preparation and review lesson	【事前学習】 毎回の授業前に、授業計画に沿った箇所をテキスト等で参照して、授業に臨むことが望ましい。 【事後学習】 講義資料やテキストを読み返し、練習問題や小テストを反復学習し解答できるようにしておくことが望ましい。
使用教材	『基礎簿記会計 四訂版』五紘金、2016年9月、2,200円（税別）、I

また、商学部とアントレプレナーシップ専攻では、履修登録上限制（キャップ制）を導入しており、十分な学修時間を確保し、教育効果が得られるよう1年間に履修できる単位の上

限をそれぞれ 40 単位・30 単位と定めている。

資料 6-4-2 キャップ制について（小樽商科大学履修方法等に関する規則）

（履修の上限及び再履修等）

第 3 条の 2 1 年間に履修できる単位数の上限は、40 単位とする。ただし、3 年次に履修する研究指導は、第 8 条第 5 項に規定する早期卒業に該当する場合を除き、当該単位の内に含めないものとする。

2 4 年次の研究指導は、昼間コースの学生は 12 単位を、夜間主コースの学生にあつては 8 単位をそれぞれ前項に規定する 40 単位の内に含め履修するものとする。

3 過去に成績が不可となった授業科目（成績が 0 点となった授業科目を除く。）は、8 単位を限度として第 1 項の単位数とは別に再度履修することができる。

4 以下の各号の一に該当する授業科目は、第 1 項に規定する単位数を超えて履修できるものとする。

(1) 教職共通科目

(2) 学科自由科目のうち卒業所要単位に含まれない科目

5 第 1 項の本文の規定にかかわらず、本学の 3 年次に編入学した者については、初年度に限り 1 年間に履修できる単位数の上限を 48 単位とする。

資料 6-4-3 キャップ制について（大学院学則第 4 章第 20 条）

アントレプレナーシップ専攻は、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を 30 単位とする。

さらに、商学部においては、休講のあった科目に対する補講実施や、10 週または 15 週を期間としない学外学修において、実施要領を定め単位認定に必要な時間数を明示するなど、単位の実質化（資料 6-4-E~F）に取り組んでいる。

資料 6-4-4 商学部の補講実施状況

年度	補講実施数/休講数	その他の休講代替措置
平成 27 年度	53 科目/237 科目	レポートの提出等
平成 28 年度	53 科目/220 科目	レポートの提出等
平成 29 年度	83 科目/208 科目	レポートの提出等
平成 30 年度	119 科目/236 科目	レポートの提出等
令和元年度	171 科目/299 科目	レポートの提出等

なお、教育上主要と認める授業科目に関して、商学部 87.5%、商学研究科現代商学専攻博士前期課程 98.9%、100%、アントレプレナーシップ専攻 65.2%を専任教員が担当している（令和元年度）（別添資料 6-4-G）。

＜夜間における授業＞

○商学部

夜間主コースの時間割は、社会人学生の勤務時間を考慮して平日の17時45分～19時15分（6講目）、19時25分～20時55分（7講目）となっている。授業開講科目数の不足を補うために、夏季休業期間を利用して集中講義（8単位程度）を夜間に開講している（夜間主コース夏学期）（別添資料6-4-H）。

また、社会人学生に配慮した長期履修制度を設けるとともに、昼間に時間的余裕がある学生は、卒業所要単位124単位のうち60単位を上限に昼間コースの単位を取得することができる（別添資料6-4-I～J）。

資料6-4-5 長期履修制度活用実績

	申請 件数	長期在 学期間	申請後の 在学期間	備 考
平成27年度	1	1年	5年	平成27年度入学者 入学時から長期履修
平成28年度	2	4年	8年	平成28年度入学者 入学時から長期履修
		1年	5年	平成28年度入学者 入学時から長期履修
平成29年度	3	2年	6年	平成29年度入学者 入学時から長期履修
		1年	5年	平成29年度入学者 入学時から長期履修
		2年	6年	平成29年度入学者 入学時から長期履修
平成30年度	1	1年	5年	平成30年度入学者 入学時から長期履修
令和元年度	1	2年	6年	平成28年度入学者 4年目から長期履修

資料6-4-6 夜間主学生の昼間コース単位取得状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
全単位取得数	6840	6712	6663	7011	6778
昼間コース単位取得数(内数)	2252	2599	2770	2650	2752
取得率	33%	39%	42%	38%	41%

○商学研究科現代商学専攻

現代商学専攻では、大学院設置基準14条教育方法の特例に基づき、大学院学則において「教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」ことを定めている。授業を昼間に開講するのが原則であるが、英語専修免許の取得が可能な博士前期課程の国際商学コースでは、英語専修免許を取得しようとする現職教員等の社会人大学院生に配慮して札幌サテライトにおいて夜間の授業を実施している。なお、授業時間は、月～金までの17時45分～19時15分（6講目）、19時25分～20時55分（7講目）である。

博士後期課程についても、社会人大学院生のニーズに配慮して、弾力的に運用している(別添資料6-4-K~L)。

○アントレプレナーシップ専攻

有職の社会人を対象としているため、授業は土曜日以外の平日は、夜間に札幌サテライトで開講しており、授業時間は18時30分から21時40分までである。土曜日の授業は、小樽本校において開講し、授業時間は10時30分から17時40分までである。小樽本校で開講する授業は、4時限連続授業を行う実践科目や情報総合センターの機器を利用する授業が中心であり、平日夜間の授業は札幌とその近郊に勤務地を持つ学生が多いことから札幌サテライトで開講している。また、学生の要望に応じて平日開講科目を増やしている(別添資料6-4-M)。

II 授業形態、学習指導法について

<商学部>

本学学則第1章第1条及びカリキュラム・ポリシーに即した教育を実施するため、従来の教員から学生に向けた一方向のみの講義だけでなく、多様な授業形態を取り入れた授業を展開している。授業形態や準備学修については各科目のシラバスに記載し学生に周知している。ただし、全科目、全項目において記入されていることが確認できている状況ではないため、シラバスを作成する教員への周知の徹底と、シラバスの内容を適切に検証する仕組みを構築し、学生に一層充実した情報提供を行う。

資料6-4-7 授業形態、学修指導法に関する学則及びカリキュラム・ポリシー

学則(第1章第1条抜粋)

第1条 本学は、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により、社会の指導的役割を果たす品格ある人材の育成を目的とする。

2 本学は、前項の目的を達成するために、多様な学問分野の修得と課題を発見し考察する力の涵養をめざす実学教育を実践するとともに、それを支える高い水準の研究を推進し、国際交流の促進、学習環境の改善、課外活動の支援及び教職員と学生の交流等に努める。

カリキュラム・ポリシー(抜粋)

実学教育を推進するために、企業や地域・社会と連携して進める授業科目を配置し、実践やグループワーク・PBL(課題解決型学習)等を取り入れた自律的に学ぶ授業形態を積極的に導入します。

本学が伝統的に実施してきた実学教育・少人数教育として、研究指導(ゼミナール)及び基礎ゼミナールが挙げられる。研究指導は、原則必修であり、3年次から2年間継続して行われ、学生は研究成果を卒業論文として提出することが義務付けられている。(※夜間主コ

ースでは研究指導と卒業論文が分けられている。) 専門4学科のすべての教員と一般教育系・言語センターの一部の教員が担当し、各ゼミナールには専用のゼミ室がある。基礎ゼミナールは、全学科等の教員が担当し、1ゼミあたり平均15名で、1年生の約76%(H27～R1平均)が履修している。

また、本学では第2期中期目標期間中から他大学に先駆けて、少人数教育を中心にアクティブラーニングを推進しており、第3期中期目標期間ではより多様なアクティブラーニングを目指し、大人数クラスにおけるアクティブラーニング教育手法の開発と実践、本学の代表的な地域連携PBL科目である「社会連携実践」を中心とした学外学修プログラムの充実と体系化に取り組んだ。

さらに、語学教育全般において、オンラインによるセルフ・スタディと教室での対面授業をブレンドした授業形態であるブレンデッドラーニングを推進し、予習・復習及び授業に使用するデジタルコンテンツの制作や、海外大学との双方向通信授業を実施した。ここで培ったオンデマンド教材の作成や遠隔授業のノウハウは専門科目等語学教育以外にも普及しており、令和2年度の新型コロナウイルス対策においてすべての授業科目を遠隔実施する際にも活用された。

<商学研究科>

○現代商学専攻

資料6-4-8 大学院学則(現代商学専攻)

大学院学則(抜粋)

(第3章第9条) 現代商学専攻における授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

現代商学専攻は、研究者としての自立した研究活動、またはその他の高度に専門的な業務に従事することを想定し、そのいずれにもより高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを教育目的とする「テーマ研究型大学院」である。

したがって、教育は、各研究分野の特性に沿った講義、演習が中心となる。博士前期課程の収容定員が20名、博士後期課程の収容定員が9名と小規模であり、各授業科目の履修者も、多い科目で4～5人である。そのため、課題を与えられた学生による報告と討論を主体としたゼミ形式で行われるものが多いが、講義形式で行われるものでも、課題の報告内容と討論への参加度を考慮しているものがほとんどである。また、博士前期課程の研究指導は、必要に応じて正副指導教員による指導が行われており、博士後期課程の博士論文指導は複数の研究指導教員が指導することとなっている。これらは教育目的に即した適切な指導形態であるといえる。また、授業時間外の学習を支援し、単位の実質化に配慮するため、シラバスに予習・復習に係るアナウンスや成績評価基準を明記している。

ただし、全科目、全項目において記入されていることが確認できている状況ではないため、

シラバスを作成する教員への周知の徹底と、シラバスの内容を適切に検証する仕組みを構築し、学生に一層充実した情報提供を行う。

資料6-4-9 現代商学専攻シラバス例

<p>1. 授業目的・方法(Course objective and method)</p> <p>会社法についての学力を身につけることを目的にします。 受講生の皆さん全員で議論する方法をとります。</p> <p>2. 授業内容(Course contents)</p> <p>会社法のうち、とりわけ機関と組織再編について取り上げる予定です。もっとも、受講生の関心に応じて柔軟に対応します。会社法以外をテーマにして欲しい等(例えば、第一次産業と法、アグリビジネスと法、商取引と法、金融決済と法、会計・監査と法……)、何か特別の希望がある場合には、気軽にご相談下さい。</p> <p>第1週 担当教員による基礎的事項に関する解説</p> <p>第2週～第4週 機関 その1 (予習課題) 株主総会の実態把握 (復習課題) 株主総会をめぐる法律関係の整理</p> <p>第5週～第7週 機関 その2 (予習課題) 取締役・取締役会の実態把握 (復習課題) 取締役・取締役会をめぐる法律関係の整理</p> <p>第8週～第10週 機関 その3 (予習課題) 監査役・会計監査人の実態把握 (復習課題) 監査役・会計監査人をめぐる法律関係の整理</p> <p>第11週～第14週 組織再編 (予習課題) 組織再編の実態把握 (復習課題) 組織再編をめぐる法律関係の整理</p> <p>第15週 フォローアップ</p> <p>3. 使用教材(Teaching materials)</p> <p>受講生の関心・レベルに応じて、受講生と相談の上で決めます。</p> <p>4. 成績評価の方法(Grading)</p> <p>出席率 10% 授業への参加度 60% ホームワーク 20% 試験ないしプレゼンテーション(最終課題) 10%</p> <p>5. 成績評価の基準(Grading Criteria)</p> <p>秀(100～90) : 会社法について秀でた理解力を有し、法的問題を解決する能力が秀でている。 優(89～80) : 会社法について優れた理解力を有し、法的問題を解決する能力が優れている。 良(79～70) : 会社法について良好な理解力を有し、法的問題を解決する能力が良好である。 可(69～60) : 会社法について理解力を有し、法的問題を解決する能力がある。 不可(59～0) : 会社法についての理解力が不十分であり、法的問題を解決する能力が不十分である。</p> <p>6. 履修上の注意事項(Remarks)</p>

○アントレプレナーシップ専攻

資料6-4-10 大学院学則、カリキュラム・ポリシー(アントレプレナーシップ専攻)

大学院学則（抜粋）

（第4章第18条）アントレプレナーシップ専攻においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は他方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

カリキュラム・ポリシー（抜粋）

いずれの科目においても、具体的な事例（ケース）を取り入れている他、経営学の諸分野における分析枠組や手法を現場で活用できるようにトレーニングや実践性を重視した体系的なプログラムを提供します。

アントレプレナーシップ専攻は、経営管理に関する最新の知識に基づき、革新的なビジネスプラン（事業計画書）を作成する能力や企業内の問題を発見し、有効な解決策を立案できる能力を高めるという教育目的を果たすために、各授業科目は、具体的な企業事例を取り入れた実践性を重視した内容になっている。例えば、実践科目の「ビジネスプランニングⅠ・Ⅱ」及び「ケーススタディⅠ・Ⅱ」では、グループワークを取り入れており、「ケーススタディⅠ・Ⅱ」ではケースを取り入れている。「ビジネスワークショップⅠ」では、学生は自らの選択に基づいてビジネスプラン、ケーススタディ、プロジェクト演習に取り組んでいる。プロジェクト演習においては、学生が企業の担当者と協力して企業が抱える課題の解決を行うフィールドワークを行っている。また、通常の授業科目であってもテーマに即したケースを取り上げてディスカッションを行う科目（「マーケティング・マネジメント」「組織行動マネジメント」など）やディベートを取り入れた科目（「情報活用とビジネスライティング」）、演習授業をネットからストリーム配信する科目（「統計分析の基本」）などがある。また、事例研究やディスカッションを取り入れた授業を行うために、講義テーマを徹底的に検討できる集中連続授業（モジュール方式）を採用している。集中連続授業は、1回の授業（モジュール）を2時限あるいは4時限使うことから、隔週あるいは月1回の授業となり、シラバスにおいてモジュール毎に事前課題、事後課題（宿題）を指示することで授業時間外の学習の確保に努め、授業時間外学習を支援するために学習管理システム（manaba）を活用している。授業日程は教員の出張等を考慮して作成されているので休講することはないが、事情によって休講した場合でも、授業を録画して閲覧させるなど、必ず補講を行い、シラバスにしたがった授業が実施されている。また、授業の進行状況やその他のやむをえない事情によっては、授業内容をシラバスと異なる内容に変更する場合もあるが、その際には授業の中で変更の目的や理由を説明し、必要があればmanabaにおける記載も行うなど、丁寧な説明を行っている。

資料 6-4-11 アントレプレナーシップ専攻シラバス例（モジュールごとの内容）

授業の内容及び方法	
モジュール 1	オリエンテーションおよびマーケティングの役割と課題
事前準備	モジュール1のテーマに関連するテキストの該当部分（第1章）を精読しておくこと。
第1時限	オリエンテーション マーケティングマネジメントの授業の概要と進め方を説明する。
第2時限	マーケティングの役割と課題に関する講義と次回ケースの説明 ①マーケティングの発想と市場戦略としてのマーケティングの2点からマーケティングの役割と課題を解説する。 ②モジュール2で取り上げるケースの分析課題を説明する。
復習	講義で取り上げたマーケティングの役割について理解を深めておくこと。
モジュール 2	マーケティングの役割と課題に関するケース・ディスカッション、およびポジショニングと製品戦略の講義
事前準備	事前課題レポート（暫定版）を当日授業開始前までにmanabaにアップロードすること。また、モジュール2に関連するテキストの該当部分（第2、3、4章）を精読しておくこと。
第3時限	マーケティングの役割と課題に関するケース・ディスカッション マーケティングの役割と課題に関するケースをグループでディスカッション、プレゼンテーションし、その後、全体で討論を行う。
第4時限	環境分析とポジショニングに関する講義と次回ケースの説明 ①環境分析とポジショニングについての基礎理論を解説する。 ②モジュール3で取り上げるケースの分析課題を説明する。
復習	講義やケース・ディスカッションを踏まえて、マーケティングの役割と課題に関する

なお、これらの授業方法・形態に関する工夫に関しては、学生へのアンケート調査を科目毎に実施しており、平成27年度から令和元年度の評価結果は別添資料2-3-Bのとおりであり、適切な教育手法、授業形態が採用されていると判断できる。

以上Ⅰ・Ⅱから、商学部・商学研究科いずれもディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即した適切な授業形態、学修指導方法を採用しているほか、履修登録上制限（キヤップ制）や夜間に授業を行う際の配慮もなされており、全体を通して本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

○ 学生による起業

実学主義を掲げる本学部の特徴的な教育のひとつとして、研究指導（ゼミナール）を中心とした学生ベンチャーの起業が挙げられる。授業で学んだ知識を実際の企業活動の中で実践する場として、会計コンサルティングやゲストハウスの運営などの活動があり、起業活動数は、平成 27 年度 3 件から令和元年度 7 件まで増加している。

○ アクティブラーニングの実践と検証

本学は、他大学に先駆けて第 2 期中期目標期間中にアクティブラーニング教室・機器を整備し、学生の能動的な学修参加を取り入れた教授法を開発・推進してきており、第 3 期中期目標期間にかけては実学を実践する専門教育、先進的外国語教育手法の開発、地域の人材資源を活用した教育改善に取り組んでいる。その中で、特に「大人数クラスにおけるアクティブラーニング」や「遠隔教育におけるアクティブラーニング」を中心に教育手法の開発・実践を行った。その取組内容・検証結果については、本学の「グローバル戦略推進センター年報 2018」（別添資料 6-4-N）にて特集記事として掲載しているほか、「コミュニケーションを重視した大規模講義向けアクティブラーニング手法の開発」（コンピュータ&エデュケーション vol. 45, 2018 年）、「ICT を活用した 2 教室間における大規模講義向けアクティブラーニング」（CIEC 春季カンファレンス論文集 vol. 11, 2020 年）、「長期学外学修のデザインと実践：学生をアクティブにする」（東信堂, 2019 年）などの学会誌や書籍、講演等を通じて社会へ広く公表している。

○ 学外学修プログラムの充実

文部科学省補助事業「大学教育再生加速プログラム（AP）」において、海外及び地域における長期学外学修プログラムの開発・推進に取り組んできた。これまで「事情科目（本学部での事前・事後授業と海外研修プログラムを合わせた正課科目）」、「社会連携実践Ⅰ～Ⅲ（地域の課題発見・解決に取り組む PBL 型授業やインターンシップ）」及び「グローバルインターンシップⅠ・Ⅱ（留学生とともに地域ボランティアに取り組むインターンシップ）」等の長期学外学修プログラムを開発・実施してきており、平成 29 年度の日本学術振興会による「大学教育再生加速プログラム（AP）」中間評価結果においては総括評価 A 評価を獲得するなど、高い評価を得ている。本学の代表的な地域連携 PBL 科目である「社会連携実践（c クラス）」は、通常のカリキュラムとは異なり、年間を通じて 16～20 の市町村や企業の課題解決プロジェクトを実施し、年 4 回の成果発表会には多くの市民が来場する等、地域に浸透している。「たるっこ食堂」や「商大生レンタル」といった授業終了後に学生が自発的にプロジェクトを継続させた例もあり、連携機関や地域からの評価も高い。

また、小学 3 年生からの英語必修化に伴い、平成 30 年度より、教職課程に在籍する本学学生が、教育委員会に対するインターンシップ（令和元年度からはボランティア）という形

で、市内小学校での英語授業補助の実習を開始した。この活動は、令和元年度から開講された共通科目「社会連携実践（bクラス）（インターンシップ・サービ斯拉ーニング）」の枠内で正課活動として単位化した。これにより、地域連携ブリッジプログラムの中心となる「社会連携実践Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ（各2単位）」が完成し、それぞれビジネス・インターンシップ（教育効果の高い長期インターンシップ）、サービ斯拉ーニング（地域社会でのプレゼンス獲得のための地域ボランティア活動）、プロジェクト・ラーニング（地域との協働による課題解決型プロジェクトの実践）の各領域において、基礎、応用、発展のプログラムを提供できることになった。

さらに、異文化理解の促進による国際的視点の獲得を目指し、「グローバルフィールドワーク」や「グローバルインターンシップ」等グローバルな視点で日本人学生と留学生が地域活性化に取り組むPBL科目を新設した。地域の単身世帯への除雪ボランティアの参加や、小中学生を対象とした英語合宿「イングリッシュキャンプ」に留学生と一緒に参加して運営のサポートをする等、地域の特徴に合わせた教育を行っている。また、外国語の講義やゼミナールでは、留学生と協力して公立水族館や美術館、博物館の要望に応じた外国語対応事業に継続的に取り組んでいる。近年は、単に観光ガイドの外国語化だけでなく、小樽の文学や歴史などの文化的背景やアジアとの歴史的繋がりを観光客に紹介する取組も行った。

○ デジタルコンテンツ、オンデマンド教材の開発

PC、タブレット、スマートフォン等で、場所や時間の制約なくアクセスし、予習・授業・復習等を効率的、効果的なものとするデジタル形式学修素材（デジタルコンテンツ）の開発や、海外他大学との双方向通信型授業の取組実績をベースとして、現在、帯広畜産大学と北見工業大学との経営統合に向けた、文理横断・異分野融合型の教育プログラム実現のためのオンデマンド教材、双方向型遠隔授業の開発を進め、先進的遠隔教育システムを開発・利用することにより、超スマート社会に柔軟に対応し得る異分野融合型人材の育成を目指すこととしている。さらに、これらのノウハウの一部は新型コロナウイルス対策として令和2年度に遠隔授業を実施する際も活用された。

○ 産業界・行政の外部連携機関数

本学がこれまでに培ってきた様々な産業界、自治体、大学等のネットワークを生かし、グローバル戦略推進センター産学官連携推進部門を中心にコーディネート活動を展開して官公庁や民間企業など学外有識者の教育参加や、共同研究等の成果を教育に還元する取組を推進している。平成20年度から開講してきた「札幌信用金庫寄附講座」に加えて、令和元年度までに、日本税理士会連合会、日本証券業協会、大手IT企業などの提供講座を新設したほか、経済同友会インターンシップ、ボランティア科目も新設しており、学外連携機関の延べ数は112機関と、平成27年度実績（27機関）の4倍強になっている。

○ アントレプレナーシップ専攻の教育における修了生の関与

「ビジネスシミュレーション」等の実践科目や発展科目の一部に、基準を満たした修了生をチームティーチングの一員として関与させている。修了生の教育参加により、より実践的な教育を学生に提供でき、同時に、修了生との関係を継続して維持するという点でも有効に機能している。

【改善を要する点】

学生の科目選択に必要な情報を十分に提供するため、全科目においてシラバスに必要な項目の記載がなされている必要があることから、シラバス作成依頼におけるガイドラインや記載例の確認、教授会での周知等を通じて、教員の意識の醸成を図るとともに、シラバスの内容のチェック体制について検討する。

【別添資料】

6-4-A	令和元年度・令和2年度学事暦（商学部）	※
6-4-B	令和元年度・令和2年度学事暦（現代商学専攻）	※
6-4-C	令和元年度・令和2年度学事暦（アントレプレナーシップ専攻）	※
6-3-P	シラバス（web）（再掲）	
	（商学部）	https://www.otaru-uc.ac.jp/hkyomul/kyomu_site/syllabus2020/01_.html
	（現代商学専攻博士前期課程）	https://www.otaru-uc.ac.jp/gs/zenki_syllabus/
	（現代商学専攻博士前期課程）	https://www.otaru-uc.ac.jp/gs/kouki_syllabus/
	（アントレプレナーシップ専攻）	https://obs.otaru-uc.ac.jp/syllabus/
6-4-D	商学部シラバス作成要領	
6-4-E	社会連携実践実施要領	
6-4-F	事情科目実施要領	
6-4-G	教育上主要と認められる授業科目	
6-4-H	令和元年度夜間主コース開講科目	
6-4-I	小樽商科大学長期履修生規則	
6-4-J	昼間コース科目の履修について	
6-4-K	令和元年度・令和2年度大学院現代商学専攻博士前期課程時間割	※
6-4-L	令和元年度・令和2年度大学院現代商学専攻博士後期課程時間割	※
6-4-M	令和元年度・令和2年度アントレプレナーシップ専攻時間割	※
2-3-B	ヘルメスの翼に（再掲）	
6-4-N	グローバル戦略推進センター年報 2018 特集記事	

※ 令和2年度の学事暦や時間割は新型コロナウイルス対応のため変則的になっていることから、例年の状況を示すものとして令和元年度の資料も添付している。

基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【基準にかかる状況と分析結果】

全学的な状況として、新入生に対するガイダンス、履修指導教員・研究指導教員による学生の履修状況や学修成果の把握と成績不振者に対する指導・助言を行っているほか、「学生何でも相談室」「ピアサポートルーム」等においても学習相談や学習支援を実施している。また、障がいのある学生等、履修上特別な支援を要する学生への学習支援として、平成 28 年度に「特別修学支援室」を保健管理センターに設置して専任教員を配置し、個別の学生の事情に応じて学生生活、学修または研究活動を支援する体制を整備した。それぞれの履修指導・支援の状況は以下のとおりである。

I 履修指導の体制

<商学部>

1・2 年次生を対象とした「履修指導教員制度」を設け、各学科から 2～3 名の履修指導教員を年次ごとに設定し、「履修の手引き」にオフィスアワーを明記して履修相談等を受け付けている。また、成績不振者に対しては、「小樽商科大学履修指導教員制実施要項」に基づき履修状況を把握し、修学に関する指導・助言を行っている。成績不振者に対する履修指導は学期毎の授業開始から履修登録期間終了までに実施しており、履修指導の結果は各履修指導教員が「履修指導記録票」にまとめ、教務課に提出することとしている。履修指導の対象は以下のとおりである。

前期：1 年次で修得単位数 16 単位未満の学生と 3 年次に進級できなかった学生

後期：前期履修登録単位数の 60%以上不合格の学生

※ 3・4 年次については、研究指導担当教員が必要に応じて随時指導・助言を行うこととしているため、履修指導記録票の徴収は行っていない。

なお、履修指導教員以外の教員についても、シラバスに授業担当教員のオフィスアワーを記載し、相談を受け付けることができることとしている。

資料 6-5-1 「小樽商科大学履修指導教員制実施要項」(抜粋)

(目的)

第 1 条 各学科等は、履修登録上制限の下における責任ある教育体制を実現するために履修指導教員制を設け、学生が各々の学習目標に沿って適切に履修できるよう修学に関する指導及び助言を行う。

(履修指導教員の構成及び任期)

第 2 条 履修指導教員は、当該学科等から選出された教員及び教務委員会委員の下表に定める合計 28 名による構成とする。

学科	1 年次担当	2 年次担当
経済学科	3	3
商学科	3	3
企業法学科	2	2
社会情報学科	2	2
一般教育等	2	2
言語センター	2	2

2 当該学科等から選出された教員の任期は、原則として2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任となる者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 1年次担当教員は翌年度、引き続き2年次を担当する。

(履修指導教員の役割)

第3条 履修指導教員は、1年次及び2年次の学生に対し、修学及び履修登録に関する事項について指導及び助言等を行う。ただし、メンタルヘルスの面に対処が必要な学生については保健管理センターに、経済的援助が必要と考えられる学生は学務課にそれぞれ連絡するものとする。

(学生との対応)

第4条 履修指導教員は、学生への指導及び助言について日常的に応ずることとし、これを周知するためにシラバス等にオフィス・アワーを明示するものとする。

(事務部局との連携)

第5条 履修指導教員は、指導及び助言を行うに際し、学生との連絡が取れない、若しくは第3条に規定する役割の範囲を超える等の場合は学務課に連絡するものとする。

[\[第3条\]](#)

(担当する学生数)

第6条 履修指導教員が担当する学生の割り当て人数に関しては、別に定める。

資料6-5-2 履修指導実績 (件数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年次	1件	2件	3件	1件	5件
2年次	2件	12件	13件	11件	9件

また、初年次の英語科目において、新入生ガイダンスに合わせて「英語プレイスメントテスト」を実施し、能力別のクラス分け（基礎、標準、発展）を行うことで、教育効果を高めている。

＜商学研究科現代商学専攻＞

現代商学専攻博士前期課程では、「小樽商科大学大学院現代商学専攻博士前期課程の研究指導教員に関する申合せ」に基づき、研究指導教員による履修指導を実施している（別添資料6-3-K（再掲））。

- ・履修計画書

前期・後期の履修願提出時に、「履修計画書」を併せて提出させ、指導教員の署名を必須としている。入学時に学生のこれまでの学修歴・修士課程における研究テーマ・修了後の希望進路等に基づいて指導教員の指導を受けた上で2ヶ年分の履修計画を立てさせ、体系的な学習を担保している。2年進級時には、履修計画の見直しを行い、再度の提出を要することとしている。

- ・オフィスアワーの設定

シラバスに「Office Hours(オフィスアワー)」を記載し、授業担当教員が授業に関する各種の問い合わせに対応する時間を確保している。

＜商学研究科アントレプレナーシップ専攻＞

アントレプレナーシップ専攻では、「アントレプレナーシップ専攻履修指導教員制実施要項」に基づき、履修指導を実施している（別添資料6-5-A）。

- ・新入生に対する事前説明会における面談

新入生に対して、入学前の3月に「事前説明会」を開催し(令和元年は新型コロナウイルス感染拡大に伴い非開催)、その中で履修指導教員との面談を実施し、進級要件と修了要件の再確認、授業科目の選択と履修プランの作成、長期履修学生制度についての説明、履修願の記入と教員による確認・署名について説明を行っている。

- ・学修管理システム（manaba）による面談室の開設

履修指導教員は、修学期間中の履修に関して随時相談にあたるが、学修管理システムmanabaにおいて「指導教員と学生の1対1による面談室」を設置し、年間を通じて円滑な履修指導、修学相談の場が確保されている。

- ・履修相談期間の設定

前期と後期の履修願締切前約2週間を履修相談期間として設定し、面談を実施する。学生の成績表、「面談記録表」を指導教員に配付し、履修願には正・副指導教員の署名を必須としている。

- ・メールアドレス等の明示

履修指導教員は、学生への指導及び助言について日常的に応ずることとし、これを周知するためにシラバス等に各教員のメールアドレス及び研究室の電話番号を明示している。

II 学習相談

<商学部>

- ・学生及び保護者からの窓口・電話相談等受付

教務課において、窓口やメール、電話による相談を随時受け付けている。

- ・「学生何でも相談室」における相談対応

学生の大学生活における様々な悩み事について相談できる窓口として「学生何でも相談室」を開設し、教員及びカウンセラー2名を配置している（別添資料4-2-B）。学部学生では平成27～令和元年度で年間平均100件程度の相談を受け付けており、うち学習相談については20件ほどである（資料4-2-2参照）。

- ・「ピアサポートルーム」における相談対応

平成30年度より心理学ゼミ所属の学生がピアサポーターを務める「ピアサポートルーム」を開設し、学習相談を含む幅広い相談に応じている。ピアサポーターに対してはPBL形式のピアサポーター教育プログラムを実施し、質の向上に取り組んでいる。講義のある平日の昼休み時間帯に開室して相談を受け付けているほか、「レポート講習会」や「学科選択講習会」といったイベントも開催した。

<商学研究科>

学部同様、学生の大学生活における様々な悩み事について相談できる窓口として「学生何でも相談室」を開設し、教員とカウンセラー2名を配置している。大学院生では平成27～令和元年度で年間平均5件程度の相談を受け付けており、うち学習相談については2件ほどである（資料4-2-3参照）。

III 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための支援

<商学部>

商学部では、社会的・職業的自立を図るため、共通科目に以下の科目を配置している。いずれも正課科目であり、これらの体系的な科目を1年次から履修することで、学生が入学後早期に豊かで幅広い職業観や職業意識、進路選択能力とそこに到達するための学ぶ力を身に付け、自らのキャリアデザインを描くことができるようになっている。

資料6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための取組

科目名	実施状況
総合科目Ⅱ	(科目概要) 大学卒業後のキャリアを見据えながら大学生活全般を有意義に過ごすために必要となる受講生個々の主体的な学修動機と学修目的の獲得を目指す。 (履修者数) H28:367 H29:342 H30:342 R1:396

総合科目Ⅲ	<p>(科目概要) 本学同窓会組織である「緑丘会」から派遣された講師が担当するオムニバス形式の講義で、卒業生が自らのキャリア形成の過程や実社会での経験について講演を行う。学生が社会の実情を理解し、グローバルな視点を持つ必要性を自覚することに加え、卒業後のキャリア形成のビジョン及び在学中の修学目的を明確にすることを目指す。</p> <p>(履修者数) H28 : 338 H29:322 H30:224 R1 : 477</p>
社会連携実践 Ⅰ～Ⅲa クラス	<p>(科目概要) 民間企業等における一定期間の職業体験や実地研修といったいわゆるインターンシップを単位化する科目であり、現実のビジネス環境で求められる資質、汎用的能力、専門知識、コンピテンシーを理解し、それらの獲得と向上を目指す。</p> <p>(単位認定者数) H28 : 24 H29:32 H30:41 R1 : 25</p> <p>※インターンシップの実施状況については別添資料6-5-B参照</p>
社会連携実践 Ⅰ～Ⅲb クラス	<p>(科目概要) ボランティア活動を単位化する科目であり、地域での社会活動を通して市民的責任や社会的役割についての意識を高めることを目指す。令和元年度から開講しており、実施プログラムと参加者数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における英語教育ボランティア (2名) ・高等学校における教育ボランティア (6名) ・小樽雪あかりの路ボランティア (47名)
社会連携実践 Ⅰ～Ⅲc クラス	<p>(科目概要) 地域の企業や自治体等で働く社会人と協働して、地域の課題解決を目的としたプロジェクトにチームで取り組む。大学での学びと社会・地域の諸課題を具体的に接続させること、予め用意されていない答えを導き出す力を育成することを目指す。</p> <p>平成 28 年度～令和元年度</p> <p>プログラム数 : 35、参加学生数 : 110 名</p>

<商学研究科現代商学専攻>

以下のような研究支援制度を設け、研究者としての自立を支援している。

資料6-5-4 学生への研究支援制度

支援制度	支援内容・実施状況
大学院生学会等発表支援事業	<p>現代商学専攻博士後期課程の学生を対象に、国内で開催される学会等において講演、研究発表、討論等を行う際の旅費及び学会登録料を最大 10 万円まで補助する制度を設けている。平成 29 年度に制度を創設し、令和元年度からは、海外で開催される学会等も本制度による支援の対象とした (指導教員を伴わず参加する場合)。</p> <p>採択状況</p> <p>平成 29 年度 : 3 件 平成 30 年度 : 3 件 令和元年度 : 3 件</p>
国際学会等	海外で開催される国際学会、シンポジウム、セミナー、研究集会への参加に際し、旅費

発表支援事業	や学会登録料といった諸経費を最大 20 万円まで補助する制度を設けており、本学教員のみならず現代商学専攻博士後期課程の学生も支援対象としている（指導教員が帯同する場合に限る）。 大学院生の採択状況 平成 28 年度：0 件 平成 29 年度：0 件 平成 30 年度：0 件 令和元年度：2 件
専門研究員制度	本学の大学院博士後期課程を修了した者又は本学の博士前期課程を修了し国内外の大学で博士後期課程を修了した者を対象に、本学の施設、図書、設備を利用することにより研究の継続を支援する。

このほか、日本での就職を考えている留学生に対しては、学部同様キャリア支援室において求人の紹介等支援を行っている。

<商学研究科アントレプレナーシップ専攻>

アントレプレナーシップ専攻は「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」専門職学位課程であることから、「社会的・職業的自立を図るために必要な能力」は入学する際の前提条件となっており、特別な取り組みは必要としていない。

IV 履修上特別な支援を要する学生に対する学修支援

<障がいのある学生に対する支援>

障がいのある学生の「学ぶ権利」を保障することを目的として、保健管理センターに「特別修学支援室」を設置している（別添資料 2-1-K）。障がいのカテゴリーと特別修学支援室の登録学生数及び支援の例は、下表のとおりである。なお、大学院生が特別修学支援室に登録された例はまだない。

資料 6-5-5 障がいのカテゴリーと特別修学支援室の登録学生数

障がいのカテゴリー	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・言語障がい	0	0	0	1
肢体不自由	1	1	1	1
病弱・虚弱	2	2	4	4
重複	0	0	1	1
発達障がい	1	2	3	5
精神障がい	0	0	0	0

その他の障がい	0	1	1	1
計	4	6	10	13

資料6-5-6 障がいのカテゴリと特別修学支援室での支援の例

障がいのカテゴリ	支援の例
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時の途中退室を許可する ・教室移動に時間がかかることが予想される場合、遅刻して入室することを許可する ・定期試験時の座席位置を途中退室可能な位置に変更する ・定期試験時に拡大した試験問題・解答用紙の使用を許可する
病弱・虚弱	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の録音、授業スライドの撮影を許可する ・体調不良時の途中退室を許可する ・履修抽選の際に、障がいによる制約を受けにくい科目を優先的に受講できるよう配慮する ・定期試験の時間延長とその際に別室で受験することを許可する ・体調不良による欠席が続いた場合、欠席基準の緩和か代替措置について許可する ・体調不良が続いた場合、レポートの提出期限の延長を許可する ・定期試験時のトイレ利用（トイレのための一時退室）を許可する ・別室での立位での受験を許可する
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の録音、授業スライドの撮影を許可する ・研究指導担当教員に対し、障がい特性について情報提供を行う

特別修学支援室には専従の教員及び職員が配置されており、障がいの内容と学生の成長を踏まえて必要な配慮を調整し、教員と連携しながら学修支援を行っている。また、障がいのある学生のために授業のノートテイク等を行う者に対して謝金を支給できるよう、平成30年度に申し合わせを制定した（別添資料6-5-C）。ただし令和2年9月時点でノートテイクに対する謝金支給の実績はない。

<留学生に対する支援>

留学生に対しては、チューター制度を設けるとともに、北海道地区国立大学連携による「学部・大学院入学前留学生教育プログラム」を実施している。前者は、本学の学生のうち、チューターとして登録した日本人学生が留学生の学修や日常生活の援助を行っているものである。毎年30名程度（登録学生数は60名程度）の日本人学生がチューターとして活動しており、空港への出迎えと日本で学生生活を開始するにあたっての諸手続きの補助に始まり、日常生活や日本語上達のサポートに至るまで、マンツーマンで手厚く支援する制度とな

っている。後者は、平成 25 年度から受け入れ留学生に対して毎年度受講の案内を行っており、毎年 2 名程度の留学生が参加している。

資料 6-5-7 チューター活動実績

	チューター活動人数	主な活動内容
H27	107	日常生活の援助、日本語学習の援助
H28	96	日常生活の援助、日本語学習の援助
H29	125	日常生活の援助、日本語学習の援助
H30	122	日常生活の援助、日本語学習の援助
R 元	66	日常生活の援助、日本語学習の援助

資料 6-5-8 「学部・大学院入学前留学生教育プログラム」実績

	参加者数
H27	1
H28	0
H29	4
H30	3
R 元	2

また、大学ホームページは英語版を用意しており、主に短期留学プログラムの学生（交換留学生）に向けて、プログラムの内容や時間割、シラバスなど英語で情報提供している（別添資料 6-5-D~E）。

以上のことから、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

○ 学修管理システムの全学導入と「GROW」の活用

第 2 期中期目標期間中に整備したアクティブラーニング (AL) 教室やタブレット端末等機器について、AL サポートセンターや言語センターデジタルタスク室を中心に学生への利用サポートを充実させるとともに、学修管理システム「manaba」の全学導入に向けて平成 28 年度に全学生への ID を割り当て、平成 29 年度には中期計画を前倒しするかたちで全科目導入を完了した。学修管理システムは、通常授業や大人数クラスでの使用に加え、学外学修における活動記録の共有やリスク管理のツールとしても活用されており、平成 30 年度には教務システムと連携させることで、よりきめ細やかな学修管理、教育指導が実現した。なお、新型コロナウイルス感染拡大により令和 2 年度の前期授業をすべて遠隔で実施した

際は、授業コンテンツの配信に「manaba」を活用し、円滑な講義配信の基盤となった。

また、平成 29 年度から、主に学外学修プログラム参加学生に対する学修支援ツールとしてコミュニケーション力等の多面的要素を測る評価コンピテンシーツール「GROW」を導入し、活用している。本ツールの導入により、学生が自己評価・他者評価を通じて自己成長を可視化・管理できるため、学生自身が能力を把握するとともに、授業担当教員側も適宜指導・助言が可能となっている。

○ グローカル教育・アクティブラーニングの環境整備

本学が推進するグローバル人材育成の場として、平成 28 年度に「コラボルーム」「グローバルラウンジ I・II」「学生起業サポートルーム」を整備し、日本人学生と留学生の交流の場、また、学生の起業活動を行う場を整備した。

○ 特別修学支援室やピアサポートルームの設置と支援活動

平成 28 年度に北海道で初となる修学支援組織として専任教員 1 名及びカウンセラー 2 名により組織する「特別修学支援室」を保健管理センターに設置し、関係課室等と連携して、障がいのある学生に学修及び研究を行う上で必要な支援を行う体制を整備した。支援を必要とする学生の情報は、特別修学支援室長（専任教員）が学部・大学院合同教授会で報告を行い全教員に周知することで、全学的な支援体制を敷いている。加えて、平成 30 年度には学則を改正し、障がいのある学生が長期履修制度を利用できるようにするとともに、ノートテイクや移動介助といった負担度の高い支援活動を行う学生への謝金の額を定めるなど、より具体的な支援に向けた枠組みの整備・充実を行った。

また、平成 29 年度から特別修学支援室長の指導の下、心理学ゼミ所属学生によるピアサポート活動として「ピアサポートルーム」を開室し、履修・レポート相談、生活相談に随時応じるとともに、ゼミ選択のための相談会や学科選択のための相談会を開催するなど、幅広い観点から学生生活のサポートを実施している。なお、「ピアサポートルーム」の活動にあたっては、学生へのピアサポーター教育プログラムの実施や「北海道ピア・サポートコンソーシアム」への参加等を通じ、支援の質の向上に努めた。令和元年度末からの新型コロナウイルス感染拡大時には、主に新入生や一人暮らしの学生を対象にメンタル面でのサポートを行い、参加学生の精神的なケアにも大きく貢献している。

○ 現代商学専攻では、すべての大学院生が研究室及びパソコン等の備品を使用できる環境を整備している。また、大学院生の学習・研究環境を充実させるため、平成 28 年度から電子ジャーナルを購読している。

○ アントレプレナーシップ専攻では、学生に対する履修指導として、入学式前に行う事前説明会において履修指導教員が学生の所属、学歴、年齢などの情報を把握したうえで、面談

によって年間の履修計画を立てる機会を設けており、学生の属性、多様性、将来のキャリアプランを考慮している。また、入学後は、正・副の履修指導教員を2名設定し、勤務状況の変化や就職活動の進展など各自の事情に応じて4月と10月の半期ごとに、各々の学習目標に沿って適切に履修できるよう指導を行っており、学修管理システム「manaba」上でも実施している。履修登録には、履修指導教員との面談を義務づけており、正履修指導教員は面談後に「面談記録簿」を作成し、フォローが必要な場合には専攻長との協議により対応する体制をとっている。さらに、本専攻2年間の修学のまとめとして最終レポートを作成する「ビジネスワークショップ」においては、ケース分析（戦略の分析・立案）、ビジネスプラン作成（新規事業提案）など、必要とされるスキルと指導方法によって複数のコースが編成されているため、各期における履修相談から得られる情報をもとにコース選択を指導している。このように、各学生が必要としている能力について指導教員が個別に相談・指導する体制をとり、学習効果を高めている。

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- | |
|-----------------------------------------------|
| 6-3-I 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士前期課程の研究指導教員に関する申合せ（再掲） |
| 6-5-A アントレプレナーシップ専攻履修指導教員制実施要項 |
| 2-1-L 小樽商科大学学生何でも相談室規程（再掲） |
| 6-5-B インターンシップの実施状況 |
| 2-1-K 小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程（再掲） |
| 6-5-C 障がいのある学生のためのノートイク等に係る謝金に関する申合せ |
| 6-5-D 留学生に対する外国語による情報提供 |
| 6-5-E YOUC シラバス |

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

<商学部>

成績評価については、「小樽商科大学履修方法等に関する規則」第 12 条で基準を定めており、教員はシラバスに「成績評価の方法」と「成績評価基準」を明示し、それに従って成績評価を行うこととしている（6-3-P 参照（再掲））。

資料 6-6-1 小樽商科大学履修方法等に関する規則（抜粋）

第 12 条 履修科目の成績は、秀(90点～100点)、優(80点～89点)、良(70点～79点)、可(60点～69点)又は不可(60点未満)により評価し、可(60点)以上を合格とする。ただし、インターンシップの成績については、合格又は不合格による評価とする。

2 試験の成績は、学業成績票をもって通知し、学期の開始時に交付する。

資料 6-6-2 成績評価について（履修の手引きより）

5. 成績評価について

(1) 成績評価・GPA 制度について

成績評価は、秀、優、良、可、不可の 5 段階により評価します。GPA 制度は、5 段階の成績評価をもとに、受講した全科目の習熟度（GPA：Grade Point Average）の平均を算出するものです。この制度は、学修の到達度をより明確に示し、自らの履修管理に責任を持ち、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修することを目的としています。また、5 段階評価や GPA 制度は、外国の多くの大学が採用しており、国際化に対応した成績評価方法です。これからは、留学や大学院進学等を希望する場合に必要な制度と考えられます。

詳細は、以下の表を参考にしてください。

合否区分	評価	評点	グレードポイント
合格	秀 (A)	100 点～90 点	4.0
	優 (B)	89 点～80 点	3.0
	良 (C)	79 点～70 点	2.0
	可 (D)	69 点～60 点	1.0
不合格	不可 (F)	59 点以下	0.0
履修取消	W (Withdrawal)	GPA 計算対象外	

【GPA の算出方法】

GPA とは、1 単位あたりの成績の平均値を示すものです。GPA を以下の通り計算し、その GPA を Web 上で各人に通知します。ただし、平成 27 年度以前入学者の GPA の算出に対象となる科目は、インターンシップを除く、すべての科目です。

算出式：

$$\frac{4.0 \times \text{秀の修得単位数} + 3.0 \times \text{優の修得単位数} + 2.0 \times \text{良の修得単位数} + 1.0 \times \text{可の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「不可」の単位数を含む）}}$$

※ GPA の計算は、小数第 2 位以下を四捨五入します。

※ 「履修取消し (W)」は、計算式に含みません。

※ 「総履修登録単位数」には、不合格科目を再履修し合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格の評価であった場合、それぞれ再履修前の不合格評価については、通算の GPA には算入しません。ただし、年度ごとに算出する GPA にはそれぞれ算入します。

履修要領

なお、研究指導（ゼミナール）など個人指導が中心となる科目について、成績評価の客観性を担保するため、学科等で統一した評価基準を設けることや、卒業論文の提出後から評価が確定するまでの期間に、教員相互で全学生の卒業論文を閲覧・検証できるような仕組みを設けることなどを検討している。

また、授業科目ごとの成績（秀・優・良・可）の割合を一覧にした「成績分布」を年度ごとに作成し、教務委員会及び各学科等において成績評価の分布の点検を行っている（別添資料6-6-A）。令和元年度には全学的な教育研究支援組織であるグローバル戦略推進センターの中に教学IR室を設置し、より組織的な成績評価分布の検証を行っている。

学生に対しては、令和元年度よりホームページ上で成績分布（GPA）を公開し、学生が自身の成績がどの程度にあるのか把握できるようにしている（別添資料6-6-B）。

また、成績評価に異議がある場合、「小樽商科大学における成績に対する確認及び異議申立に関する要項」に定める手順を通じて異議申立てを行うことができることとしており（別添資料6-6-C）、「履修の手引き」において周知している。

資料6-6-3 成績評価の内容確認、異議があった場合について（履修の手引きより）

（４）成績評価の内容確認、異議があった場合について	
<p>成績評価の内容を確認したい場合、または疑問がある場合は、まずは、授業担当教員に直接問合せください。また、問合せた結果、さらに疑問がある場合は、教務課を通じて確認を行います。確認の受付期間は、原則、成績公開後7日以内（卒業判定等に関する場合は3日以内）となります。</p> <p>なお、成績評価に対する確認は、成績への疑問に明確な根拠がある場合に限り、単に再評価を願い出るのみで疑問の内容を具体的に示していないものや、いわゆる救済目的、懇願的な内容のものは受け付けません。</p> <p>具体的な事例は次のとおりです。</p>	
<p>1. 受付できる事例</p> <p>1) 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの。</p> <p>2) シラバスに記載されている成績評価の基準及び方法に照らして、明らかな誤りがあると思われるもの。</p>	
<p>2. 受付できない事例</p> <p>1) 担当教員に情状の考慮を求めるもの。（卒業に関わる（この単位があれば卒業できる）、等）</p> <p>2) 他の学生との対比上の不満を訴えるもの。（友人は優だが、なぜ自分は良なのか、等）</p> <p>3) 具体的な根拠がなく、その評価になった理由のみを問い合わせるもの。（がんばったと思うのだが、どうして可なのか、等）</p> <p>※2）、3）の場合であっても、明確な根拠の提示がある場合は受け付けます。</p>	

資料6-6-4 成績評価に対する申立てへの対応実績

時期	申立ての概要	対応
平成29年度	修得できなかった科目の評価内容の確認及び疑義の申し立てがあった。	担当教員から評価内容の詳細を説明し、成績評価に誤りはないことを確認した。
平成29年度	成績評価の基準と異なる評価が付いているとして、評価内容の確認の申し立てがあった。	担当教員による確認の結果、成績評価の基準を誤っていたことが判明し、全履修生の成績評価を修正した。
令和元年度	平常点の計算において、他の学生よりも	教務課職員が詳細な事情を確認した結

	低く付けられているのではないかと 疑義の申し立てがあった。	果、不服申し立ては取り下げられた。
令和元年度	担当教員から不当な扱いを受けて単位を 修得することができなかつたのではない かという疑義の申し立てがあった。	担当教員から当該学生に対して、成績評 価の内容の詳細を開示し、成績に誤りが ないことを説明した。不当な扱いについ ては、担当教員と教育担当副学長及び教 務課で面談を行い、そのような事実はな かつたことを確認した。

<商学研究科現代商学専攻>

成績評価については、「小樽商科大学大学院商学研究科履修細則」にて基準を定めており、教員はシラバスに「成績評価の方法」と「成績評価基準」を明示し、それに従って成績評価を行うこととしている（別添資料6-3-P参照（再掲））。また、成績評価及びGPA制度については、シラバスの冒頭に記載し学生に周知している。

資料6-6-5 小樽商科大学大学院商学研究科履修細則（抜粋）

第6条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）及び不可（59点以下）に分け、可以上を合格とする。

資料6-6-6 成績評価、GPA制度について（現代商学専攻シラバスより）

(2) 単位

①単位の認定（科目修了の認定）

当該科目を受講し、科目試験を経て合格した場合には単位を認定し、学業成績票によって成績を通知します。

②学業成績の評価は、次の基準によって行なわれます。

秀	100点～90点	} 合格
優	89点～80点	
良	79点～70点	
可	69点～60点	
不可	59点以下 不合格

成績評価は、授業への出席、授業への参加度、提出課題の評価及び定期試験または最終レポートを総合的に判断して行ないます。

※同一科目を複数教員が担当した場合は、総合評価により単位が認定されます。

(4) GPA制度

GPA制度の概要は下記の表に示すとおりですが、5段階の成績評価のもとに、GPA (Grade Point Average) を算出し、表示することで学修の到達度をより明確に示し、自らの履修管理に責任を持ち、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修することを目的としています。

①GPA評価

可否区分	評価	評点	グレードポイント
合格	秀 (A)	100点～90点	4
	優 (B)	89点～80点	3
	良 (C)	79点～70点	2
	可 (D)	69点～60点	1
不合格	不可 (F)	59点以下	0
履修取消	W (Withdrawal)	GPA計算対象外	

(注1) GPAの計算は、小数点第2位以下を四捨五入するものとする。

(注2) 「履修取消「W」は、計算式に含みません。

(注3) 「総履修登録単位数」には、不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格の評価があった場合の、それぞれ再履修前の不合格評価については、通算のGPAには算入しません。ただし、年度ごとに算出するGPAにはそれぞれ算入します。

②GPAの算出方法

GPAとは、1単位当たりの成績の平均値を示すものです。GPAを以下のとおり計算し、そのGPAを各人に通知します。

算出式：
$$\frac{4.0 \times \text{秀の修得単位数} + 3.0 \times \text{優の修得単位数} + 2.0 \times \text{良の修得単位数} + 1.0 \times \text{可の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「不可」の単位数を含む）}}$$

現代商学専攻では、学生1人に対し正指導教員及び副指導教員（博士後期課程は正指導教員のみの場合もある）が設定され、学生は常に指導教員と密接に関わりながら履修及び学位論文の執筆をしていく。加えて、定員が博士前期課程20名、博士後期課程9名と少ないこともあり、教員からの説明が行き届きやすく、また不明な点等は都度教員に確認することができることから、成績評価に関する申立て等を手続き化する必要性が低い。そのため、成績に関して異議申立がある場合は、担当教員に直接申し立て、定期試験答案やレポートを開示して対応することとしている。ここで解決できなかった場合には、「学生何でも相談室」あるいは専攻長に申立が行われ、専攻長が教員・学生より事情を聴取し解決を図る。平成27年度から令和元年度で成績評価に関する申立てを受け付けた例はないが、異議申し立ての手続きについてシラバス等で学生に周知はされていなかったため、学生が手続きについて確認できるよう令和3年度のシラバスから明記する予定である。

また、令和元年度までの過去4年間の成績分布は以下のとおりである。それぞれ秀・優の

割合が4年間平均で86.8%となっており、少人数教育の中で成績評価及び単位認定は適切に実施されていると言える。

資料6-6-7 現代商学専攻 成績分布表

※当該年度の全履修科目数（延べ数）における各評語の割合

博士前期課程					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秀・優	83.1%	89.2%	83.1%	88.7%	87.9%
良	11.0%	4.5%	13.3%	7.3%	8.9%
可	3.9%	5.4%	2.4%	0.8%	1.6%
不可	1.9%	0.9%	1.2%	3.2%	1.6%
博士後期課程					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秀・優	88.9%	100%	81.5%	83.3%	82.4%
良	0%	0%	3.7%	0%	0%
可	0%	0%	3.7%	0%	0%
不可	11.1%	0%	11.1%	16.7%	17.6%

本専攻の成績分布については、これまで組織的な確認は行ってこなかったが、さらなる厳格な成績評価に努めるため、グローバル戦略推進センター教育支援部門大学院教育開発専門部会での確認体制を整備する予定である。なお、学生数が少ないため相対的な成績評価があまり意味をなさないため、成績分布を学生に公表することはしていない。

<商学研究科アントレプレナーシップ専攻>

成績評価については、「小樽商科大学大学院商学研究科履修細則」にて基準を定めており（資料6-6-5参照）、教員はシラバスに「成績評価の方法」と「成績評価基準」を明示し、それに従って成績評価を行うこととしている（6-3-P参照（再掲））。また、成績評価及びGPA制度については、シラバスの冒頭に記載し学生に周知している。

資料6-6-8 成績評価について（アントレプレナーシップ専攻シラバスより）

4. 単 位	
(1) 単位の認定（科目修了の認定）	
当該科目を受講し、科目試験を経て合格した場合には単位を認定し、学業成績票によって成績を通知します。	
(2) 学業成績の評価は、次の基準によって行われます。	
秀 100点～90点	} 合格
優 89点～80点	
良 79点～70点	
可 69点～60点	
不可 59点以下	不合格
※ 同一科目を複数教員が担当した場合は、総合評価により単位が認定されます。	

6. GPA制度

アントレプレナーシップ専攻では、GPA制度を導入しています。GPA制度の概要は下記の表に示すとおりですが、5段階の成績評価のもとに、GPA (Grade Point Average) を算出し、表示することで学修の到達度をより明確に示し、自らの履修管理に責任を持ち、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修することを目的としています。

なお、1年次から2年次への進級及び「ビジネスワークショップ」の履修について、次の要件を課しています。

- (1) 2年次に進級するためには1年次において、所定の進級要件単位（基本科目8単位、基礎科目6単位、実践科目4単位の合計18単位）以上を修得し、かつ進級要件単位の成績上位科目のGPA値が2.0以上でなければなりません。

この要件が満たせない場合は2年次生にはならず、配当年次が「2」の授業科目を履修することができません。そのため、大学院の修了が最低1年以上延期されることとなります。

- (2) 「ビジネスワークショップ」を履修するためには、基本科目12単位及び実践科目8単位を修得し、かつ「ビジネスワークショップ」を履修する学期までに全体のGPA値が2.0以上でなければなりません。

この要件が満たせない場合は「ビジネスワークショップ」を履修することができ

ず、修了が最低1年以上延期されることとなります。

ただし、MBA特別コースによる入学生については、進級に係るGPA値は課さず、「ビジネスワークショップ」の履修に係るGPA値のみを課すこととします。

①GPA評価

合否区分	評価	評点	グレードポイント
合格	秀 (A)	100点～90点	4
	優 (B)	89点～80点	3
	良 (C)	79点～70点	2
	可 (D)	69点～60点	1
不合格	不可 (F)	59点以下	0
履修取消	W (Withdrawal)	GPA計算対象外	

②GPAの算出方法

GPAとは、1単位当たりの成績の平均値を示すものです。GPAを以下のとおり計算し、そのGPAを各人に通知します。

算出式： $4.0 \times \text{秀の修得単位数} + 3.0 \times \text{優の修得単位数} + 2.0 \times \text{良の修得単位数} + 1.0 \times \text{可の修得単位数}$
総履修登録単位数（「不可」の単位数を含む）

(注1) GPAの計算は、小数点第2位以下を四捨五入するものとする。

(注2) 「履修取消 (W)」は、計算式に含みません。

(注3) 「総履修登録単位数」には、不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格の評価があった場合の、それぞれ再履修前の不合格評価については、通算のGPAには算入しません。ただし、年度ごとに算出するGPAにはそれぞれ算入します。

また、成績評価の適切性に関しては、学生を対象とした調査のほか、教員の自己評価による調査も実施しており、下表のように概ね高い評価結果を得ている。

資料 6-6-9 成績評価方法・基準に関する調査結果（学生対象）

調査内容：シラバスに記載された成績評価の方法・基準について、その内容は適切に記述されていたか（5点尺度）

調査年度	H27	H28	H29	H30	R1
平均値	4.44	4.40	4.45	4.62	4.68

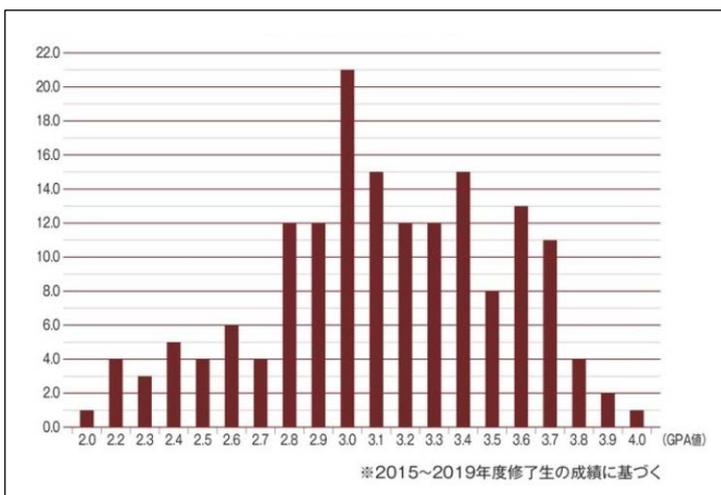
資料 6-6-10 科目区分毎の成績評価に関する調査結果（教員自己評価）（平均値）

調査内容：成績の評価に際して、最終的に決定した評価基準やシラバスに示した各評価項目の重みは、どの程度厳密に適用しているか（5点尺度）

	H27	H28	H29	H30	R1
基本科目	4.75	4.40	4.50	5.00	5.00
基礎科目	4.88	5.00	4.80	4.67	4.55
発展科目	5.00	4.67	4.67	4.67	4.61
実践科目	5.00	5.00	5.00	5.00	4.84

本専攻の成績分布（GPA 分布）は以下のとおりとなっており、2年次進級及び「ビジネスワークショップ」の履修に際し GPA の基準（2.0 以上：資料 6-6-8 参照）を設けている。

資料 6-6-11 アントレプレナーシップ専攻 GPA 分布



成績評価に関する学生からの不服申し立て方法は、各科目のシラバスに明記して学生に周知しており（6-3-P 参照（再掲））、不服申立書を本専攻教務委員長宛に提出させ、「教務委員会」が中心となって適切に対処する仕組みが確立されている。平成 29 年度から令和

元年度で成績評価に関する申立てを受け付けた件数は5件であり、授業参加度の評価基準の明示を求めるもの、減点理由に納得ができないなどといった問い合わせに対して、担当教員に対し成績評価の再確認を依頼するなどの対応を行った。

学部・大学院においては、「国立大学法人小樽商科大学における個人情報の開示等に関する規程」により、成績に関する個人情報を開示するとともに、定期試験答案やレポート等の成績評価資料を1年間保管することを義務付けている（別添資料3-2-H（再掲））。

以上のとおり、商学部、商学研究科現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻において、成績評価及び単位認定は、成績評価基準に基づき客観性・厳格性に配慮し適切に実施されていることから、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

○ 「社会連携実践実施要領」、「事情科目実施要領」の策定

通常の授業科目とは異なる授業形態である学外学修について、多面的で適切かつ厳格な成績評価を行うため、従来のシラバスにおける記載に加えて、平成29年度に地域における学外学修を行う正課科目「社会連携実践Ⅰ～Ⅲ」、短期留学を取り入れた正課科目「事情科目」についてそれぞれ実施要領を策定した。実施要領に科目の特徴に応じたスタンダードな成績評価基準を設けることで、多くの教員が担当できる運用体制が整備された（別添資料6-4-E、F（再掲））。

○ GMPにおけるGPAの活用

「グローバル・マネジメント副専攻プログラム（GMP）」に所属するためには、GPA要件（2.5以上）と学力要件（TOEIC550点以上等）を定めており、これらの要件は新入生オリエンテーション等で学生に説明し、本副専攻プログラムに興味のある学生のモチベーションを高めている。GMP修了生の成績は、平成30年度のGMP修了生（第2期生）7名の卒業時GPA平均は3.00（全学生の平均2.40）と極めて高い数値となっており、GMPが学生にもたらす高い教育効果が確認されている。

【改善を要する点】

○現代商学専攻の成績分布について組織的な確認を行うため、グローバル戦略推進センター教育支援部門大学院教育開発専門部会での確認体制を整備する。

○商学部において、研究指導（ゼミナール）など個人指導が中心となる科目の成績評価の客観性を担保するため、学科等ごとの統一評価基準や、卒業論文提出後からその評価が確定

する前の期間に、教員相互で全学生の卒業論文を閲覧・検証できるような仕組みを設けること等を検討する。

- 現代商学専攻における成績評価の異議申し立て方法について、シラバス等での学生への周知がされていないため、令和3年度のシラバスから明記することにより改善を図る。

【別添資料】

- | | |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6-3-P | シラバス (web) (再掲) |
| (商学部) | https://www.otaru-uc.ac.jp/hkyomu/kyomu_site/syllabus2020/01_.html |
| (現代商学専攻博士前期課程) | https://www.otaru-uc.ac.jp/gs/zenki_syllabus/ |
| (現代商学専攻博士前期課程) | https://www.otaru-uc.ac.jp/gs/kouki_syllabus/ |
| (アントレプレナーシップ専攻) | https://obs.otaru-uc.ac.jp/syllabus/ |
| 6-6-A | 成績分布の検討状況 |
| 6-6-B | 客観的な指標に基づく成績の分布状況 (平成30年度・令和元年度) |
| 6-6-C | 小樽商科大学における成績に対する確認及び異議申立に関する要項 |
| 3-2-H | 個人情報の開示等に関する規程 |
| 6-4-E | 社会連携実践実施要領 (再掲) |
| 6-4-F | 事情科目実施要領 (再掲) |

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

<商学部>

共通科目(外国語科目を含む)と学科科目の卒業認定基準及び共通科目と学科科目の区分ごとの卒業所要単位は、ディプロマ・ポリシーに即し、学則で規定している。卒業認定基準と卒業所要単位については、本学ホームページに掲載するとともに、入学時に配布する「OUCガイドブック」、「履修の手引き」に記載のうえ、4月の新入生オリエンテーションにて説明している。

資料 6-7-1 小樽商科大学学則 (抜粋)

第10章 卒業及び学位授与

(卒業の要件)

第40条 本学に4年(第17条及び第18条により入学した者については、4年次までの在学すべき年数)以上在学し、別表第2に定める単位を修得した者については、学長は、学部教授会の議を経て卒業を認める。

- 2 卒業を認めた者には、学士の学位を授与する。
- 3 学位に関する規程は、別に定める。

資料 6-7-2 卒業に必要な単位数 (「履修の手引き」より)

【2019年度入学者】			
1) 共通科目及び日本語科目			
区 分	単 位 数	備 考	
共通科目	知(地)の基礎	6単位以上	外国人留学生在が日本語学と比較日本文化論を修得した場合には、日本語科目の修得単位に振り替えることができる。
	人間と文化	4単位以上	
	社会と人間	4単位以上	
	自然と環境	4単位以上	
	健康科学	2単位以上	
外国語科目	14単位以上	1. 7外国語科目のうちから2外国語科目を選択必修とする。この場合において、外国語科目のⅠは2外国語各4単位、計8単位を、Ⅱは1外国語をⅡAとして4単位を、他方をⅡBとして2単位をそれぞれ必修とする。ただし、外国人留學生の場合は、母語を含めることはできない。 2. 外国人留學生の場合は、上級日本語及び日本事情から計6単位以上をもって、1外国語とすることができる。 3. 外国人留學生が、外国語科目・日本語科目を、14単位を超えて修得した場合には、日本語科目の日本事情Ⅰ・Ⅱに限り4単位まで基礎科目中の人間と文化系の修得単位に振り替えることができる。 4. 外国人留學生以外の學生が日本語科目を修得しても卒業所要単位には算入しない。	
日本語科目	(12単位)		
自由選択 (共通科目の単位数欄に掲げる単位を超える単位)	12単位		
計	52単位		

※外国人留學生が日本語学または比較日本文化論を修得し、日本語科目の修得単位に振り替えようとする場合には学部教務係の窓口で申請を行うこと。

2) 学科科目

経済学科、商学科（商学科英語専修を除く）、企業法学科及び社会情報学科共通

区分	単位数	備考
自学科基幹科目	12単位	商学科英語専修の科目を除く。
自学科発展科目	28単位	商学科英語専修の科目を除く。自学科基幹科目の単位数欄に掲げる単位数を超える単位を含めることができる。
自他学科科目 専門共通科目 学科自由科目	20単位	1. 自学科基幹科目及び自学科発展科目の単位数欄に掲げる単位数を超える単位を含めることができる。 2. 商学科英語専修科目及び学科自由科目は以下の科目を卒業所要単位に含めることができる。 ・経済学入門Ⅰ ・経済学入門Ⅱ ・国際経済学 ・英語コミュニケーションⅠ ・英語コミュニケーションⅡ ・比較文化Ⅰ ・比較文化Ⅱ ・法学 ・国際法 ・英語上級Ⅰ ・英語上級Ⅱ ・英語上級Ⅲ ・英語上級Ⅳ ・ビジネス英語Ⅰ ・ビジネス英語Ⅱ ・英語学特講Ⅰ ・英語学特講Ⅱ ・英文学特講Ⅰ ・英文学特講Ⅱ
研究指導	12単位	3年以上4年未満の在学中で卒業する場合は、6単位を自学科発展科目に認定する。
計	72単位	
卒業所要単位	124単位	

(注)

1. 自他学科科目とは、所属学科及び所属以外の学科の科目をいう。学科自由科目とは、経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科の自由科目をいう。
2. 進級に必要な単位数
ア 3年次に進級するためには、46単位(卒業所要単位に算入される単位に限る。)以上修得しなければならない。
イ 上記「ア」の単位数を、2年を超えて修得した者は、修得した年度の終了後2年以上在学しなければならない。
3. 研究指導の履修方法
ア 研究指導は原則として必修科目とする。
イ 研究指導を履修する者は、原則として、自学科科目あるいは専門共通科目の研究指導を履修するものとする。
ウ 例外的措置として研究指導を履修しないことが認められた者は、自学科の学科科目のうちから別に12単位を履修しなければならない。

3. 小樽商科大学の教育課程（カリキュラム・卒業に必要な単位数）

(1) 単位制

本学の授業科目は、必ず、**単位数**（4単位、2単位、1単位等）と**配当年次**（履修できる学年を示したもの）が決められています。学生は、その中から、各自の学習計画に基づいて履修する科目を決めなければなりません。

卒業するためには合計124単位が必要です。ただし、履修は全く自由に決められるわけではありません。本学の定める履修規則に従って単位を修得しなければなりません。124単位揃っていても、履修規則に従っていないと卒業できません。履修規則については「卒業に必要な単位数（P7～）」を参照してください。以下では、履修規則に従って修得した124単位を「**卒業所要単位**」と呼ぶことにします。卒業所要単位は、卒業に必要な最低の単位数ですから、これを超えて単位を修得することを妨げるものではありません。

卒業の認定は、学則に則って卒業判定資料を作成し、学部教授会の議を経て学長が決定する（別添資料1-3-C（再掲）、6-7-A～B）。

また、修業年限の特例措置として、長期履修制度及び早期卒業制度を設けている。

資料6-7-3 小樽商科大学学則（抜粋）

（長期にわたる教育課程の履修）

第12条 学生が特別の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育

課程を履修（以下「長期履修」という。）し、卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修を希望する者の取扱いについては、別に定める。 ※別添資料6-4-I 参照

（早期卒業）

第41条 本学に3年以上在学した者（これに準ずる者として別に定める者を含む。）が、前条に規定する卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第11条の規定にかかわらず、学長は、学部教授会の議を経て4年未満の在学での卒業（以下「早期卒業」という。）を認めることができる。

2 早期卒業に関する事項は、別に定める。 ※別添資料6-3-B 第9条の2 参照

<商学研究科現代商学専攻>

博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーに従って、アカデミック・トレーニング科目、基礎科目、発展科目及び研究指導の修了認定基準と修了所要単位が、博士後期課程では科目履修と博士論文指導の修了認定基準と修了所要単位がそれぞれ策定され、大学院学則第27条と第28条に定められている。これを満たした学生に修士（商学）または博士（商学）の学位が授与される。

資料6-7-4 小樽商科大学大学院学則（抜粋）

（博士前期課程の修了要件）

第27条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、かつ、当該専攻が定める授業科目のうち30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

（博士後期課程の修了要件）

第28条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第30条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 専門職学位課程を修了した者には、経営管理修士の学位を授与する。

修了認定基準と修了所要単位は、本学ホームページに掲載するとともに、シラバスに記載し、学生に周知されている。

資料 6-7-5 課程修了の要件（現代商学専攻シラバスより）

【博士前期課程の例】 ※博士後期課程については別添資料 6-7-C 参照

3. 課程修了の要件

本課程に2年以上在学し、前掲の進学類と専修類のそれぞれの履修要件に従って30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者は、課程修了となり修士（商学）の学位が授与されます。

○進学類

①進学類に所属する学生は国際商学コースに所属し、次の通り単位を修得しなければなりません。

科目区分	単位数	備考
アカデミック・トレーニング	4単位以上	研究方法論2単位を含む
基本科目 コース共通科目	10単位以上	国際商学コース基本科目から6単位を含む
発展科目	10単位以上	国際商学コースから4単位を含む
研究指導Ⅰ	2単位	必修（配当年次 1年後期）
研究指導Ⅱ	2単位	必修（配当年次 2年前期）
研究指導Ⅲ	2単位	必修（配当年次 2年後期）
計	30単位以上	

②進学類に所属する学生が2年次に進級するためには、**アカデミック・トレーニング科目群から4単位（研究方法論2単位を含む）と研究指導Ⅰ（2単位）を含め16単位以上を修得しなければなりません。**

この要件が満たせない場合は、2年目において学位論文の提出はできませんので、大学院の修了が1年以上延期されることになります。

○専修類

①専修類に所属する学生は、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース及び社会情報コースのいずれかに属し、次のとおり単位を修得しなければなりません。

科目区分	単位数	備考
アカデミック・トレーニング 基本科目 コース共通科目 発展科目	24単位以上	
研究指導Ⅰ	2単位	必修（配当年次 1年後期）
研究指導Ⅱ	2単位	必修（配当年次 2年前期）
研究指導Ⅲ	2単位	必修（配当年次 2年後期）
計	30単位以上	

修了の認定は、大学院学則に従い、修了判定資料を作成し、これに基づいて現代商学専攻教授会において修了に必要な単位数を確認の上、学長が決定する（別添資料 1-3-C（再掲）、6-7-A、D）。

また、修士論文及び博士論文にはそれぞれ審査手順・審査体制を定め、審査基準を

設けている。修士論文では、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース、社会情報学コースそれぞれが修士論文及び課題研究の審査基準を設定し、これらの基準により審査を行うことで、論文の質を保証している。博士論文においても、執筆計画書審査基準、事前審査基準、博士論文及び最終試験審査基準をそれぞれ定め、これらの基準により審査を行うことで、論文の質を保証している。(別添資料6-3-Q(再掲)、6-7-E)

＜商学研究科アントレプレナーシップ専攻＞

ディプロマ・ポリシーに従って科目区分毎の修了認定基準と修了所要単位が策定され、大学院学則に定められている。これを満たした学生に「経営管理修士（専門職）」の学位が授与される。

資料6-7-6 小樽商科大学大学院学則（抜粋）

(専門職学位課程の修了要件)

第29条 専門職学位課程の修了要件は、アントレプレナーシップ専攻に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、当該専攻が定める授業科目のうち43単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了するものとする。

第30条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 専門職学位課程を修了した者には、経営管理修士の学位を授与する。

修了認定基準と修了所要単位は、本学のホームページに掲載するとともに、シラバスに掲載して学生に周知している。

資料6-7-7 修了に必要な単位（アントレプレナーシップ専攻シラバスより）

3. 修了に必要な単位

修了に必要な単位数は、下表のとおりです。

なお、授業科目は、履修する場合の条件が課せられている場合があります。そのため、「履修条件欄」を良く読み、十分注意して履修計画を立ててください。

区 分	修 了 所 要 単 位	履 修 条 件
基本科目 (ベーシック)	12	[必修] 「1年次において、全ての単位を修得しておくことが望ましい。」
基礎科目 (コア)	12	[選択必修]
発展科目 (エレクトティブ)	8	[選択必修]

実践科目	8	【必修】 「ビジネスプランニングⅡ」は「ビジネスプランニングⅠ」を、「ケーススタディⅡ」は「ケーススタディⅠ」を修得していなければ履修できません。
ビジネスワーク ショップ	3	【必修】 「ビジネスワークショップ」は、2年次に進級し、「基本科目(ベーシック)」12単位及び実践科目8単位を修得していなければ、履修できません。 なお、上記の履修要件に加えて、「ビジネスワークショップ」を履修する学期までに全体のGPA値が2.0以上でなければ「ビジネスワークショップ」を履修することが出来ません。
修了所要単位	43	

修了の認定は、大学院学則に則って修了判定資料を作成し、これに基づいて大学院アントレプレナーシップ専攻教授会において修了に必要な単位数を確認の上、学長が決定する(別添資料1-3-C(再掲)、6-7-A、F)。

以上のとおり、卒業認定基準が定められ、各媒体により学生に周知され、組織的な判定が行われていることから、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- 1-3-C 小樽商科大学組織・運営規程(再掲)
- 6-7-A 小樽商科大学学位規程
- 6-7-B 学部教授会学長決定(令和2年3月5日開催)
- 6-4-I 小樽商科大学長期履修生規則
- 6-3-B 小樽商科大学履修方法等に関する規則(再掲)
- 6-7-C 課程修了の要件(博士後期課程)(現代商学専攻シラバスより)
- 6-7-D 現代商学専攻教授会学長決定(令和2年3月5日)

- 6-3-Q-① 小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文審査会要項（再掲）
- 6-3-Q-② 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文執筆計画審査会要項（再掲）
- 6-3-Q-③ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文事前審査会要項（再掲）
- 6-3-Q-④ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文審査会要項（再掲）
- 6-3-Q-⑤ 小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文及び課題研究の審査基準（再掲）
- 6-3-Q-⑥ 小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文・課題研究最終試験審査基準（再掲）
- 6-3-Q-⑦ 小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文・課題研究コース別審査基準（再掲）
- 6-3-Q-⑧ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文執筆計画書審査基準（再掲）
- 6-3-Q-⑨ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文事前審査基準（再掲）
- 6-3-Q-⑩ 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文及び最終試験審査基準（再掲）
- 6-7-E 博士論文審査員の選出方法の取り扱い
- 6-7-F アントレプレナーシップ専攻教授会学長決定（令和2年3月5日）

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【基準にかかる状況と分析結果】

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の卒業（修了）の状況は以下のとおりである。

資料6-8-1 標準修業年限内卒業（修了）率（上段）・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（下段）

卒業年度		H27	H28	H29	H30	R元
商学部		86%	86%	87%	87%	85%
		96%	93%	95%	93%	93%
商学研究科	現代商学専攻	100%	90%	67%	83%	100%
	博士前期課程	100%	100%	90%	83%	83%
	現代商学専攻	67%	50%	33%	0%	100%
	博士後期課程	100%	50%	67%	50%	33%
	アントレプレナーシップ専攻	100%	94%	94%	91%	97%
		91%	100%	100%	97%	91%

また、就職及び進学の様子は以下のとおりである。（※就職先業種等については別添資料6-8-A参照）

資料6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況

		H27	H28	H29	H30	R元	
商学部	進学率	0.8%	2.3%	0.2%	1.9%	1.3%	
	卒業者に対する就職率	90.4%	90.3%	93.6%	93.3%	92.8%	
	就職希望者に対する就職率	98.1%	98.4%	99.6%	99.2%	98.0%	
商学研究科	現代商学専攻博士前期課程	進学率	0%	0%	0%	0%	
		卒業者に対する就職率	37.5%	1%	50%	54.5%	75%
		就職希望者に対する就職率	60.0%	33.3%	100%	100%	100%
	現代商学専攻博士後期課程	進学率	0%	0%	0%	0%	0%
		卒業者に対する就職率	100%	50%	100%	0%	0%

		就職希望者に対する就職率	100%	100%	100%	0%	0%
アントレプレナーシップ専攻		進学率	0%	0%	0%	0%	0%
		卒業者に対する就職率	96.7%	97.1%	82.9%	94.1%	100%
		就職希望者に対する就職率	100%	97.1%	96.7%	100%	100%

本学卒業生・修了生の社会での活躍状況については、別添資料6-8-Bのとおりである。

また、本学では高等学校教諭一種免許状「商業」「英語」「情報」「公民」、中学校教諭一種免許状「英語」「社会」を取得することができるほか、商学部においては資格等の大学以外の教育施設等における学修の単位認定制度を設けている（資料6-3-10参照）。

資料6-8-3 各種資格の取得状況（人数）

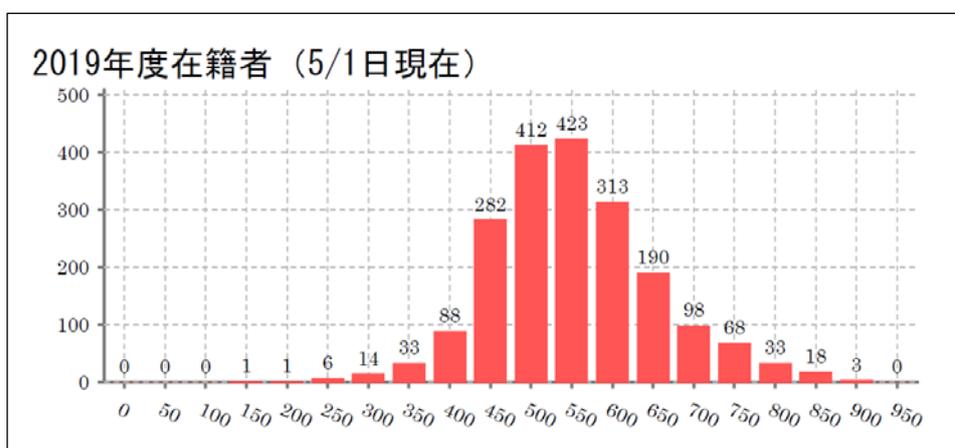
＜教育職員免許状＞										
	H27		H28		H29		H30		R1	
	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院
中学校	7	0	3	0	6	0	3	2	6	1
高等学校	10	0	7	0	9	0	4	2	4	1

＜本学の授業科目に単位認定することができる資格試験（商学部）＞					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
「ハングル」能力検定試験	32	11	7	1	1
ITパスポート試験	36	59	60	73	74
TOEFL iBT		1			
TOEFL ITP	8	9	20	11	25
TOEFL PBT		4		4	
スペイン語技能検定試験				2	1
ドイツ語技能検定試験	3		1	2	1
ロシア語能力検定試験	1	2		1	
韓国語能力試験				1	5
基本情報技術者試験		4	2	12	7
基本情報処理技術者試験	4				
実用フランス語技能検定試験	14	8	10	10	5

実用英語技術検定				6	
実用英語技能検定	3	7	7	1	3
中国語検定試験	2		1	1	1
日商簿記検定	24	11	9	9	9

<TOEIC>

本学では一部英語科目の期末試験として学内でTOEIC IPテストを実施している。これは英語科目の履修者のみならず一般の学生も受験することができ、スコアは上記の資格試験による単位認定制度にも利用できる。令和元年度在籍学生（商学部）のスコア分布は以下のとおりである。



また、学生の学修成果の確認や、卒業生（修了生）・企業のニーズ把握のため、学生をはじめ複数の対象に調査を行っている。

○ 卒業年次生へのアンケート調査

卒業論文の提出時にアンケート調査を実施し、直近の学修状況や資格の取得状況、海外経験、インターンシップの経験について確認している。また、平成30年度の調査から追加した「高校の後輩等に本学への入学を薦めるか」という設問では、「多に薦める」「どちらか」と薦めるを合わせると89%に上り、自由記述において「教養をつけるとともに2年間のゼミナールを通して議論の経験を積むことができる」「商学だけでなく、法律や経済、語学など多様な知識を学ぶことができる」といったコメントがあるなど、多くの学生が本学の教育課程を評価していることがうかがえる（別添資料6-8-C）。

○ グローカル・マネジメント副専攻プログラム所属者へのアンケート調査

「グローバル・マネジメント副専攻プログラム（GMP）」の所属者に対し、卒業（プログラムの修了）時にアンケート調査を実施している。所属した感想を問う項目では、「専門知識が身に付いた」、「留学生とのPBL型授業を通じた実践的な語学教育や英語で展開される国

際的な視点からの経済・ビジネス教育により語学力が向上した」というコメントに加え、「異文化や多様性への理解が増した」、「留学を通して日本（地域）の良さを再発見できた」といったコメントが大半を占める。これらはGMPの目的である「地域と世界を結び、北海道経済の活性化を担う『グローバル人材』の育成」に必要な資質であり、GMPを通じてこうした資質が身に付いたことを、学生自身が実感していることが確認できた（別添資料2-3-C）。

○ 卒業後3年・10年の卒業生に対する動向調査

平成29年度から、本学で身に付けた能力及び資質並びに当該能力等の実社会での有用度を検証するため、卒業後3年・10年を経過した卒業生に対し動向調査を行い、データを蓄積している。これまでの調査結果では、本学部のディプロマ・ポリシーに掲げている能力のうち、①「広い視野及び豊かな教養と倫理観にもとづいて行動できる力」及び②「専門知識を組み合わせ実践的に活用することにより、実社会の様々な問題を自発的に解決できる力」を社会生活で重要な知識・スキルと考える卒業生は90%以上おり、これらの能力を在学中に一般的なレベル以上に身に付けることができたとする卒業生は①は90%以上、②は75%以上に上っている。

また、本学のグローバル人材育成における各プログラムの実施体制の整備・充実により、在学中に地域でのボランティア活動を行った者は、平成19年度卒業生9.6%に対し平成27年度卒業生24.3%と大幅に上昇し、海外活動経験をした者も、平成20年度卒業生7.5%に対し平成28年度卒業生19.0%と2倍以上となった。ボランティア活動や海外活動を通じて身に付いた力については、「留学で訪れた国・地域への理解・関心」は平均95%、「ボランティア活動で訪れた地域への理解・関心」は平均75%となった（別添資料6-8-D）。

○ 本学卒業生が在籍する企業へのアンケート調査

これまで実施してきた企業訪問によるヒアリング調査を発展させ、平成30年度より、本学卒業生が在籍する企業の人事担当者に対するアンケート調査を実施している。「企業が本学の学生に求める能力」と「実際の本学卒業生がその能力を備えていたか」等の設問を設け、平成30年度は58社から回答を得た。その結果、本学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「広い視野及び豊かな教養と倫理観にもとづいて行動できる力」、「専門知識を組み合わせ実践的に活用することにより、実社会の様々な問題を自発的に解決できる力」は特に学生に求める能力であることを確認するとともに、実際に採用した本学卒業生はこれらの能力において「期待以上の水準にある」と回答した企業が約50%であった。「概ね期待通りの水準にある」とした企業を含めると約90%にのぼり、本学の人材育成は一定の評価を得ている（別添資料6-8-E）。

以上のとおり、単位修得・卒業（修了）の状況が妥当なものであり、学部・研究科において、それぞれ就職率の高さ、学生に対する各種アンケートによる評価、就職先からの評

価、学生の卒業後の活躍の状況が優れていることから、本基準を満たしていると判断する。

【優れた点】

○ TOEIC IP テスト

本学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げる「グローバル時代に対応する実践的な語学能力」を身に付けた学生を育成するため、早期の語学研修、海外留学及び英語によるビジネス教育といった学修環境を提供している。初年次の英語教育においては、平成 28 年度から入学直後のプレイスメントテストを実施し、TOEIC 対策クラスを成績に応じ上位グループ（前期）と下位グループ（後期）に二分するクラス分けを行っている。初年次からの海外語学研修を促進した結果、平成 29 年度の TOEIC IP テストにおいて、730 点以上を得点した学生が 34 名（平成 27 年度実績から 24 名増加）、平均点 561 点（平成 27 年度実績から 30 点上昇）という結果が得られたほか、令和元年度には、本学入学後海外留学等を経験し、TOEIC 及び TOEFL のスコアを著しく伸ばした学生が、学生表彰に選出された。

○ 同窓会からの支援と高い就職率

本学は全国でも有数の同窓会ネットワークを有しており、さまざまな財政的・人的支援の一環として、「緑丘企業等セミナー」等の充実したキャリア支援を行っている。本学の第 3 期中期目標期間における就職率は、平均 98.9%と安定して高い水準を保っており、本学の就職力は全国的にも高い評価を得ている。（実就職率ランキング 全国国立大学のうち 8 位（AERA 就職力で選ぶ大学 2019）、就職に力を入れている大学 全国国立大学のうち 9 位（大学通信 2018 調査）等）

【改善を要する点】

特になし

【別添資料】

- | |
|--------------------------------|
| 6-8-A 学校基本調査（卒業後の状況調査） |
| 6-8-B 卒業生・修了生の活躍状況 |
| 6-8-C 卒業年次生アンケート |
| 2-3-C GMP アンケート（再掲） |
| 6-8-D 卒業後 3 年・10 年の卒業生に対する動向調査 |
| 6-8-E 企業へのアンケート調査 |